

茂原市

第3次障害者基本計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画

～ともに ささえあい つながるまちへ～



茂原市マスコットキャラクター 「モバリん」

平成30年3月

はじめに

茂原市では、平成21年3月に「誰もがあたり前に幸せを実感できる暮らしの実現」を基本理念として「第2次茂原市障害者基本計画」を策定し、障害者福祉を推進してまいりました。



この間、国では「障害者の権利に関する条約」の批准や、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの法整備が進められ、障害のある人に関する各種制度や仕組みは、充実とともに目まぐるしく変容しています。

こうした中、地域社会を見ると少子高齢化、核家族化などのさまざまな問題は続いており、高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現への取り組みが重要となってきています。

すべての市民が、障害のあるなしに関わらず、お互いの個性と人格を尊重し、ともに協力し合い、支え合いながら、つながりを持った地域生活の実現のため、この度「お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指して～ともに ささえあい つながるまちへ～」を基本理念として、「第3次茂原市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を合わせて策定しました。

今後は、これらの新たな計画を基に、市民の皆様と協働して障害者福祉の推進に取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたり、茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会の委員をはじめ、アンケートやヒアリング、パブリックコメントにご意見をいただいた障害のある方やそのご家族、関係団体、障害福祉サービス事業所など多くの皆様のご協力に、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

茂原市長 田中豊彦

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と目的	4
2 計画の位置づけと役割	5
3 計画の期間	6
4 「障害のある人」の範囲	6
5 近年の法制度の整備状況	7
6 計画の目指すべき将来像	8
7 計画策定における視点	8
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題	9
1 地域の現状	10
2 障害のある人の現状	13
3 障害のある人を取り巻く課題	18
4 目標年度における障害者手帳所持者数の推計	32
第2編 第3次障害者基本計画	33
第1章 基本理念と基本目標	35
1 基本理念	36
2 基本目標	38
第2章 基本方針	41
1 基本方針	42
2 施策検討の視点	45
3 施策の体系	47
第3章 施策の展開	49
1 共生・協働による体制への取り組み	50
2 安心して暮らせる保健・医療の充実への取り組み	51
3 保育・児童育成・教育への取り組み	52
4 相談支援体制への取り組み	54
5 権利が保障される体制への取り組み	54
6 責任と義務を伴う自立への取り組み	55
7 一人ひとりが自己実現できる体制への取り組み	56
8 雇用・就労・居場所づくり促進への取り組み	57
9 情報提供と意思疎通支援への取り組み	58
10 安全・安心対策への取り組み	58
第3編 第5期障害福祉計画	61
第1章 障害福祉計画の概要	63
1 計画の目的と期間	64

2 第4期計画からの変更点	6 4
第2章 第4期障害福祉計画の達成状況.....	6 5
1 第4期障害福祉計画の達成状況	6 6
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	7 1
1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策	7 2
2 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策	7 7
3 成果目標	8 7
第4編 第1期障害児福祉計画	9 1
第1章 障害児福祉計画の概要	9 3
1 計画の目的と期間.....	9 4
2 第4期計画からの変更点	9 4
第2章 第4期障害福祉計画の達成状況（障害児分野）	9 5
1 第4期障害福祉計画の達成状況（障害児分野）	9 6
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	9 7
1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策.....	9 8
2 成果目標.....	1 0 0
第5編 計画の推進体制.....	1 0 3
第1章 計画の推進と評価・行財政の効率的運用	1 0 5
1 計画の推進.....	1 0 6
2 計画の評価.....	1 0 6
3 行財政の効率的運用.....	1 0 6
資料編.....	1 0 9
1 計画策定の経過.....	1 1 1
2 要綱・委員名簿.....	1 1 2
3 市民意識調査アンケート結果.....	1 1 7
4 関係団体・事業所へのアンケート・ヒアリング結果.....	1 2 7
5 総合支援協議会からの意見.....	1 3 0
6 関連施策・事業の現状と課題.....	1 3 1
7 障害者（児）支援事業所等 一覧.....	1 4 4
8 用語の説明.....	1 5 6

○本文中、※の付された専門的な用語や単語については、巻末の資料編「8用語の説明」の中でわかりやすく説明していますので、ご参照ください。

第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

国では、「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）において、「地域社会における共生」・「差別の禁止」・「国際的協調」との基本原則を掲げ、また、制度や経済的・社会的な情勢の変化が激しいことを踏まえて計画期間を10年から5年に見直しました。現在、新たな「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～34年度）を策定しています。

千葉県においては、「第五次千葉県障害者計画」（平成27年度～29年度）に続く「第六次千葉県障害者計画」（平成30年度～32年度）として、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指した計画を、現在新たに策定しています。

茂原市では、平成10年3月に「茂原市障害者基本計画～ひと・かがやき・ふれあいプラン～」（平成10年度～19年度）、平成21年3月には「第2次茂原市障害者基本計画～あらたな ささえあいを ひろげる力～」（平成20年度～29年度）を策定し、市の障害福祉を推進してきました。

この間には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への移行、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」等の新たな法制度も定められ、障害のある人を取り巻く制度や環境が大きく変わりました。

また、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援については、平成28年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、従来は「障害福祉計画」にて大人と一緒に位置づけられていましたが、独立して「障害児福祉計画」を定め、一層の強化を図っていくこととなりました。

「第3次茂原市障害者基本計画・第5期茂原市障害福祉計画・第1期茂原市障害児福祉計画」は、こうした流れを受けて、茂原市の障害者施策の新たな指針として策定するものです。

2 計画の位置づけと役割

「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障害のある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

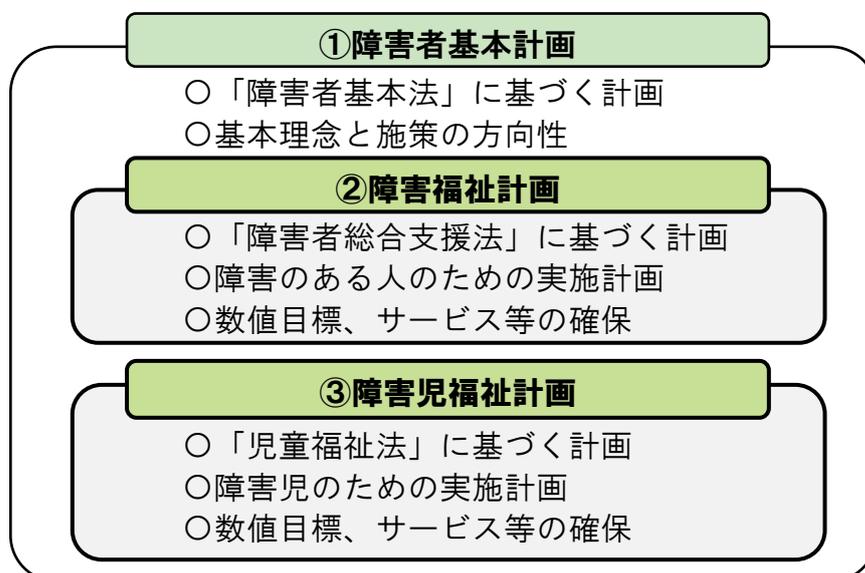
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保の方策を定め、

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援の見込量や確保の方策を定めた計画です。

これら3つの計画が茂原市の障害者施策の方向を示すもので、策定にあたっては、茂原市総合計画における位置づけを基本に、茂原市地域福祉計画をはじめ、関連する各種計画との整合性を図りながら一体的に策定しました。

障害者基本計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の比較

	①障害者基本計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障害者施策の全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービス等に関する3年間の実施計画	障害児福祉サービス等に関する3年間の実施計画
計画期間	6か年 (第3次:平成30～35年度 (2023年度))	3か年 (第5期:平成30～32年度 (2020年度))	3か年 (第1期:平成30～32年度 (2020年度))



3 計画の期間

第3次茂原市障害者基本計画は、平成30年度から35年度（2023年度）までの6か年を計画期間とし、関連計画と連携を図りながら推進します。また、実施計画となる、第5期茂原市障害福祉計画及び第1期茂原市障害児福祉計画は、平成30年度から32年度（2020年度）までの3か年を計画期間とします。

計画の期間

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
茂原市総合計画 (後期基本計画)	→					
第3次茂原市地域福祉計画	→					
第3次茂原市障害者基本計画	→					
第5期茂原市障害福祉計画	→					
第1期茂原市障害児福祉計画	→					

4 「障害のある人」の範囲

本計画の対象となる「障害のある人」は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害^{※13}を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

なお、社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

5 近年の法制度の整備状況

わが国の障害者関連法制度は、平成5年の障害者基本法施行を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成18年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。近年は、障害者権利条約の批准をめぐって、障害者支援の国際水準を満たすよう、障害者差別解消法をはじめとする法制度整備が進んでいます。

近年の法制度整備の状況

時期	項目	備考
平成5年 (1993)	障害者基本法施行 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成7年 (1995)	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障害者を障害者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成12年 (2000)	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定。支援費制度(平成15~17年度)の根拠にも
平成17年 (2005)	発達障害者支援法施行	発達障害をはじめて定義し、支援の対象に
平成18年 (2006)	障害者自立支援法施行	3障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
平成18年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年 (2007)	障害者権利条約に日本署名	以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年 (2012)	障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者虐待防止法施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年 (2013)	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者優先調達推進法施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年 (2014)	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法等の関連法を整備
平成28年 (2016)	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定(公共機関は義務、民間は努力義務)
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	障害者総合支援法・児童福祉法一部改正	障害児福祉計画策定など障害児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す

6 計画の目指すべき将来像

- 障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに支え合いながら、ともに生きる地域共生社会をつくる。
- 地域での暮らしを充実したものにするために、人とのつながりや、いざというときの安心感、生活の質の向上等を図る。
- 地域の中で日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やし、相互理解を図り、ともに支え合いながら生きていく。
- 生活環境・外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、生活安定、医療体制の充実など誰もが社会参加しやすく、暮らしやすい地域社会を目指す。

7 計画策定における視点

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障害のある人が自立した地域生活を実現できるよう「生活」と「就労」への支援の一層の充実や、高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用促進への見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かい対応を図るなど、サービスの質の確保や環境整備を行うこととされました。

(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本的指針

法改正に伴い、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める国の基本指針について、次の6つのポイントが見直されました。

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 就労定着に向けた支援
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 6 発達障害のある人への支援の一層の充実

(3) 前期計画の施策の評価

本計画の策定においては、前期計画の評価結果を踏まえ、内容が重複する事業を整理し、継続する事業、新規に施策に位置づける事業、統合する事業等を改めて設定しました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 地域の現状

(1) 茂原市の位置とまちの姿

茂原市は、市制施行以来、千葉県外房地域の中核として、また、長生・山武地方拠点都市の中心的な機能を担いながら、これまで発展を続けてきました。

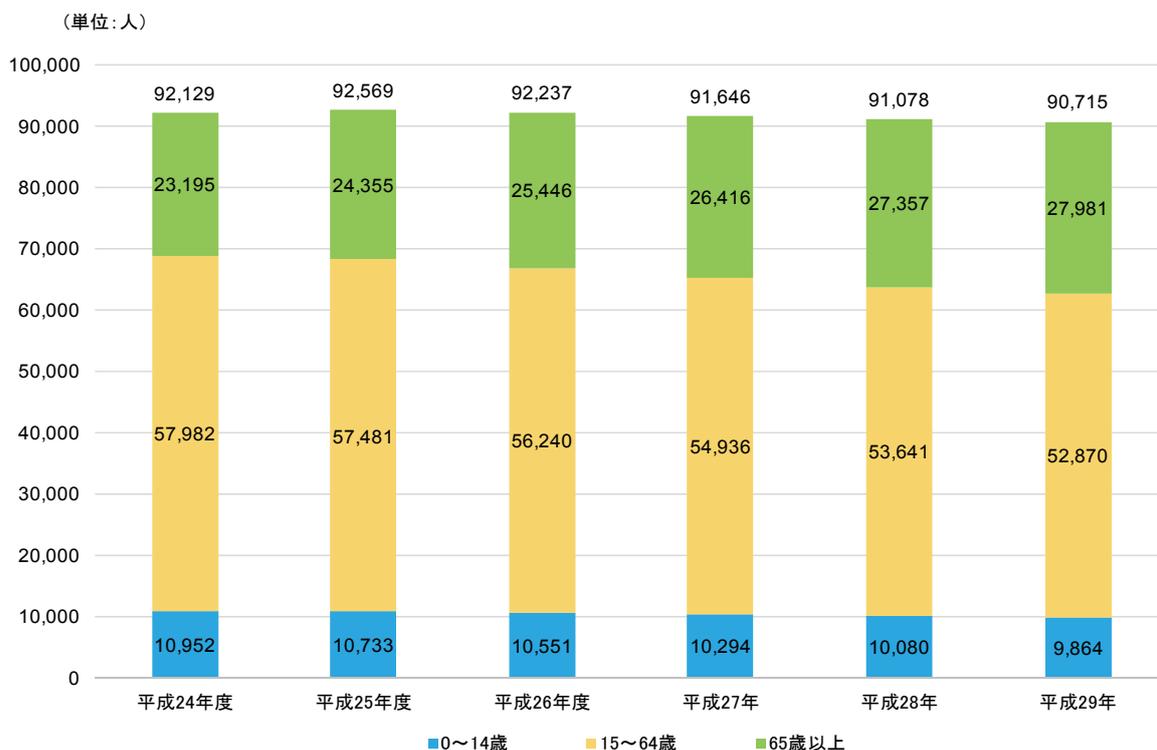
一方、首都圏郊外部50～70km圏、所要時間約1時間圏内に位置し、千葉市にも近接した立地条件にあって恵まれた自然条件のもと、製造業を中心とした産業集積も着実に進み、今日の9万人規模のまちの姿を整えてきました。こうした背景のもと、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、事業所、各種団体等が一体となった協働による「市民参加のまちづくり」に取り組んでおります。

(2) 人口の推移

茂原市の近年の状況を住民基本台帳人口でみると、毎年微減傾向で推移しており、平成29年には90,715人となっています。

年齢構成別をみると、65歳以上の高齢者人口が年々増加しているのに対し、その他の人口は減少で推移し、少子高齢化が着実に進展してきています。

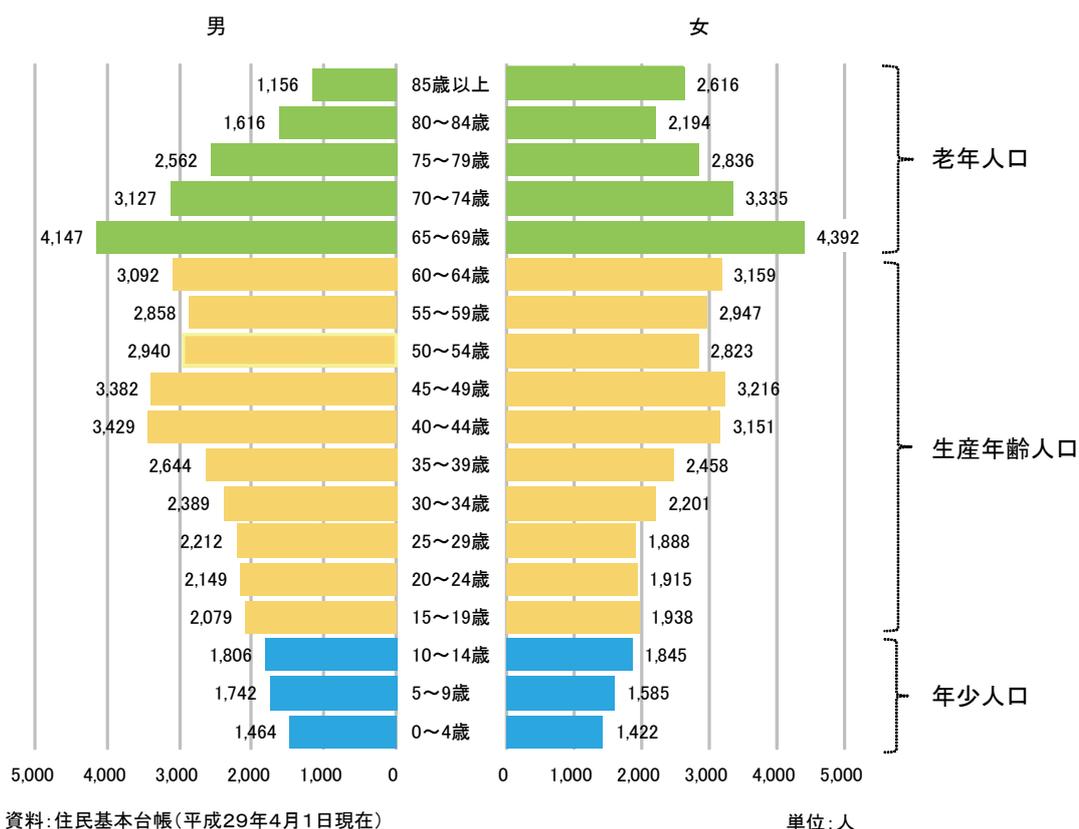
人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

また、平成29年4月1日現在の5歳階級別の人口をみると、65歳から69歳の年代の人口がひときわ多くみられ、本計画の終了年度には、その多くが後期高齢者の入り口に差し掛かります。

5歳階級別人口（平成29年）

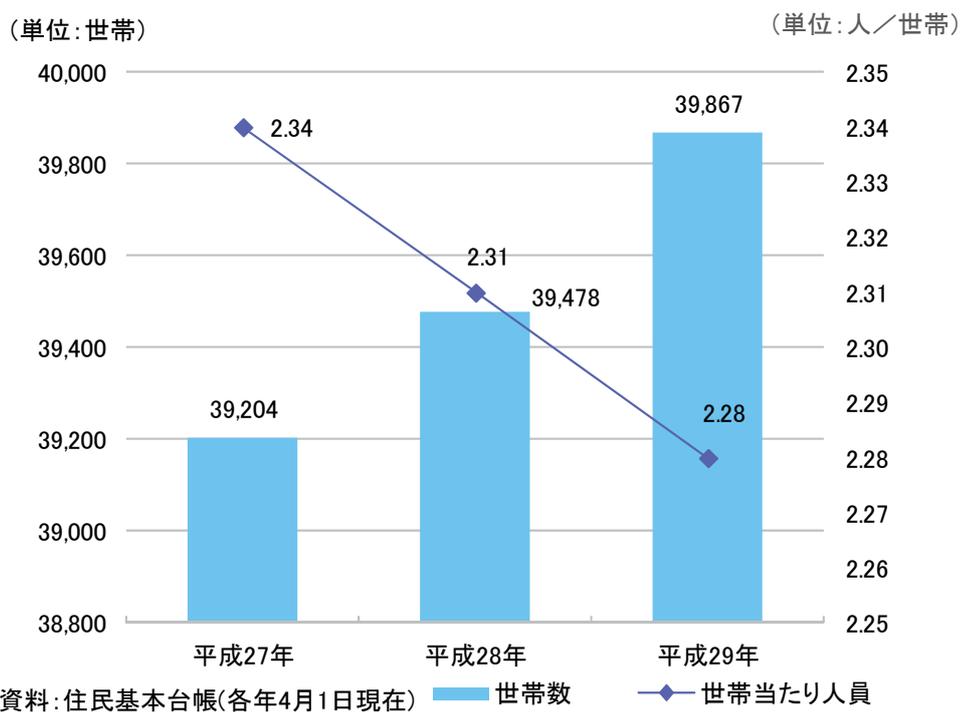


(3) 世帯や家族構成の縮小化

茂原市における世帯数をみると、平成27年の39,204世帯から増加傾向が続
き、平成29年には39,867世帯となっています。

一方、世帯当たりの構成人員は、平成27年の2.34人から平成29年には2.28
人へと、緩やかに世帯規模家族構成が縮小化し、核家族化が進んでいます。

世帯数と世帯当たり人員の推移



2 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者総数は、平成28年度（平成29年3月31日現在）に4,025人で、平成26年度からの2年間で55人増加しており、年平均でみると、年間で28人程度増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳は、微減傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はともに、増加傾向にあります。

また、総人口に対する手帳所持者の割合をみると、微増傾向で推移しています。

障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
所持者数	身体障害者手帳	2,948	2,945	2,870
	療育手帳	562	587	615
	精神障害者保健福祉手帳	460	494	540
	手帳所持者総数	3,970	4,026	4,025
対する割合 総人口に	身体障害者手帳	3.22%	3.23%	3.16%
	療育手帳	0.61%	0.64%	0.68%
	精神障害者保健福祉手帳	0.50%	0.54%	0.60%
	手帳所持者総数	4.33%	4.42%	4.44%

資料: 茂原市障害福祉課資料(各年度末現在)

<参考>

千葉県内における総人口に対する障害者手帳所持者の割合を地域別にみると、茂原市の属する長生健康福祉センター管轄においては、身体障害者手帳所持者数の総人口に対する割合は、3.42%と県内で5番目に高くなっており、療育手帳所持者数の総人口に対する割合は、0.70%と県内で8番目に高くなっています。

身体・療育・精神の3障害を合わせた手帳所持者数の総人口に対する割合は、4.67%と県内で6番目に高くなっており、長生地域の手帳所持者は、他の地域と比べ多い傾向にあることがわかります。

千葉県内地域別にみる総人口に対する手帳所持者の割合

上段：手帳所持者数(人)

下段：総人口に対する手帳所持者の割合(%)

地域名 (健康福祉センター別)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	地域別合計
習志野	12,574	2,706	2,950	18,230
	2.63%	0.57%	0.62%	3.82%
市川	14,657	3,557	4,294	22,508
	2.25%	0.55%	0.66%	3.46%
松戸	20,809	4,833	5,384	31,026
	2.58%	0.60%	0.67%	3.84%
野田	5,403	1,193	1,061	7,657
	3.49%	0.77%	0.69%	4.95%
印旛	19,993	4,683	4,698	29,374
	2.75%	0.64%	0.65%	4.05%
香取	4,013	876	493	5,382
	3.51%	0.77%	0.43%	4.71%
海匠	5,021	1,247	946	7,214
	2.98%	0.74%	0.56%	4.29%
山武	6,764	1,628	1,286	9,678
	3.20%	0.77%	0.61%	4.58%
長生	5,193	1,064	835	7,092
	3.42%	0.70%	0.55%	4.67%
夷隅	3,417	629	445	4,491
	4.58%	0.84%	0.60%	6.02%
安房	5,565	1,038	805	7,408
	4.31%	0.80%	0.62%	5.74%
君津	11,119	2,574	1,708	15,401
	3.38%	0.78%	0.52%	4.68%
市原	8,567	1,894	1,657	12,118
	3.08%	0.68%	0.59%	4.35%
千葉市	27,701	6,268	7,068	41,037
	2.87%	0.65%	0.73%	4.25%
船橋市	15,911	3,220	4,036	23,167
	2.52%	0.51%	0.64%	3.66%
柏市	11,211	2,550	2,852	16,613
	2.71%	0.62%	0.69%	4.02%
県全体合計	177,918	39,960	40,518	258,396
	2.83%	0.64%	0.64%	4.11%

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課平成29年3月31日現在
千葉県年齢別・町丁字別人口平成29年4月1日現在

(2) 身体障害のある人

身体障害者手帳の所持者数は、1級から6級までの全数で平成28年度末で2,870人となり、平成26年度の2,948人からの2年間で78人減少しており、全体では減少傾向にあります。

級別の状況をみると、推移には大きな差異はありませんが、1級の手帳所持者の割合が約3割になっています。

身体障害者手帳所持者数の級別の推移

(単位:人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
等級	1級	1,025	1,033	1,007
	2級	459	444	447
	3級	463	454	430
	4級	722	732	710
	5級	142	140	132
	6級	137	142	144
	計	2,948	2,945	2,870

資料: 茂原市障害福祉課資料(各年度末現在)

(3) 知的障害のある人

療育手帳の所持者数は、平成28年度末現在615人で、平成26年度からの2年間で53人増加しています。

程度別では、重度の人が手帳所持者のほぼ半数を占め、年代別では、18歳未満、18歳以上共に手帳所持者は年々増加してきています。

療育手帳所持者数の程度別・年齢別の推移

(単位:人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
年齢	18歳未満	108	115	120
	18歳以上	454	472	495
程度	軽度	167	186	197
	中度	124	129	136
	重度	271	272	282
計		562	587	615

資料: 茂原市障害福祉課資料(各年度末現在)

(4) 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度末現在540人で、平成26年度から80人増加しています。

このうち2級の手帳所持者は現在341人となっており、手帳所持者の6割強を占めています。

精神通院医療受給者証所持者数は、平成28年度末で1,084人で平成26年度から96人増加し、増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の級別及び 精神通院医療受給者証所持者数の推移

(単位:人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
等級	1級(重度)	79	81	89
	2級(中度)	304	322	341
	3級(軽度)	77	91	110
計		460	494	540
自立支援医療(精神通院医療)受給者		988	1,041	1,084

資料: 茂原市障害福祉課資料(各年度末現在)

3 障害のある人を取り巻く課題

本計画の策定にあたり、地域における障害のある人を取り巻く現状を把握しました。現状把握の方法として、市民意識調査アンケート、障害者団体・ボランティア団体・施設事業所等へのアンケート及びヒアリングを実施しました。ここでは、アンケートやヒアリングを通じて見えてきた現状から、地域の課題、障害のある人を取り巻く課題について、計画策定の主なポイントとなる内容について記載します。

※なお、グラフの選択項目は、具体的な意見についてのみ掲載しています。

(1) 市民意識調査アンケート結果

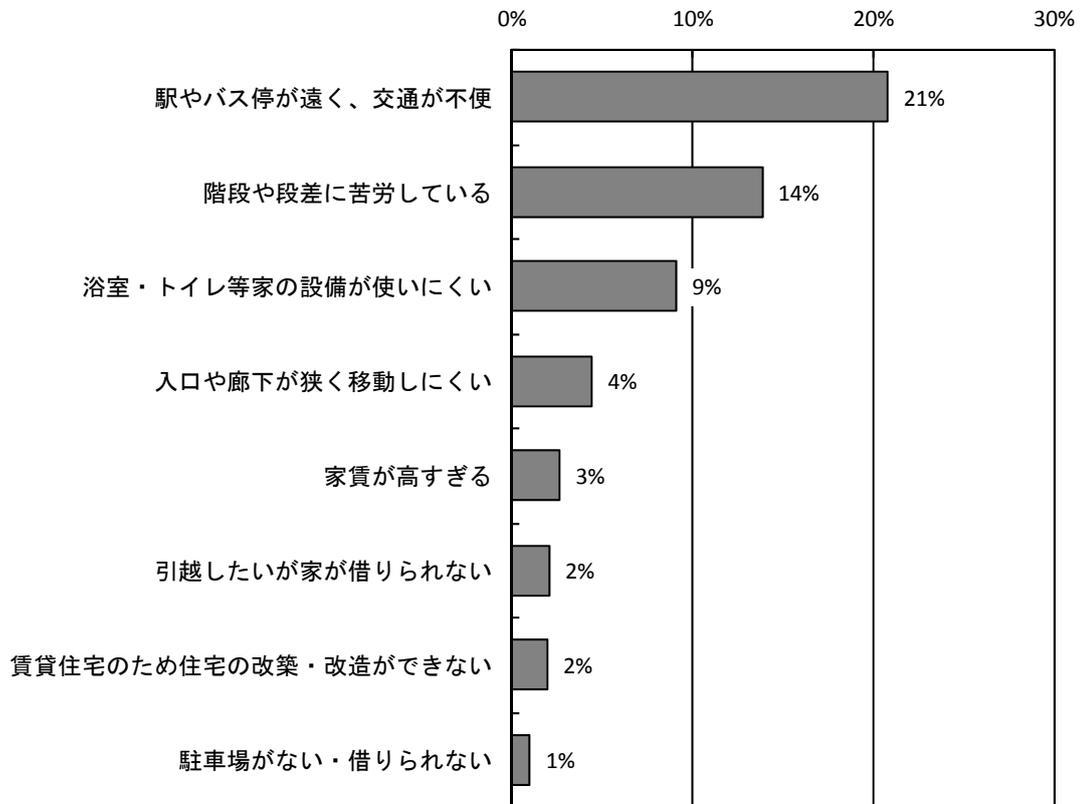
市民意識調査アンケートは、平成29年8月にアンケート調査票を郵送し、返信されたものを集計する方法で実施しました。アンケート調査の実施状況とその結果概要は、次のとおりです。

アンケート調査の実施状況

区分	調査対象	配布数	回収数	回収率
①	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（18歳以上）	3,456	1,909	55.2%
②	障害児通所支援受給者証または障害者手帳を持っている児童（18歳未満）	204	97	47.5%
③	上記以外の市民（16歳以上）	1,498	658	43.9%
合計		5,158	2,664	51.6%

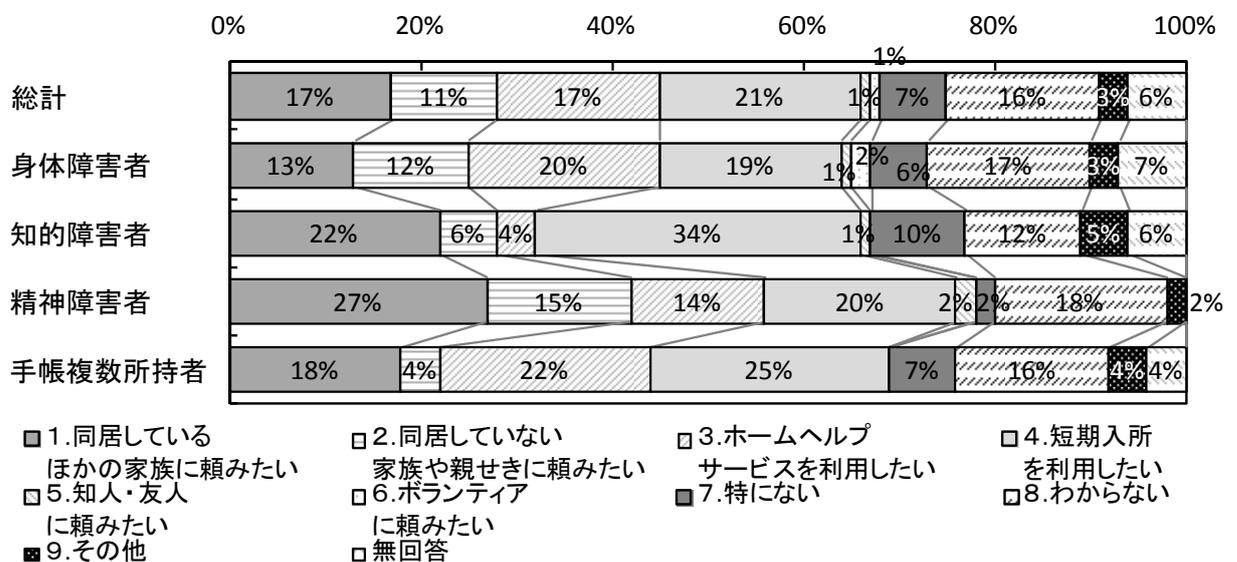
区分① 障害者手帳所持者（18歳以上）調査の結果より

①-1 住まいや暮らしについて困っていること



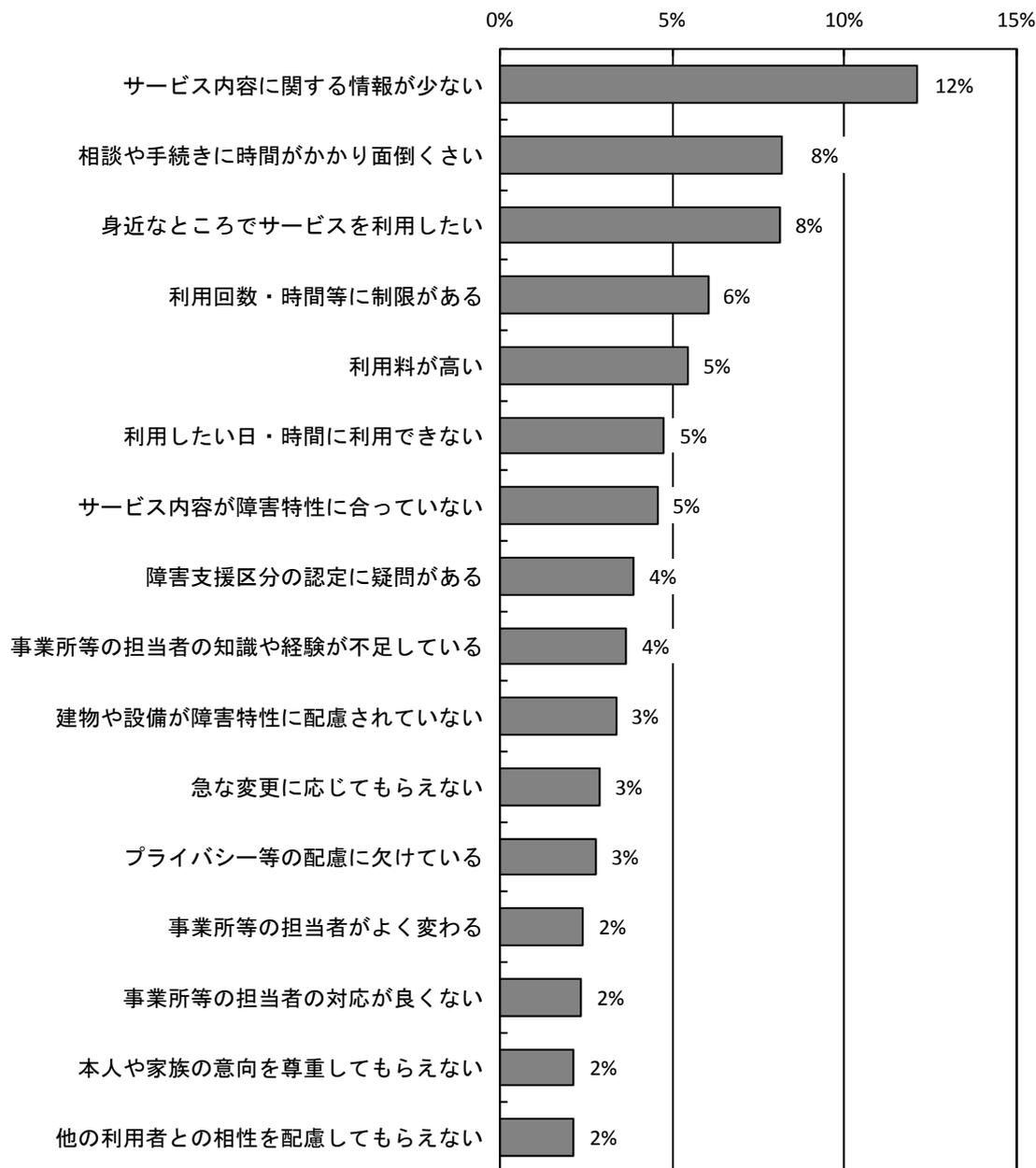
現状の住まいや、暮らしの中で困っていることに対する回答では、「駅やバス停が遠く、交通が不便」が21%となっていました。この結果は、障害の種別を問わず困っていることとして挙がっています。

①-2 介助している人が病気の時などに求められること



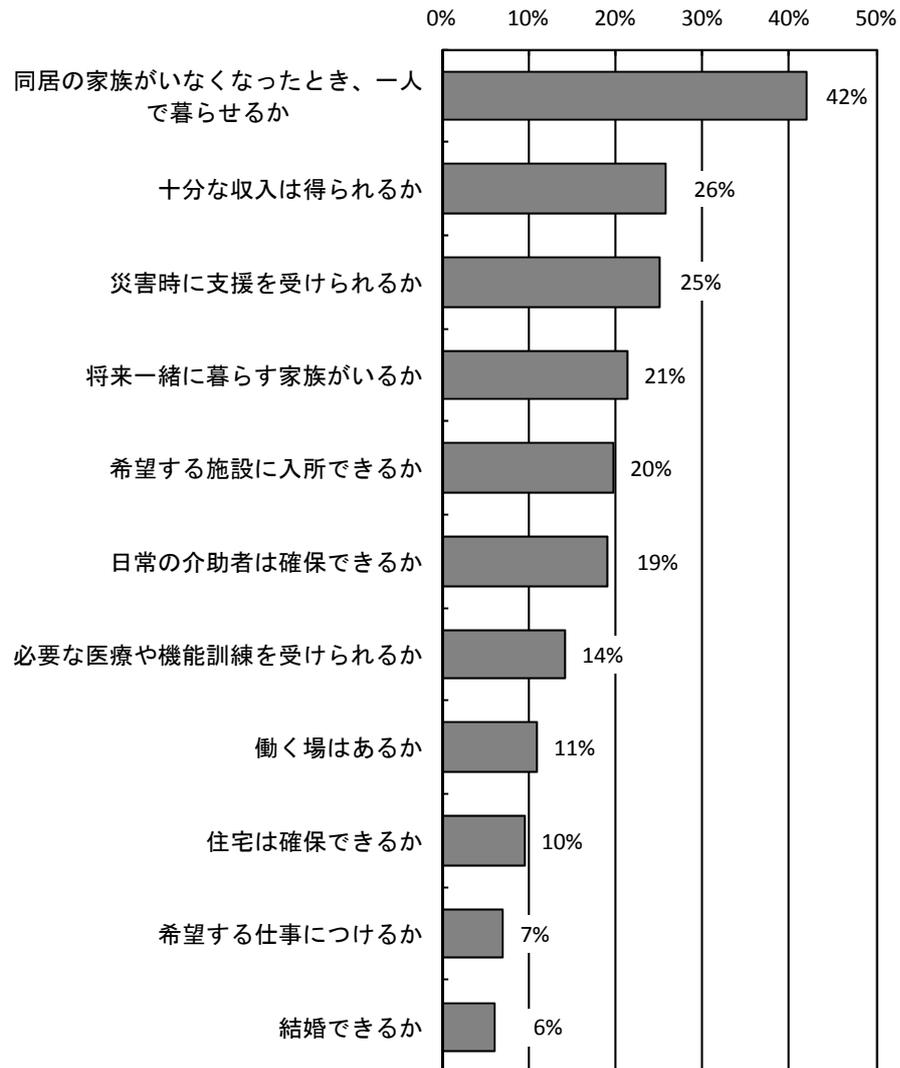
いつも介助している人が、病気などで介助できなくなった場合に求められることとして、「施設への短期入所（ショートステイ）を利用したい」が、21%で最も多くなっていました。特に、知的障害のある人では、34%の人が希望していました。

①-3 制度やサービスを利用して不満に思うこと



障害福祉に関連する制度やサービスを利用して、不満に思うことについては「サービス内容に関する情報が少ない」が12%と一番多く挙がっています。

①-4 将来に対して不安に感じること

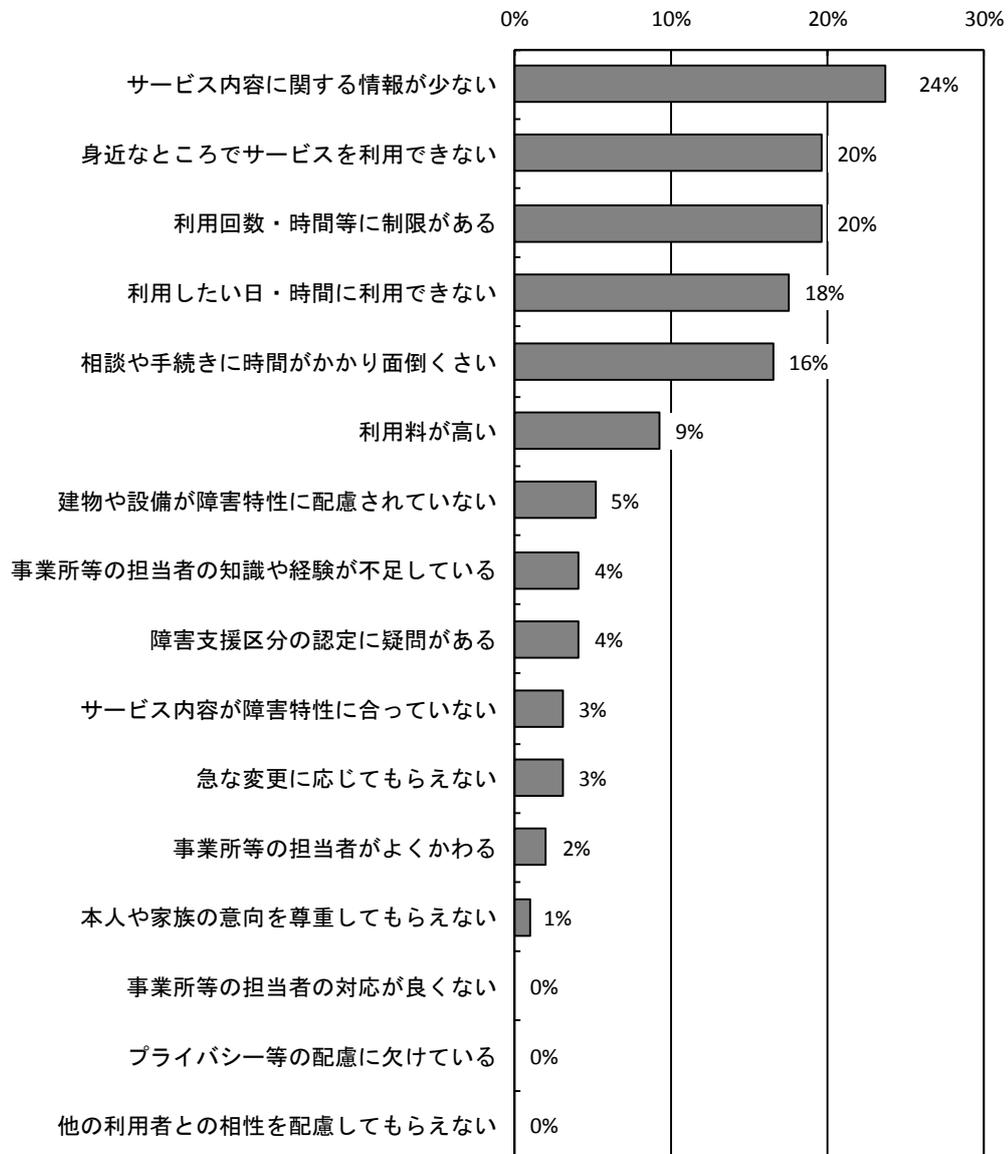


将来に対して不安に感じることへの設問では、「同居の家族がいなくなったとき一人で暮らせるか」が42%と、収入や災害時など他に対する不安よりも大きく挙がっています。



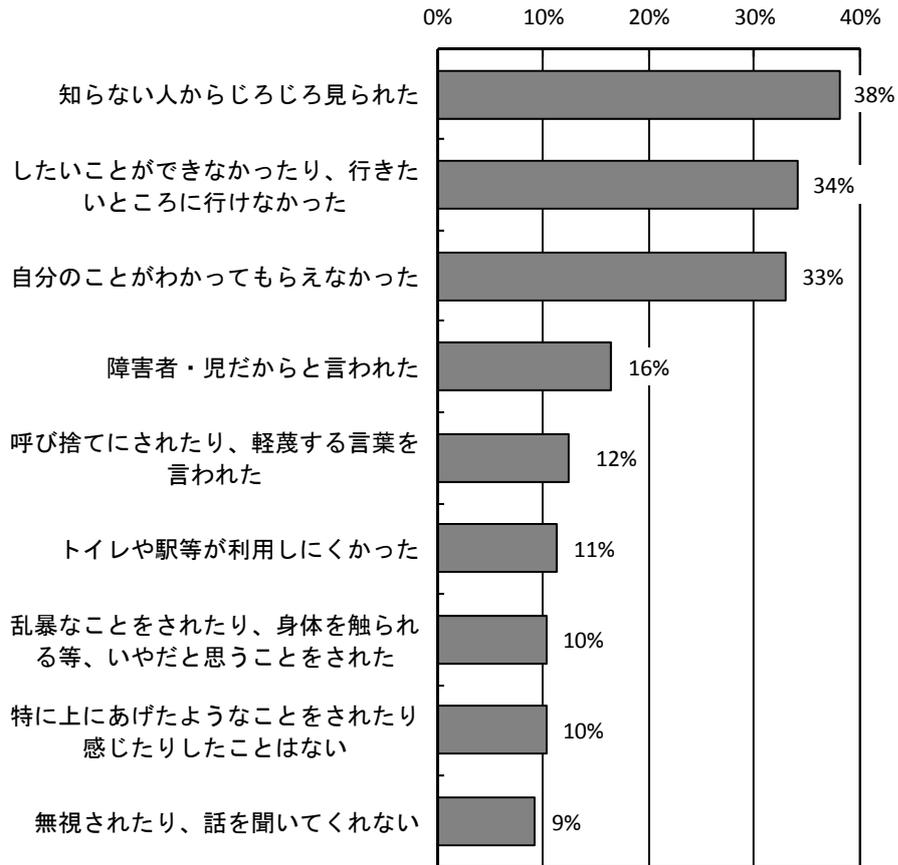
区分② 障害児通所支援受給者証または障害者手帳を持っている児童 (18歳未満) 調査の結果より

②-1 制度やサービスを利用して不満に思うこと



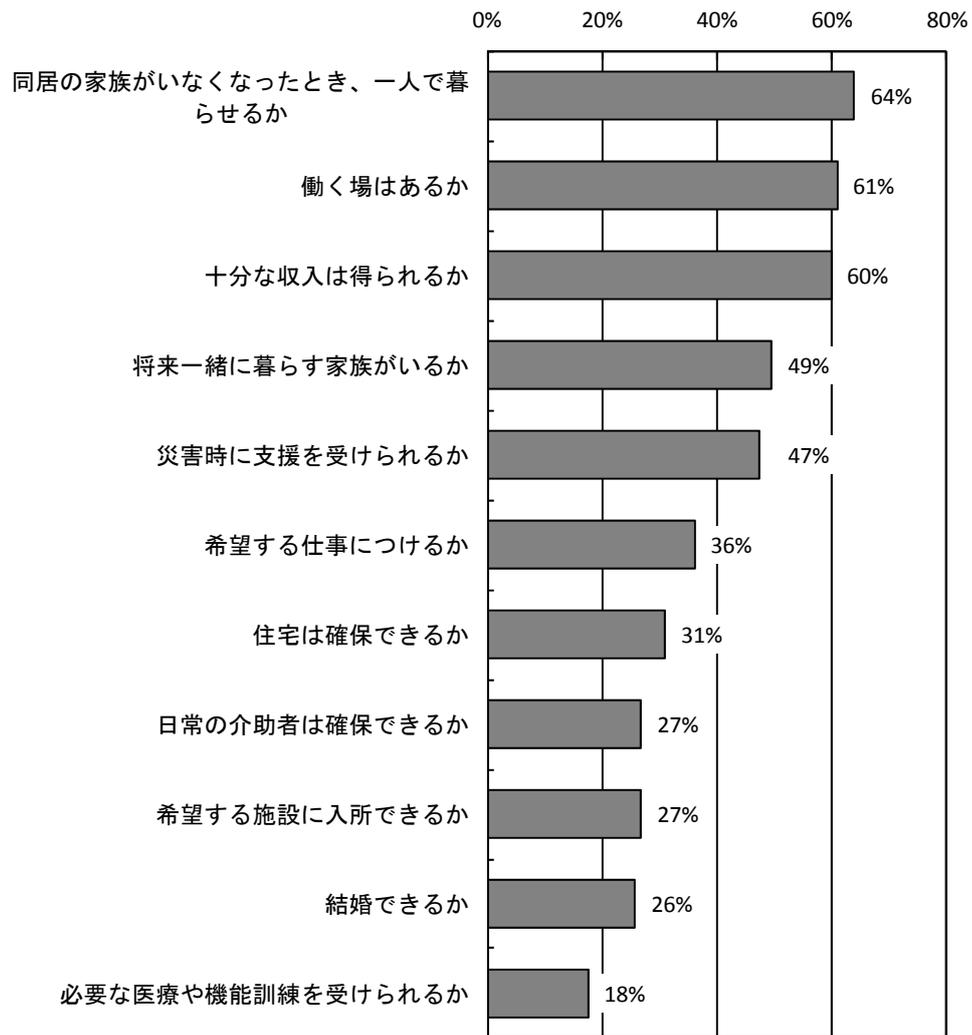
18歳以上の障害のある人に対しての同じ設問でも、「サービス内容に関する情報が少ない」が具体的な項目としては、最も多く12%となっていますが、障害児では、18歳以上の障害のある人の倍になる24%となっています。

②-2 障害があることで、不快なことをされたり、感じたりしたこと



日常生活において、障害があることで不快なことをされたり、感じたりしたことでは、「知らない人からじろじろ見られた」が38%、「したいことができなかつたり、行きたいところへ行けなかつた」が34%、「自分のことがわかってもらえなかつた」が33%といずれも3割以上となっています。

②-3 将来に対して不安に感じること

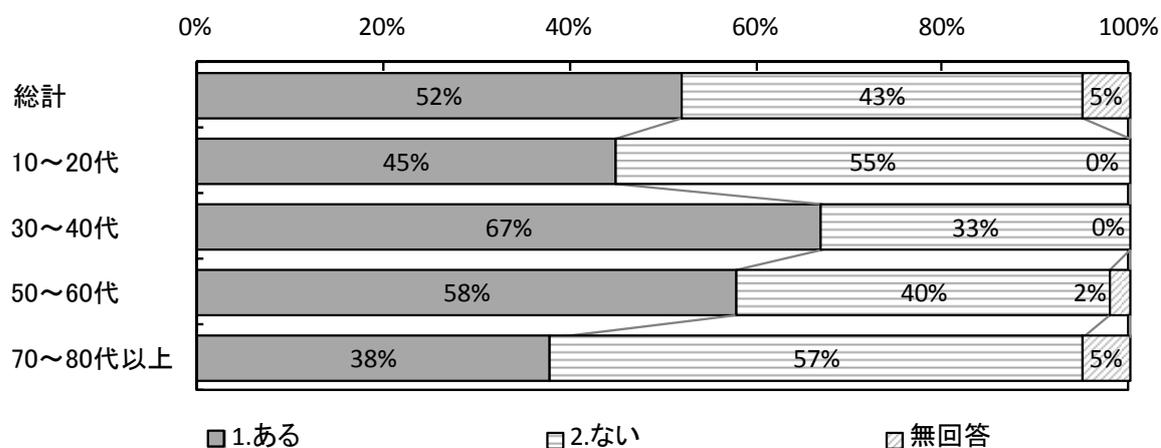


18歳以上の障害のある人に対しての同じ設問でも、「同居の家族がいなくなったとき、一人で暮らせるか」が42%で最も多くなっていますが、障害児ではさらに多く64%となっています。次いで、「働く場はあるか」が61%、「十分な収入は得られるか」が60%と就業に関わる項目が多く挙がっています。



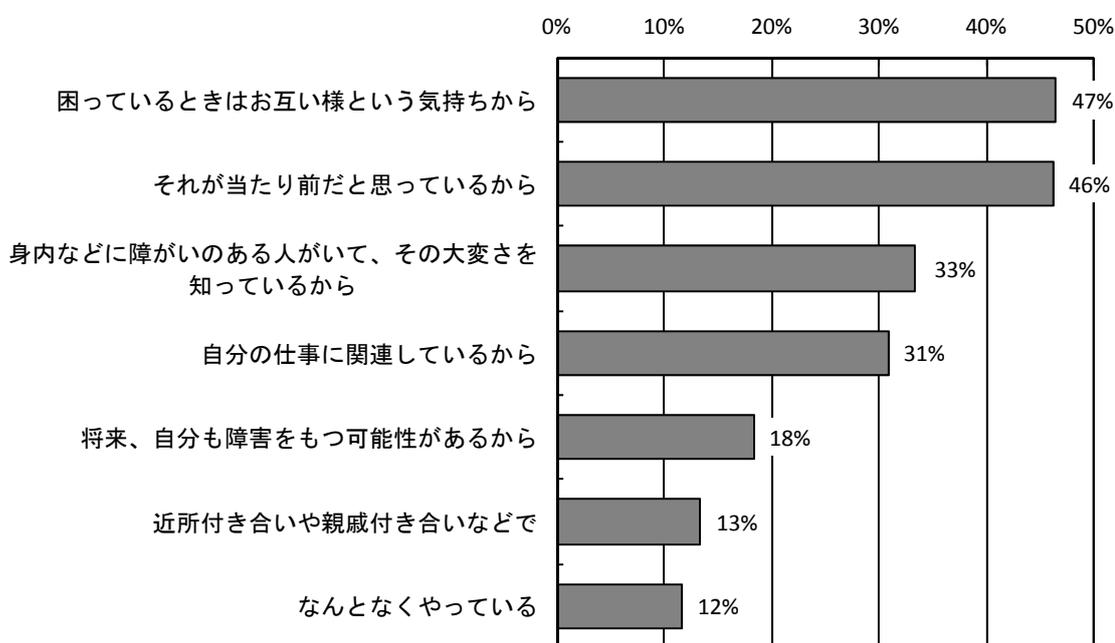
区分③ ①、②以外の市民（16歳以上）調査の結果より

③-1 障害のある人と気軽に話したり、手助けをしたことがあるか



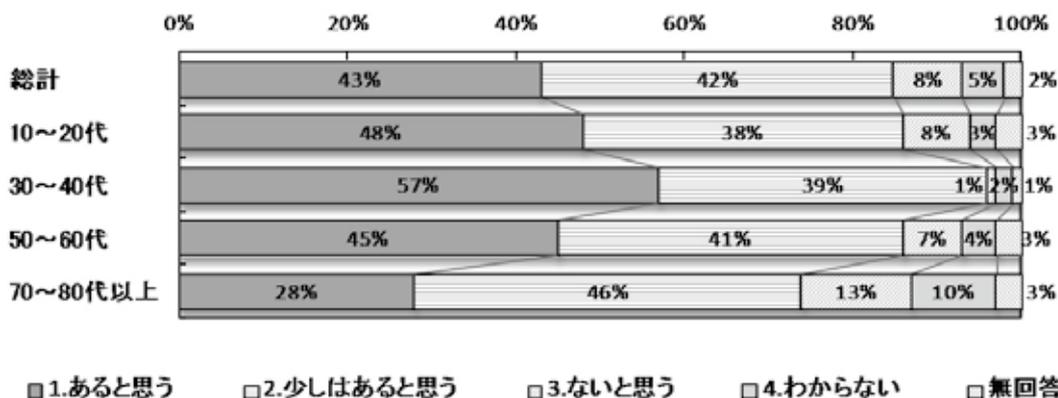
年齢層全体で52%の人が、「ある」と答えています。特に、30～40代については、67%と7割近い人が、障害のある人と、気軽に話したり、手助けをしたことがあるということが分かります。

③-2 （前問で「ある」と答えた方）話したり、手助けをした理由について



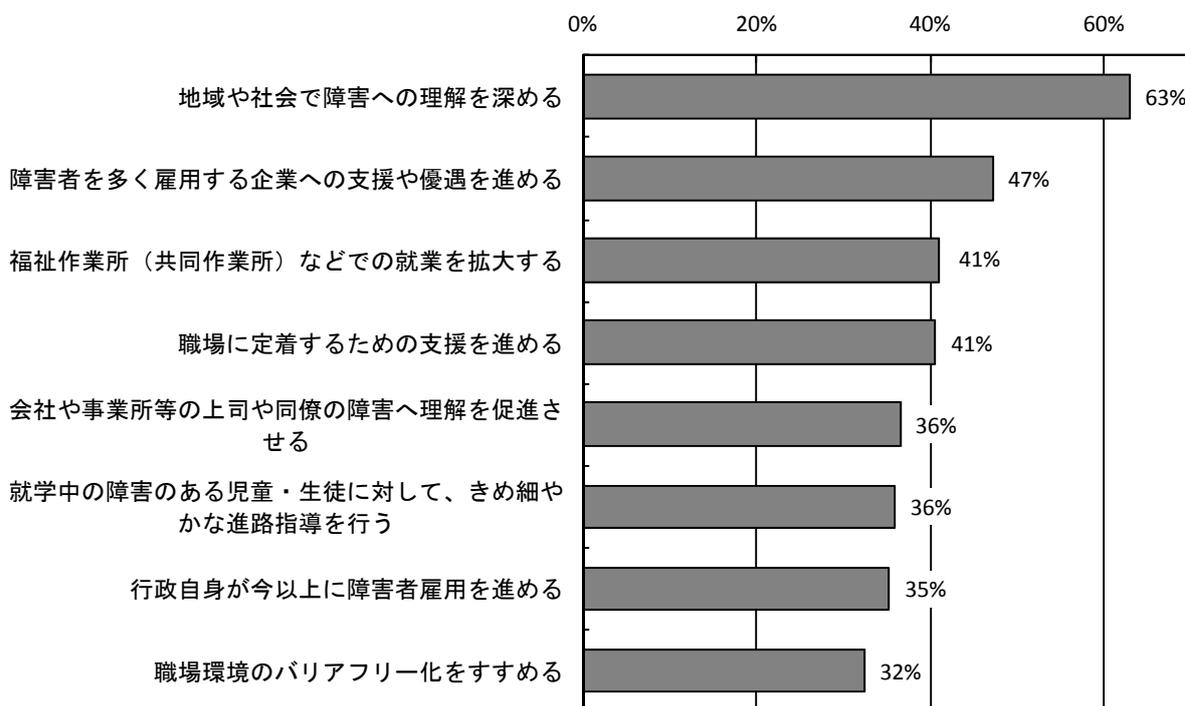
「困っているときはお互い様という気持ちから」が47%、「それが当たり前だと思っているから」が46%と半数近い人が、特に障害のある人ということではなく、困っているから当たり前という日常生活に近い感覚で対応されています。

③-3 障害を理由とする差別や偏見があるかについて



全年齢層では、「あると思う」43%、「少しはあると思う」42%を合わせて85%になります。年齢別にみると、30～40代では、「あると思う」、「少しはあると思う」を合わせて96%にもなっており、普段仕事や育児等に関わる年齢層の回答だけに、広く現状を反映していると考えられます。

③-4 障害のある人がもっと働けるようにすることについて



「地域や社会で障害への理解を深める」が63%と最も多く、次いで「障害者を多く雇用する企業への支援や優遇を進める」47%となっています。2位以下には、企業への支援・優遇他、職場のバリアフリー※14化、進路指導、行政による雇用など具体的な施策案の選択肢が並ぶ中、「障害への理解」という市民の意識に関わる点が強く求められています。

(2) 関係団体・事業所へのアンケート・ヒアリング調査結果

関連団体・事業所へのアンケート・ヒアリング調査は、平成29年9～10月に実施し、調査により把握できたポイントは次のとおりです。

①障害に対する理解や受入れについて

事業所からは、新たな障害福祉サービス事業所の開設に際して地元との調整に時間がかかり、場所の確保が進まない事例がありました。また、障害児サービス事業所からは、保護者や家族への適切な情報提供や子どもへの理解があれば、早期療育につながる可能性が高いのではないかと意見もありました。

②重度心身障害者・児等のニーズについて

重度心身障害者・児など医療ニーズの高い障害のある人を受け入れる医療型短期入所（ショートステイ）の確保が非常に困難である。また、行動障害のある人・子どもの場合は、さらに受入先を見つけることが難しいとの意見が挙がっていました。

③障害福祉サービスの質について

近年、市内では放課後等デイサービスや就労支援事業所が増え、各事業所で実施するプログラム、メニュー等の違いから利用者を選択肢の幅が増えることを歓迎する意見がありました。一方で、サービスの質が十分なのか、利用者の状態に合っているのかなどの意見も挙がっていました。

④家族介助者・保護者に対する支援について

障害者総合支援法の施行後、サービスの利用手続きが緩和された、利用可能なサービスが増えているとの意見が、障害者団体、相談支援事業所から挙げられています。一方、ストレスや問題を抱えた家族介助者が多いとの声や、障害者団体に関わらない人が増えつつあるとの意見もありました。

⑤介助者の高齢化について

複数の施設や事業所から、「親亡き後」の障害のある人の生活を支える入居系サービスの不足が懸念され、夜間の介助も実施できる共同生活援助が必要になってくるとの意見や、契約や法的な手続きに関して、成年後見制度を利用した権利擁護の必要なケースも増えてくるとの意見が挙がっていました。一方で、制度への理解が進んでいない、制度が誤解されているという意見もありました。

⑥ケアマネジメントについて

計画相談支援事業所では、相談支援専門員が少ない中で多くの件数を抱えて、業務の負担が大きくなっており、サービス利用計画やモニタリング等の作成に長時間を要するとの意見や、特に障害のある子どもへのサービス利用計画作成では、経験者が少ないために担当者の負担が大きいとの意見が挙がっていました。

⑦施設・事業所運営について

多くの施設・事業所から従業員の確保が難しくなっているとの意見があり、特に、夜勤の業務がある場合は応募者が少なく、現状の職員の勤務に負担が増えてしまい、安定したサービスの提供を懸念する意見が挙がっていました。

⑧就労支援事業所における作業の確保について

就労支援（移行・継続）事業所では、作業の確保が難しくなっており、一般企業の事業縮小傾向のため、新たな作業の手配先が見つからないという意見が数か所の事業所から挙げられていました。また、市からの優先調達の利用に際しては、受発注の手続きや作業ロットの量等について、小規模の事業所を含めて、利用しやすい環境となることを望むとの声がありました。

⑨制度や障害福祉サービス等に関する情報について

障害者団体からは、障害のある人やその家族に、どのような障害福祉サービスがあって、どのような手続きが必要かという情報が理解されていないという意見がありました。実際には多くの媒体で情報提供されているにも関わらず、多くの情報の中から、目的や状況によって必要な情報を選択するのが難しいとの意見もありました。

⑩地域における移動手段について

公共の交通機関が少なく、日常生活、通勤、通院等への大きな負担になっているという意見が、障害者団体、ボランティア団体から挙がっていました。また、日中活動系の事業所からは、遠方への送迎を行わないと利用者が確保しにくく、送迎時間や送迎する職員の負担が大きいという意見が多く挙がっていました。



(3) 地域における障害のある人を取り巻く課題

市民意識調査アンケート、関係・事業所へのアンケート・ヒアリングの結果から浮かび上がる課題を、次のようにまとめました。

課題1 障害に対する理解・啓発の推進

障害のある人に対する理解をさらに進める必要があります。偏見や誤解により、事業所の開設に多くの調整を要するという意見や、差別により不快な思いをすることがアンケート結果からも示されています。障害への正しい理解・意識の啓発が進むことで、地域で障害のある人を支える力が大きくなることが期待できます。

また、障害のある人・子どもの、家族や保護者に障害に関する正しい情報を伝えることで、積極的な相談やサービスの利用につながることを期待できます。

一方、市民アンケートでは、障害のある人に話しかけたり手助けをすることに「お互い様」、「当たり前」と回答した市民が約7割となっており、今後、さらにこのような考え方が広まることで、障害のある人にとって住みよいまちになっていくことが期待できます。

課題2 重度心身障害や医療ニーズのある人・子どもへの支援

安心して在宅での生活を継続していくためには、万が一の対応として、例えば医療型短期入所（ショートステイ）のような、短い期間であっても専門的な対応が可能な施設の機能が求められています。

また、このようなサービスを必要な時に利用できることが、家族介助者のためのレスパイト（介助者の休息）機能としても期待でき、介助者のストレス解消、負担軽減にもつながります。

課題3 障害福祉サービスの質の確保

近年急増してきた、放課後等デイサービスや就労継続支援（B型）の事業所については、職員の育成への対応などサービスの質の確保が課題になってきます。

利用者の安全に関わる問題も含まれるため、運営の状況や利用者や家族等のサービス利用に対する感想や意見を確認することが求められます。

課題4

家族介助者・保護者への支援

新たな障害者総合支援法の制度や計画相談支援の体制などにより、従来よりも相談できる場所や機会が増えているという意見がある一方で、家族自身が悩みを共感したり、お互いに情報交換を通じて支え合う機会が少なくなっており、孤立するケースのあることが指摘されています。

障害のある人が地域で暮らしていくには、家族介助者・保護者も心身ともに健康であることが必要であり、そのための支援が求められます。

課題5

親亡き後の支援・権利擁護

家族介護者の高齢化が進んでおり、「親亡き後」も在宅で生活を続けるための支援が、今まで以上に求められることとなります。

また、この課題については、複数の障害者団体・事業者等から同様の意見が多数挙がっており、地域の大きな課題として対応していく必要があります。

また、成年後見制度などの権利擁護に対しては、十分な理解が進んでいないとの意見もあるため、正しい情報の理解や利用することのメリットの説明等も必要になってきます。

課題6

ケアマネジメントの体制づくり

サービスを利用する際、サービス利用計画の作成が義務付けられたことで、相談支援事業所では多くの件数の計画作成業務を抱えています。

業務に追われる状況が多い中でも、利用者の目標達成に向けて計画の実施状況の把握や評価を行えるような体制が必要です。

また、障害のある子どもへのサービス利用計画作成に対しては、経験の少ない担当者が多いため、スキルアップ研修等の機会が望まれます。

課題7

施設・事業所運営における人材確保

施設・事業所での人材確保について、新しい職員募集にも応募が少なく、未経験者を採用しても長続きしないなどの問題が出てきています。

職員が定着しない状況ではサービスの質への影響が懸念され、また、職員が増えにくい状況では職員の休みの確保も難しくなり、安定的なサービスの提供にも大きな課題となっています。

課題8

就労支援事業所における作業の確保

就労支援事業所における作業が減少すると、就労に向けた訓練のメニューが少なくなることへの影響と、工賃を確保することが困難になるという課題につながります。

作業の確保に向けた活動は、各事業所の規模も小さいことから、個々の事業所の活動内容も限られるため、地域の同種の事業所が協力して活動できるような仕組みが望まれます。

課題9

情報の発信・提供・収集の体制づくり

この数年間で障害者福祉に関する法律や制度も大きく変わり、利用可能なサービスの種類や対象者、手続き等が緩和、拡大されています。

これらのサービスを適切で効果的に利用するには、同じ障害でも利用者の生活環境や目的によって必要なサービスが変わってくるため、情報の発信や提供と合わせて、利用者が気軽に相談でき、有効な情報が得られる仕組みづくりが求められます。

また、障害のある子どもでは、情報へアクセスするのは保護者の場合が多く、保育所、学校、障害児福祉サービス事業所など多数の窓口と関わることになるため、適切な情報提供が整理して行われ、また、その説明や質問もできるような窓口機能が期待されます。

課題10

様々な方策による移動手段の確保

今回の調査に加えて、市民意識調査アンケートでも多数の指摘があったもので、移動手段の確保は、障害のある人だけでなく、高齢者や子育て支援に対しても共通の課題であると考えられます。

日常生活を継続するには必要不可欠なものであり、様々な方策による移動手段の確保が望まれております。

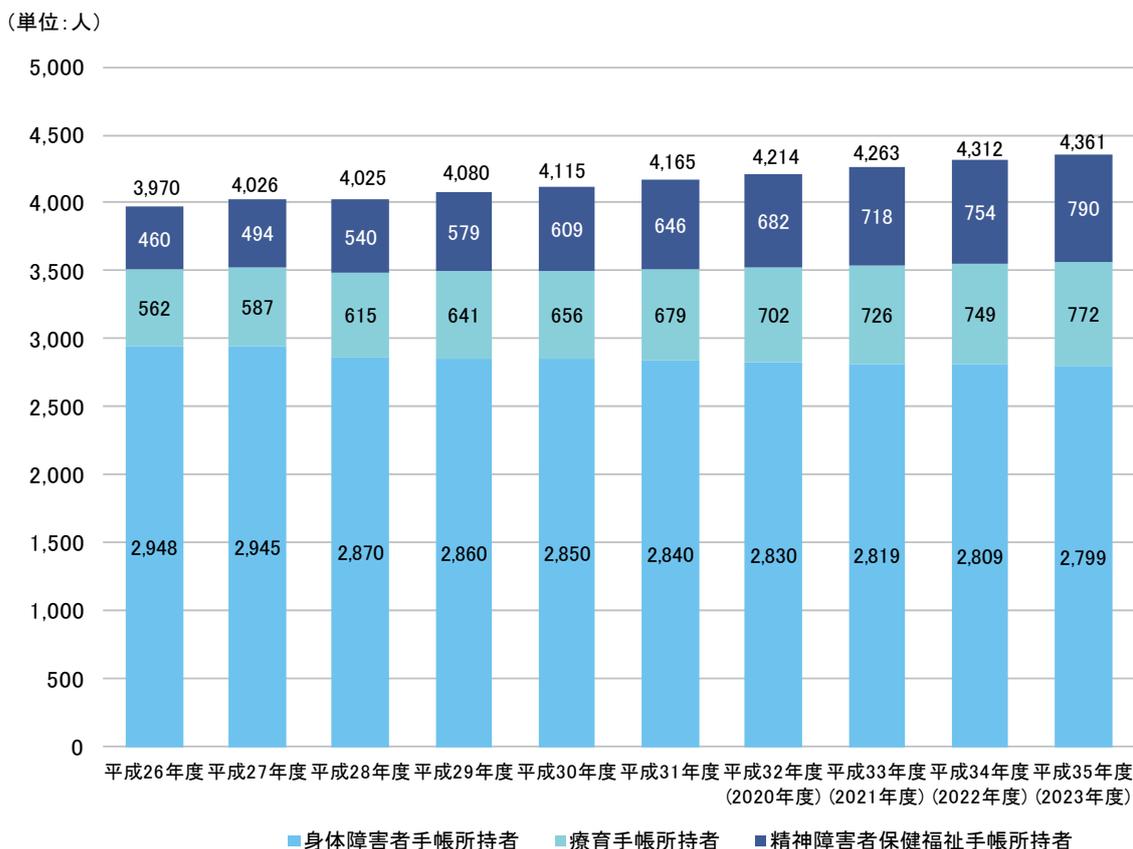


4 目標年度における障害者手帳所持者数の推計

身体障害者手帳、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計は以下のとおりになります。

各手帳所持者数は身体障害者手帳所持者が減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加傾向で推移する見込みです。平成35年（2023年）には、身体障害者手帳所持者が2,799人、療育手帳所持者が772人、精神障害者保健福祉手帳所持者が790人と推計され、全体では4,361人、総人口に対する割合も増加傾向となり、約5%になります。

手帳所持者数の推計



実績値（平成26年度～平成28年度）は年度末現在。

推計値は、総人口推計値に対する手帳所持者の割合とした。総人口推計値は、平成29年度～平成32年度（2020年）は、茂原市総合計画人口推計、平成33年度（2021年）～平成35年度（2023年）は、社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」。

第2編 第3次障害者基本計画

第1章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画策定にあたっての基本的考え方は次のとおりです。

(1) 障害のある人への意思決定支援、権利擁護支援の推進

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重するとともに、必要に応じて意思決定や権利擁護に関する支援を行います。

また、障害を理由とする差別の解消、障害者虐待の防止への支援の強化に向け、障害に対する理解促進、意識啓発を含め推進します。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

障害や発達に課題のある子どもについては、早期発見・早期療育により障害の程度に応じたきめ細かな支援や教育を行います。さらに、障害特性や個々のニーズに応じた日中活動または就労を通し社会参加を促進し、障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行または併用など適切な支援を継続します。

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・教育・就労・高齢者福祉分野及び障害福祉分野が相互に関係を深めながら、一貫した支援体制の整備を図ります。

(3) 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進

高齢者、障害のある人・子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度が整備され、公的支援の充実が図られてきたものの、障害のある子と介護を要する親の世帯への支援や、精神疾患患者や難病患者など、障害福祉分野以外にも複合的な課題を抱える対象者や世帯への包括的な支援が課題となっています。

また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、年齢や障害の有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、地域包括ケアシステムを構築し、「地域共生社会」を目指します。

以上から、本計画における障害者福祉を実現するための基本理念とテーマを次のように設定します。

基本理念

「お互いが思いやりの気持ちを
育む地域を目指して」
～ともに ささえあい つながるまちへ～

目標実現のためのテーマのイメージは次のとおりになります。

「ともに」

この先も、障害のあるなしに関わらず、住み慣れた地域に暮らす人のことを我が事ととらえ、市民一人ひとりが相互の人格と多様性を尊重していくため、「地域への心・共生への心・平等への心・仲間への心」を育てていくことが必要です。

「ささえあい」

障害のある人への支援は、場当たりの対応ではなく、地域の多様な人と組織とが連携し、一人ひとりのニーズに総合的かつ継続的に対応していくことが必要です。

「つながるまちへ」

障害福祉サービスを提供する施設や事業者だけでなく、NPO^{※22}やボランティアなどの地域の住民参加を促進し、地域社会全体で障害のある人の支援がつながり、支える仕組みに展開していくことが望まれます。

2 基本目標

お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指すにあたっては、障害のある人ない人に関わらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、ともに安心して暮らせるまちづくり「地域共生社会」を目指すことが必要です。

そのため、日常生活や教育、就労、社会活動などの様々な場面において、障害のある人一人ひとりの個性やニーズに応じた適切な支援を、既存の制度や事業にとらわれることなく、福祉をはじめとする行政各分野や事業者、ボランティア団体、地域住民などが互いに協力し合って展開することが大切です。また、地域で生活し、社会参加する上での様々な障壁を取り除き、ともに暮らせる社会づくりを推進します。

これまで実施した市民意識調査アンケートや障害者団体・ボランティア団体・施設・事業者アンケート及びヒアリングなどの結果を踏まえ、本計画の基本目標を設け、推進していくこととします。

(1) とともに、自立した生活ができる仕組みづくり

市民の障害に対する理解や意識啓発を通じ、この地域に暮らす人がともに人権を尊重し、差別や偏見を取り除いてお互いに理解を深めながら支え合い、助け合える地域の活動を支援します。

また、地域で活動しているボランティア団体を支援する社会福祉協議会とも連携し、さらなるボランティアの活動の充実を支援できるように、情報の提供や関連する団体等との連携により、活動を支援していきます。

さらに、医療ニーズのある障害のある人に対しては、在宅で継続して関わるかかりつけ医による日常的な医療体制から、状態の変化に対しても専門的な医療が提供できるような連携体制の構築を進めます。特に、医療的ケアが必要な障害のある子どもに対しては、専門的な医療連携のみならず、保護者の負担軽減にもつながるような機能も含めて、療育体制の充実を図ります。

(2) とともに、人として尊重される仕組みづくり

住み慣れた地域で自立した暮らしを続けていくためには、障害福祉サービスや障害児福祉サービスなど、サービスや制度の利用が欠かせません。また、サービスの利用だけでなく、将来への不安や困っていることなどに対して、総合相談支

援体制の充実が欠かせません。また、自立した生活への目標やその達成にあたっては、障害者ケアマネジメントによる継続した支援が求められます。このような体制づくりとそれを担う人材の確保を含めた仕組みづくりを推進します。

また、障害のある人が、社会的な生活においても、不利益となるようなことがなく、自立した生活が継続できるよう権利擁護の推進を図ります。

(3) とともに、地域の中で暮らせる仕組みづくり

いつまでも、この地域で安心して暮らしていけるように、たとえ小さい頃から障害のある人であっても、自身の成長や障害の状況に合わせ、住まいの場の確保やその家族が安心して地域で生活ができるよう行政や事業者、関係機関、団体などと連携を図りながら総合的に支援施策を展開します。

また、社会への参加の機会の推進では、教育、就業をはじめ、スポーツや文化・芸術・レクリエーション等「自分らしい」生活が送れるよう、福祉・保健・医療・教育・労働などの各関係機関が協力して支援体制の構築を推進します。

(4) とともに、安全・安心を享受できる仕組みづくり

障害のある人が、地域の中で自立した生活を送り、様々な活動に主体的に参加しやすくなるよう情報提供体制の整備を図るとともに、あらゆるバリアを取り除き、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

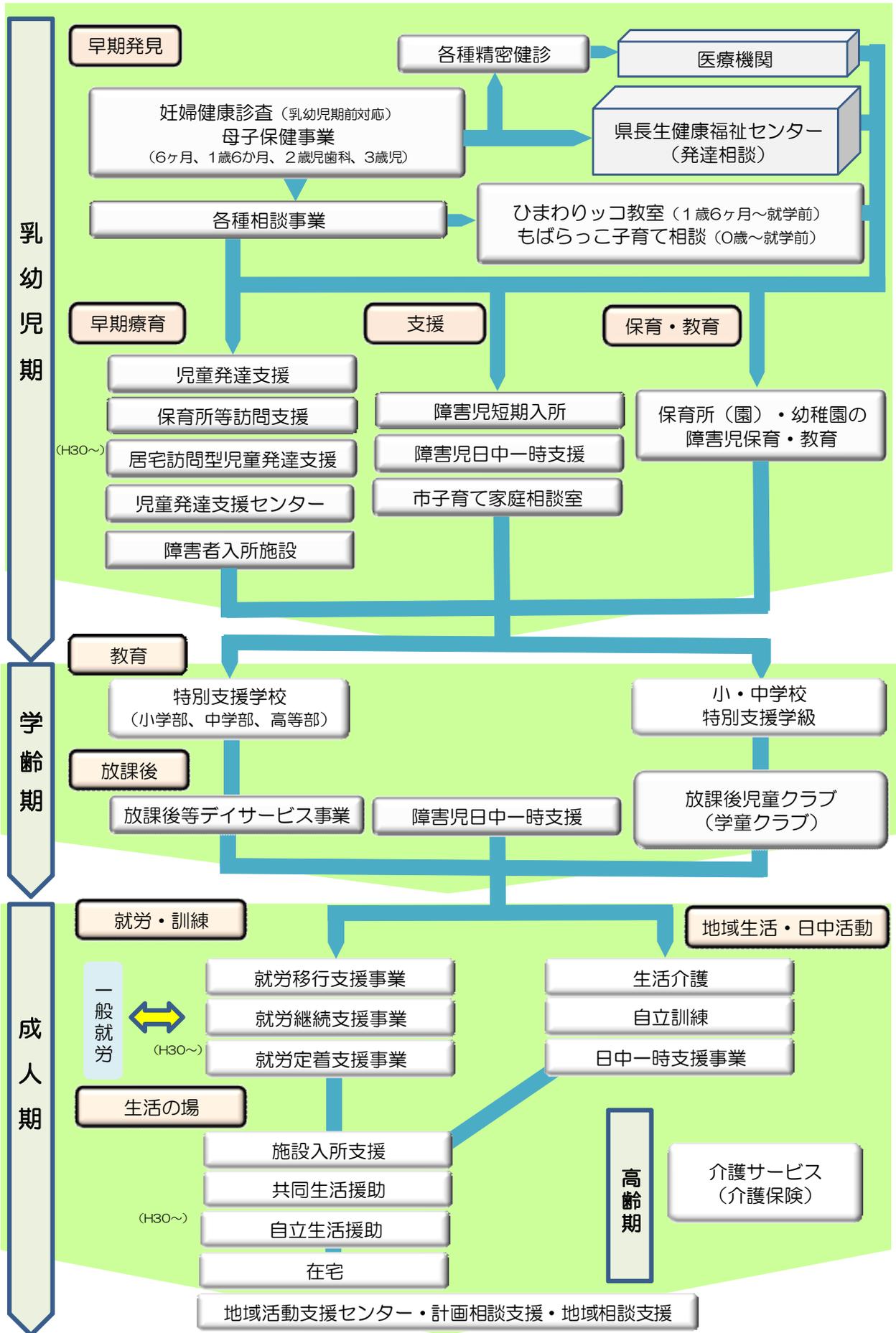
さらに、すべての人が安心して快適に暮らせるようユニバーサルデザイン^{※16}に配慮した生活環境の整備にも取り組みます。

また、災害時などの対応について、障害のある人の安全が速やかに確保され必要な支援を受けられるよう体制整備を推進します。

特に、地域における移動の支援への取り組みについては、日常生活だけでなく、就業の機会拡大をはじめ、社会参加を広げる効果も大きいため関連部門と連携しながら推進します。



○ライフステージ別の主な取り組み



第2章 基本方針

1 基本方針

(1) 共生・協働による体制への取り組み

障害に対する理解と意識啓発を進め、障害のあるなしに関わらず、すべての市民がともにふれあい、生きがいを感じながら暮らすことができるよう、障害への理解につながる広報・啓発活動を充実し、市民の心のバリアフリー化を推進するとともに、交流・ふれあいの機会を充実します。また、障害のある人を支えるボランティアやNPO法人、障害者団体の活動の活性化を図ります。

(2) 安心して暮らせる保健・医療の充実への取り組み

母子保健の充実から生活習慣病や疾病の予防と早期発見に努めるとともに、障害のある人やその家族が健康を維持するため、医療サービスの充実や地域リハビリテーション※10の推進に努めます。

また、保健・医療・福祉など関係機関の連携・協力により、精神障害のある人の社会復帰・地域移行を図ります。

さらに、医療的ケアが必要な障害のある子どもに対しても安心して在宅での生活が継続できるよう保健・医療・福祉などの連携と家族支援を含めた体制の構築を図ります。

(3) 保育・児童育成・教育への取り組み

障害のある子どもが、学校や地域において、当たり前で過ごしていくため、一人ひとりの個性や特性などを活かした支援体制の充実を図ります。

また、就学前までの継続した健診や保健指導等の実施、障害の早期発見と適切な治療や指導など療育体制の促進、発達障害※13のある人への支援、特別支援学校卒業後の就労など進路対策の充実を図ります。

(4) 相談支援体制への取り組み

障害のある人が主体的に生活できるよう、長生郡市総合支援協議会※7を相談支援の中核的役割を果たす協議の場として位置づけます。

また、当事者やその家族が生活全般にわたり様々な相談ができるように支援します。

(5) 権利が保障される体制への取り組み

障害により判断能力が不十分な人など、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が、地域の中で自立した生活を送ることができるようにするための保護・支援する体制づくりを県、社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを推進します。

(6) 責任と義務を伴う自立への取り組み

相談支援事業所などの関係機関との連携により、権利擁護の視点に立ったケアマネジメント体制を確立させ、誰もが適切なサービスを利用できる環境整備を推進します。

また、障害のある人が様々なボランティア活動や地域活動への参画など、自立への取り組みを支援します。

(7) 一人ひとりが自己実現できる体制への取り組み

生涯学習やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を促進し、生活の質の向上に努めます。

また、地域生活支援を推進していくため、障害者総合支援法によるサービスの充実を図るとともに、障害のある人がより質の高いサービスを受けられるよう、サービス提供事業者に対する人材の確保と資質の向上を図ります。

(8) 雇用・就労・居場所づくり促進への取り組み

障害のある人も、自立した生活のために就業し、収入を得ることは、大きな目標になっています。この実現に向けて、就労支援に関する情報提供や就労先となる事業者との情報交換の機会など、ハローワーク等と連携し推進していきます。また、障害のある人のニーズに合わせた自立した生活の場の提供、家族をも含めた生活環境の充実を推進します。

(9) 情報提供と意思疎通支援への取り組み

障害のある人が、自分が利用できるサービスや制度はどのようなものがあるのか、またそのための手続きなど、情報提供に対するニーズは高まっています。

自己選択、自己決定を進めていくためにも必要な情報が的確に伝わるよう、障害の状態に応じた多様な方法を工夫し、情報提供を進めます。

また、情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害や視覚障害のある人に対し、コミュニケーション手段の確保など情報利用の円滑化を推進します。

(10) 安全・安心対策への取り組み

「ユニバーサルデザイン」の視点から、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物などのバリアフリー化に取り組みます。

また、地域ぐるみの防災・防犯体制の充実を図り、避難行動要支援者も考慮した安全・安心なまちづくりを推進します。



2 施策検討の視点

計画策定の過程で、すべての市民は地域に目を向け、地域において様々な課題に対して「主体的な活動を実践していく機運を高める」ことが計画策定の第一義的な目的です。

また、行政内部の連携はもとより、関係機関・団体・事業者・施設などとの「調整と連携の仕組みづくり」、そしてこうした中での過程で「新たな施策の創出」を模索することが求められます。

視点 1

心豊かな暮らしを支援

○地域単位での支え合いの基盤づくりと全域的なネットワーク化のために、福祉、保健医療、関係機関、団体等との連携を強化し、障害ある人を含めた住民と行政との共生・協働体制の確立への検討が必要です。

視点 2

子どもたちの成長を支援

○「個人が、自分の選択によって生活スタイルを決定し維持する」という原則のもと、提供されるサービスや支援では、家事や移動の援助、社会的サポート、医療的援助、健康管理、レクリエーションなどの援助体制の確立が必要です。

また、障害のある子どもの家族に対する支援については、保護者による子育ての方向付けができるよう支援するほか、学校卒業後の自立訓練や就労移行支援にあたっては、地域住民とふれあえるような場所などの検討も必要です。

視点 3

自立と地域活動を支援

○障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るために、長生郡市総合支援協議会を中心に、行政をはじめとした関係機関、事業者等が連携し、苦情や相談等の受付、成年後見制度やその他権利擁護事業の啓発活動、ボランティア団体等への支援などの検討が必要です。

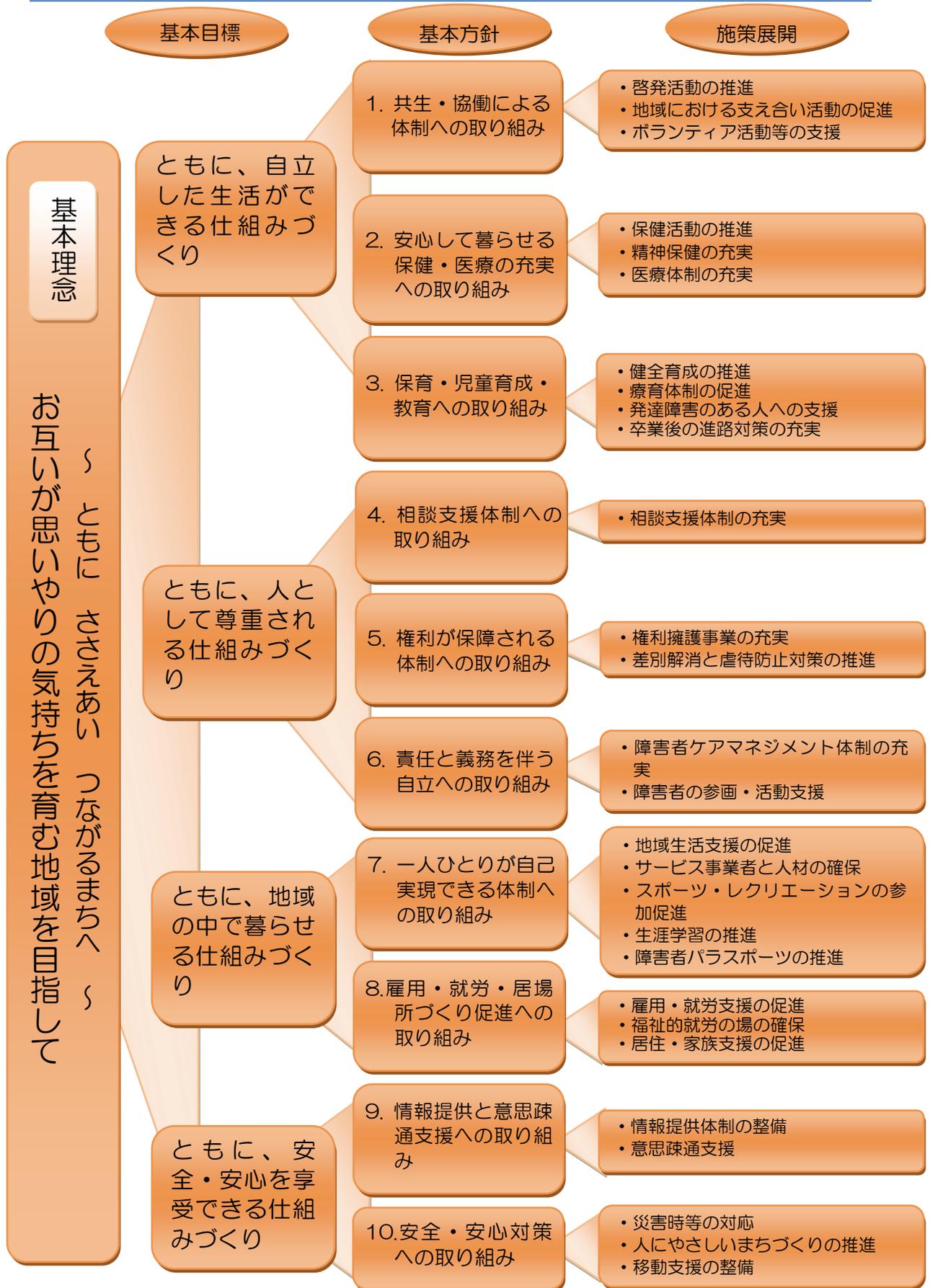
視点 4

安心して暮らせる生活を支援

○障害のある人への配慮はもとより、子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことができる安全・安心なまちづくりの視点に立って、利用者のニーズなども踏まえた「ユニバーサルデザイン」を取り込んだ計画的なまちづくりの推進に対する検討が必要です。



3 施策の体系



第3章 施策の展開

1 共生・協働による体制への取り組み

(1) 啓発活動の推進

ソーシャルインクルージョン※8の理念の普及・啓発を図るため、広報紙やウェブサイトなどの様々な媒体を活用しながら、その編集過程や内容の助言など障害のある当事者や家族の参画を促し、啓発活動の充実を図ります。また、地域福祉に関する講座やタウンミーティングの開催、長生郡市総合支援協議会による学習会など、福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及を図ります。

学校教育の中においては、ボランティアやNPO法人の活動を支援するとともに、福祉施設への訪問や車いす体験、地域の高齢者との交流などを通じた、将来の地域を担う子どもたちへの福祉教育を推進します。

また、家庭や職場、地域などあらゆる場面において、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、障害への正しい理解を深めることができるよう、引き続き、啓発活動を推進します。

(2) 地域における支え合い活動の促進

障害のある人の近所付き合いの状況として、身体障害のある人は比較的付き合いが多い傾向にある中で、身体障害のうち聴覚や視覚に障害のある人や、知的障害、精神障害のある人は「障害があるためにコミュニケーションが取りにくい」などの理由から、近所付き合いに難しさを抱えている状況があります。

市民が実際に障害のある人と関わりながら、障害への理解を深め、地域の支え合いの活動に参加するきっかけとなる交流事業が必要なことから、活動を行う人材を育成しながら、障害のある人やその家族に対する支援が自然と育まれるような「地域共生社会」の実現に向けて、地域づくりや支え合い活動を促進します。

(3) ボランティア活動等の支援

障害のある人やその家族の生活支援に対するニーズは、公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、これらへの支援をきめ細かく行

うには、ボランティア活動やNPO活動などの「力」が不可欠です。

そのため、障害のある人が支援されるだけでなく、支援する側としてのボランティア活動への参加を支援します。

また、それぞれ単独で活動しているボランティア団体やNPO団体に、地域の福祉センター等を活用して、団体間の交流や情報交換、相互援助の機会を創出することでネットワークづくりを推進し、ボランティア活動の基盤を強化します。

そして、将来の地域を担う中・高校生などの地域活動への参加を促進し、ボランティア活動を通して福祉への理解を図るために、学生ボランティアを育成するとともに、関係機関や関係団体などと連携して、地域活動への参加の機会を提供します。

2 安心して暮らせる保健・医療の充実への取り組み

(1) 保健活動の推進

がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障害の発生は、その疾病の予防や早期発見、早期治療が可能であり、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要です。

そこで、若年期からの、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策の強化に重点を置き、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや保健サービスの充実に努めます。

また、障害のある人が安心して生活していけるよう、障害の初期の段階で、本人及び家族に対しての相談・指導体制を充実します。

(2) 精神保健の充実

精神障害のある人の社会復帰・地域移行を図るため、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関が連携・協力しながら、相談、訪問及び社会復帰施設やサービスを利用するための調整を推進します。

また、医療機関における受診や適切な生活支援サービスなどの利用へとつなげられるよう、関係機関の連携を強化します。

(3) 医療体制の充実

障害のある人が地域で安心して医療サービスを受けられる体制づくりに努めるとともに、保健、医療、福祉などの関係機関の連携による医療体制の整備、充実を図ります。

また、保健・医療・リハビリテーション^{※19}の充実は、障害の軽減を図り、自立を促進する上で不可欠であり、関係機関などとの連携強化、障害の特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実を目指します。

医療的ケア児への支援の強化に向けては、サービスを利用して地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児支援の協議」を行い、入院中の重症心身障害児の円滑な在宅への移行や早期療育支援など、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

3 保育・児童育成・教育への取り組み

(1) 健全育成の推進

障害のある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くため、就学前教育や学校教育の中で早い段階から一貫した教育を推進し、障害のある人・子どもやその家族が地域の中で伸びやかに生活が送れるよう、学校等と連携して福祉体験、ボランティア体験の機会を充実、障害のある人との交流などを推進します。

(2) 療育体制の促進

妊娠中から就学前まで、継続した健康診査や歯科検診、保健指導を実施するとともに、多様化する育児不安への支援、心身の成長・発達のチェック、疾病や障害の早期発見・早期療育に努めています。

障害のある子どもは、早い段階、特に発達途上にある乳幼児期に早期発見し、適切な治療や指導訓練を行うことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上が可能のため、各種乳幼児健診・相談などが十分活用

されるよう周知するとともに、自閉症や軽度発達障害等に関する情報提供を行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、健康診査や健康教育・予防接種時など様々な機会を通じて、子どもの成長・発達をチェックしていくとともに、保健・医療・福祉・教育の連携により、子どもの発達・発育に応じた適切な療育体制の充実を図ります。

(3) 発達障害のある人への支援

発達障害のある人の心理機能の発達及び円滑な社会生活、自立及び社会活動を促進するため、発達障害の早期発見、及び関係機関の連携によるライフサイクル^{※17}・ライフステージ^{※18}に沿った支援を推進します。

また、保育・教育機関にて職員研修を行い、発達障害や保護者への理解の促進を通じて、早期療育を働きかけていきます。

障害を受容できていない保護者には、母子保健施策により家庭訪問などの保護者支援を行い、障害への理解を促進します。

(4) 卒業後の進路対策の充実

特別支援学校等の在学中においては、学校が主体となって児童・生徒一人ひとりにきめ細かい指導を行うための「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携して中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。

また、学校卒業から新しい生活への移行期における一貫した支援を行うため、福祉、教育、労働などの連携はもとより、地域・企業の理解と協力を得ながら、卒業後の進路対策を総合的に推進します。

4 相談支援体制への取り組み

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族が抱える様々な問題について、生活を支援する上で求めている相談内容の把握に努めます。

また、相談窓口の中核的な役割を担う長生郡市総合支援協議会との連携を密にすることで、相談に対する必要な情報提供及び助言、サービス利用に必要な支援を行うとともに、発達障害、高次脳機能障害※3など新たな需要や困難事例にも対応する専門的な相談体制の充実を図ります。

さらに、施設入所者及び長期入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。

5 権利が保障される体制への取り組み

(1) 権利擁護事業の充実

障害により判断能力が不十分なために契約等の法律行為における意思決定が困難な人などに対し、相談・助言や手続き・支払いなどの援助を行い、障害のある人の権利が尊重され、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、保護・支援を行います。

障害のある人の財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為、また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助について、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度の周知・普及に努めるとともに、積極的に利用されるように推進します。

(2) 差別解消と虐待防止対策の推進

障害のある人への虐待については、未然の防止は元より発生の初期段階で早急に対応することが重要です。

茂原市では虐待防止センターを設置し、県及び関係機関・事業所との連携により、虐待防止の啓発を充実し、予防を図るとともに、虐待の早期発見から適切な早期対応までの一貫した支援体制の充実を図ります。

また、差別解消に対しては、障害者差別解消法に規定された「障害者への不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について様々な機会を通じ啓発活動を進めるとともに、平成29年4月に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する茂原市職員対応要領」に基づき、市役所の業務における差別解消に向けた取り組みを推進し、市のあらゆる施策において「合理的配慮」に努めます。

また、長生圏域^{※11}内での差別解消に向けた取り組みを効果的かつ円滑に行うために、長生郡市差別解消支援地域協議会（仮称）の設立を目指します。

6 責任と義務を伴う自立への取り組み

（1）障害者ケアマネジメント体制の充実

誰もが適切なサービスを利用できるよう、より綿密な個別支援計画の充実を図っていくことが求められる中で、相談支援機能や一貫したケアマネジメントができる環境整備が必要です。

権利擁護の視点に立ったケアマネジメントを促進するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携し、権利侵害への予防や解決に努めます。

（2）障害のある人の参画・活動の支援

ボランティア活動の促進、人材の育成・確保、当事者団体への支援、地域活動の活発化など、障害者福祉関連施策における様々な取り組みを推進し、障害のある人の意見を十分反映していくため、あらゆる機会を通じて社会参画・活動への支援を推進します。

また、家庭内に閉じこもりがちな人や社会活動への参加の機会が少ない人に対して、ボランティア団体や地域住民などの協力により、生きがいづくりや社会活動参加へのきっかけづくりを図ります。

7 一人ひとりが自己実現できる体制への取り組み

(1) 地域生活支援の促進

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、サービス提供の基盤整備を進め、障害福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、移動支援や意思疎通支援等の地域生活支援事業、生活にかかる費用の減免や割引等の助成を充実します。

また、長生郡市総合支援協議会を中心に、関係機関等と連携・協働しながら、総合的な支援をコーディネートする人材の確保・育成に努めるとともに、地域ネットワークの構築についても検討します。

(2) サービス事業者と人材の確保

市及び関係機関、サービス事業者などの連携による相談情報やサービス情報の共有化など連携を強化することにより、サービスを提供する事業者の参入促進を図ります。

また、必要となる専門的な人材を確保し、質の高いサービスを実現するため、サービス事業者が行う人材の育成及び資質の向上を支援します。

(3) スポーツ・レクリエーションの参加促進

障害のある人が地域で健康な生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて障害のある人もない人も係わる仲間づくりを支援できるスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

(4) 生涯学習の推進

障害のある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習を企画し、自ら参加できる機会を充実し、これらを通じて生活にゆとりやうるおいを高めるための生涯学習機会の充実を図ります。

また、広く市民に向けて、障害のある人を理解するために必要な基本的な知識について、生涯学習などを通して普及を図ります。

8 雇用・就労・居場所づくり促進への取り組み

(1) 雇用・就労支援の促進

障害のある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現し、定着できるよう、ジョブコーチ※6などの活用も視野に入れながら、国、県などとの連携、福祉施策と雇用施策との連携、地域の事業者などの協力を仰ぎながら、総合的な取り組みを推進します。

(2) 福祉的就労の場の確保

雇用に結びつきにくい障害のある人を支援するため、特別支援学校卒業生や在宅の障害のある人など当事者の要望を見極めながら福祉的就労の場など計画的な施設整備・事業の充実を促します。

また、障害者優先調達推進法による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害のある人の自立と社会参画につながるよう支援に努めていきます。

(3) 居住・家族支援の促進

障害福祉サービスの居住系サービスは、障害のある人が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じたサービスを確保して地域生活への移行を支援していきます。

特に、グループホーム※1が不足しているという声があることから、その拡充について働きかけるとともに、新たな自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。

また、介護者の急病などにより介護が一時的に困難になった場合に対応するため、短期入所（ショートステイ）を充実します。

その他、障害のある人にとって暮らしやすい住まいとなるよう、住宅の改修に関わる支援を行います。

9 情報提供と意思疎通支援への取り組み

(1) 情報提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るための様々な障害福祉サービス、地域生活支援事業、生活にかかる費用の減免や割引等の情報や、障害者総合支援法による新制度の適切な運営を推進するための有効な情報について、冊子「障害者福祉の手引き」や、広報紙、ウェブサイト等による情報提供を充実、推進します。

また、障害のある人の地域生活を支える福祉ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでの啓発、養成、相談及び情報提供を支援します。

あわせて、NPO・ボランティア活動に関する総合的な情報提供により、市民の自発的な活動を支援します。

(2) 意思疎通支援

日常において視覚障害や聴覚障害などコミュニケーションに障害のある人には、手話通訳をはじめとした意思疎通支援が重要です。

また、生活環境が一変するような災害時には、その必要性は一層増大するため、情報の伝達手段の充実や、行政情報を的確に提供するなど情報のバリアフリー化を推進します。

これら障害のある人とのコミュニケーション方法など、障害の種別に応じた援助方法について、広報紙などを通じて市民への周知を図ります。

10 安全・安心対策への取り組み

(1) 災害時などの対応

市民が犯罪などの被害にあわないための情報提供や、関係機関が連携した犯罪防止に取り組む体制づくりを推進します。

また、自力避難の困難な障害のある人に対する防災知識の普及や、災害時の情報提供、避難状況の把握、災害時の誘導など関係機関との協議

を推進し、支援が必要な人に配慮したきめ細かな施策を実施できるように努めるとともに、避難行動要支援者名簿への登録や個別支援計画の作成、障害のある人に配慮した避難訓練の実施など、自主防災活動の一層の活性化に努めます。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加ができるよう、市民、企業などと連携してバリアフリーのまちづくりを総合的に推進します。

年齢、性別、障害のあるなしなど人々が持つ様々な違いをお互いに認め合いながら、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、障害のある人自身が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」活動など、障害のある人が経験や能力を活かして行う社会貢献活動の振興を図ります。

(3) 移動支援の整備

障害のある人が外出しやすくなるよう、移送サービスの充実、サービス利用条件の緩和、サービス提供事業者の掘り起こし、ボランティアの養成・確保など、外出移動支援の充実を図ります。また、市民バスやデマンド交通・福祉タクシーなどの外出を支える事業の充実を図ります。

身体障害のある人の運転免許取得や自動車改造など、障害のある人の外出を支援する事業の一層の充実を図ります。



第3編 第5期障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の概要

1 計画の目的と期間

障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施を図るため、第5期茂原市障害福祉計画（以下、「第5期計画」といいます。）を策定します。

計画期間は、平成30～32年度（2020年度）の3年間とします。

2 第4期計画からの変更点

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等及び国の定めた基本的な指針に基づき、以下の点が第4期計画から変更になりました。

（1）就労定着支援の創設

障害者総合支援法の改正に伴い、障害福祉サービスに「就労定着支援」が創設されました。一般就労移行後の就労定着に向けて、生活面の課題などの解決に向けた指導、助言等の支援を行います。

（2）自立生活援助の創設

障害者総合支援法の改正に伴い、障害福祉サービスに「自立生活援助支援」が創設されました。施設やグループホームを利用していた障害のある人の一人暮らしへの移行に対し、相談、指導、助言等の支援を行います。

（3）入院先への重度訪問の制度化

これまで、障害のある人の自宅への訪問に限定されていた重度訪問介護が、最重度であり医療機関に入院した障害のある人へも訪問できるようになります。

（4）障害児福祉計画の策定

第4期計画まで、障害福祉計画に記載されていた、障害児通所支援・障害児相談支援については、新たに策定する障害児福祉計画に記載されます。

第2章 第4期障害福祉計画の達成状況

1 第4期障害福祉計画の達成状況

第4期障害福祉計画で定めた成果目標の達成状況は次のとおりです。

1. 成果目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」については、平成25年度末を基点に平成29年度末に施設入所者数5人の減少を目標としました。平成29年度末には、99人となることを見込んでいます。

「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標の達成状況

(単位：人)

	平成25年度	平成29年度
年度末時点利用者数の目標		99
年度末時点利用者数の実績	104	99

※平成29年度実績は見込み

(2) 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人・子どもの地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。目標では、平成29年度末までに1か所を整備するとしていましたが、現状では、地域における機能分担による「面的整備」を含めて検討を継続しています。

「地域生活支援拠点等の整備」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
地域生活支援拠点等の整備	1か所	未整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労の移行については、移行者数の実績見込みが目標を上回り、就労移行支援事業の利用者数は、実績が目標を下回る見込みです。

就労移行率3割以上の事業所数の割合についても、実績が目標を下回る見込みです。

「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標の達成状況

	目標	実績見込み
一般就労移行者数	8人	10人
就労移行支援事業利用者数	68人	52人
就労移行率3割以上の事業所数の割合	50%以上	20%

2. 前期計画における障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況

福祉サービス		計画		実績		見込	単位
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	
訪問系	居宅介護	1,400	1,500	990	973	1,600	時間/月
		70	75	64	64	80	実人/月
	重度訪問介護	1,000	1,000	697	673	1,200	時間/月
		5	5	4	4	6	実人/月
	同行援護	33	44	89	82	55	時間/月
		3	4	8	7	5	実人/月
	行動援護	20	20	0	0	20	時間/月
		1	1	0	0	1	実人/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	時間/月
		0	0	0	0	0	実人/月
日中活動系	生活介護	3,320	3,400	3,471	3,394	3,500	延人日/月
		166	170	173	170	175	実人/月
	自立訓練 (機能訓練)	44	66	12	2	88	延人日/月
		2	3	1	1	4	実人/月

福祉サービス		計画		実績		見込	単位	
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度		
日 中 活 動 系	自立訓練 (生活訓練)	273	312	112	60	364	延人日/月	
		21	24	12	7	28	実人/月	
	就労移行支援		935	1,037	588	638	1,156	延人日/月
			55	61	36	40	68	実人/月
	就労継続支援 (A型)		88	88	128	172	88	延人日/月
			4	4	6	9	4	実人/月
	就労継続支援 (B型)		2,272	2,336	2,254	2,211	2,400	延人日/月
			142	146	144	146	150	実人/月
	療養介護		310	310	248	248	310	延人日/月
			10	10	8	8	10	実人/月
	短期入所 (福祉型)		120	125	110	141	130	延人日/月
			24	25	22	23	26	実人/月
	短期入所 (医療型)		22	22	36	35	22	延人日/月
			4	4	7	7	4	実人/月
居住系	施設入所支援	104	102	101	95	99	実人/月	
	共同生活援助	63	66	63	62	70	実人/月	
相談支援	計画相談支援(サービス利用計画)	50	52	63	74	54	実人/月	
	地域移行支援	4	4	0	1	4	実人/月	
	地域定着支援	2	2	0	0	2	実人/月	

(実績は各年10月利用分の実績)

(2) 地域生活支援事業の利用状況

事業名		計画		実績		見込	単位
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	
必須事業							
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	か所
	地域総合支援協議会	有	有	有	有	有	実施の有無
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	実施の有無
	成年後見制度利用支援事業	2	3	1	0	4	人

事業名		計画		実績		見込	単位
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	22	22	14	13	22	利用者数
		154	154	79	89	154	延利用件数
	要約筆記者派遣事業	1	1	2	2	2	利用者数
		1	1	8	2	2	延利用件数
	手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	設置者数
	日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	8	8	2	4	8
自立生活支援用具		15	15	10	4	15	給付件数
在宅療養等支援用具		19	19	7	8	19	給付件数
情報・意思疎通支援用具		14	14	5	6	14	給付件数
排せつ管理支援用具		1,900	2,000	2,141	2,223	2,100	給付件数
住宅改修費		4	4	3	2	4	給付件数
手話奉仕員養成研修事業		10	10	12	9	10	人
移動支援事業		10	10	5	7	10	事業者数
		16	16	16	19	16	利用者数
		1,600	1,600	1,554	1,460	1,600	延利用時間
地域活動支援センター事業	I型	1	1	1	1	1	か所
	II型	0	0	0	0	0	か所
	III型	2	2	1	1	2	か所
その他の地域生活支援事業（市が自主的に取り組む事業）							
訪問入浴サービス事業		12	12	8	7	13	人
更生訓練費給付事業		1	1	0	0	1	人
知的障害者職親委託事業		1	1	1	1	1	人
日中一時支援事業		66	68	34	40	70	人
自動車運転免許取得・改造助成事業		4	4	1	4	4	人

(実績は各年10月利用分の実績)

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

障害福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住支援・施設系サービス」「相談支援」の4つの分野ごとに見込みます。

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

<事業の概要>

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人で意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人ならびに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供します。

<見込み>

福祉サービス		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
訪 問 系	居宅介護	1,360	1,445	1,530	時間/月
		80	85	90	実人/月
	重度訪問介護	1,200	1,200	1,400	時間/月
		6	6	7	実人/月
	同行援護	162	180	216	時間/月
		9	10	12	実人/月

福祉サービス		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
行動援護		0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
重度障害者等包 括支援		0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 訪問系サービスについては、今後も利用の増加が見込まれますので、現在サービスを提供している事業所に対し、事業の拡充・ヘルパーの育成などを働きかけるとともに、周辺自治体と連携し、介護保険制度のサービス提供事業所も含め新規事業所の参入について働きかけていきます。
- 既存の人材のレベルアップ及び同行援護に従事するガイドヘルパーの確保に向けて、県が開催する研修への積極的な参加を促します。
- 行動援護、重度障害者等包括支援のサービスについては、過去に利用実績がなく、サービス提供を希望される人もいないため、見込まないこととしました。
- 事業所等の人材の確保について、千葉県や長生圏域町村と連携し、人材確保に取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援【平成30年度より制度化】、療養介護、短期入所

<事業の概要>

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な「機能訓練」や、生活能力の向上のために必要な「生活訓練」を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練及び求職活動に関する支援を行います。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 A型（雇用型）・B型（非雇用型）があります。

就労定着支援 【平成30年度制度化】	一般企業等に就労した人が職場に定着できるよう、就労に伴う生活面での様々な課題に対して、一定期間、企業・自宅への訪問などにより、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常時介護の必要な人に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間を含めて施設にて、入浴、排せつ、食事のほか必要な介護等の支援を行います。

<見込み>

福祉サービス		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
日中活動系	生活介護	3,885	3,990	4,095	延人日/月
		185	190	195	実人/月
	自立訓練 (機能訓練)	17	17	34	延人日/月
		1	1	2	実人/月
	自立訓練 (生活訓練)	96	108	120	延人日/月
		8	9	10	実人/月
	就労移行支援	700	770	840	延人日/月
		40	44	48	実人/月
	就労継続支援 (A型)	320	340	360	延人日/月
		16	17	18	実人/月
	就労継続支援 (B型)	3,086	3,251	3,416	延人日/月
		187	197	207	実人/月
	就労定着支援	4	5	6	実人/月
		248	279	310	延人日/月
	療養介護	8	9	10	実人/月
		245	280	315	延人日/月
	短期入所 (福祉型)	28	32	36	実人/月
		35	40	45	延人日/月
短期入所 (医療型)	7	8	9	実人/月	

<見込量を確保するための方策>

- 「日中活動系サービス」については今後も、障害のある人一人ひとりにあった、日中活動の利用を促進します。
- 就労系事業所に関しては、障害者優先調達法による官公署による発注

の方策を検討し、運営強化や工賃向上への取り組みを支援します。また、新たに制度化される就労定着支援は、既存の就労移行支援実施事業を中心に、事業実施を推進していきます。

- 短期入所については、施設が少ない状況であり、現在のサービス提供事業所に対し事業の拡充を促すことや、新規事業所に参入の働きかけを行うとともに、「地域生活支援拠点」等の整備を通して長生圏域の町村とも連携し、利用の利便性について検討していきます。

(3) 居住支援・施設系サービス

自立生活援助【平成30年度より制度化】、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）

<事業の概要>

自立生活援助 【平成30年度 制度化】	共同生活援助または施設入所支援を受けていた人が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループ ホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活を送るために必要な援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等の介護が必要と認められた人には必要なサービスも提供します。

<見込み>

福祉サービス		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
施設系 居住支援 ・	自立生活援助	3	3	3	実人/月
	施設入所支援	102	102	101	実人/月
	共同生活援助	73	77	79	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- グループホーム利用者の負担軽減を図るため、家賃助成を行います。また、身近な地域でグループホームが設置できるよう事業所の参入を促すとともに、運営主体に対しては、円滑に事業が実施できるよう支援を行います。
- グループホームに対する法的規制については、整備を推進する上での課題となっており、国や県に対して、設置にかかる要件が緩和されるよう要望します。
- 生活ホームについても、障害のある人の地域移行のための社会資源として活用できるよう、家賃補助及び運営主体に対して支援を行うとともに、生活ホームを運営する事業所が、グループホームへの移行を希望する場合には、円滑に移行ができるような支援を行います。

- 平成30年度から制度化される自立生活援助については、相談支援事業所などを中心に、当該事業への新規参入を積極的に促進していきます。

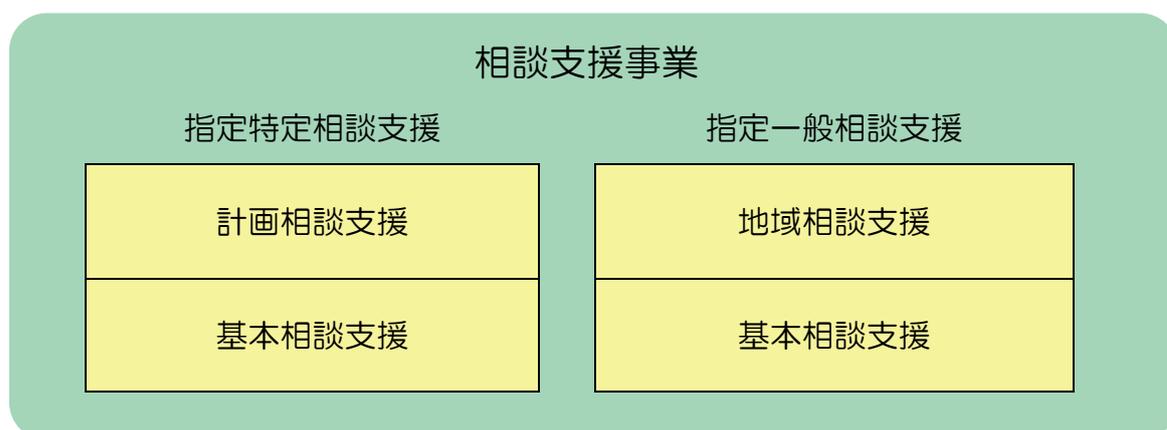
(4) 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

<事業の概要>

基本相談支援	障害のある人・子どもからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する18歳以上の人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○地域定着支援 居宅において単身で生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の必要な支援を行います。

<事業実施への考え方>

相談支援事業は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業として、「計画相談支援」及び「地域相談支援」を行う2階建ての事業形態になっています。



<見込み>

福祉サービス	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
計画相談支援	104	123	145	実人/月
地域移行支援	2	3	4	実人/月
地域定着支援	1	2	3	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 利用者本位のケアマネジメント^{※2}が展開できるよう、長生郡市総合支援協議会を核として、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指すとともに、サービス等利用計画作成について、新しい枠組みの周知を図り、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につながるような体制を整備します。
- ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、サービス等利用計画作成する相談支援専門員の育成を促進します。
- 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、地域の相談支援機能の充実を図ります。
- 発達障害や高次脳機能障害のある人への相談支援のあり方などの研究を進めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。

2 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳者等の派遣・設置、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター^{※9}など、障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」とされています。

さらに、市町村や都道府県が地域の実情等により自主的に取り組む「その他事業」を実施することにより、より効果的なサービスを提供するものです。

茂原市においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、引き続き障害のある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業				
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 地域社会の住民に対する精神障害や内部障害のある人等に関する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が出にくく、難しい面がありますが、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには重要な取り組みであるため、主に広報活動による理解と啓発促進を推進します。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業				
自発的活動支援事業	有	有	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 主に災害対策支援等への支援を実施します。障害者団体やボランティア団体との連携のもと、引き続き実施していきます。

(3) 相談支援事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人・子ども、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うことや、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

事業名	事業の内容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な援助などを行うものです。
地域総合支援協議会	上記の相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害のある人を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する中核的な役割を担うものです。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。（市町村が必要に応じ設置することができるかとされています。）
市町村相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援に専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援するものです。

<見込み>

事業名		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業					
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	か所
	地域総合支援協議会	有	有	有	実施の有無
	基幹相談支援センター	無	無	有	実施の有無
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	実施の有無
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	無	無	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 相談支援事業については、市障害福祉課が実施しているほか、「長生地域生活支援センター」、「社会福祉法人九十九会」にも委託を行い、実施しておりますが、障害者相談員や民生委員等への相談など、身近な地域から障害のある人の地域生活を支援し、利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の育成を図るとともに、新たに地域生活支援事業実施要綱に定められた「基幹相談支援センター」について平成32年度（2020年度）の実施を目途に設置を検討していきます。
- 周辺町村との連携のもと、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関とのネットワーク化を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として、長生郡市総合支援協議会を運営し、長生地域を圏域とした相談支援体制のあり方を検討します。
- 住宅入居等支援事業については、平成32年度（2020年度）の実施を目途に検討します。
- 障害者虐待事案の解決に関しては、関係機関と連携した支援体制づくりを図ります。
- 差別解消法についての周知・啓発を行い、差別解消に向けた地域の体制として長生郡市差別解消支援地域協議会（仮称）の設置を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

<事業の概要>

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業				
成年後見制度利用支援事業	2	3	4	実人／年

<見込量を確保するための方策>

- 成年後見制度利用支援事業は、高齢者分野の地域包括支援センターとの連携を踏まえ充実を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

<事業の概要>

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業				
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	実施の有無

<見込量を確保するための方策>

- 法人後見ができる団体と事業実施について協議していきます。
- 市民後見のあり方については、高齢者分野の地域包括支援センターと連携して調査・研究を行っていきます。

(6) 意思疎通支援事業（必須事業）

<事業の概要>

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、聴覚障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にします。

<見込み>

事業名		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業					
意 思 疎 通 支 援 事 業	手話通訳者派遣事業	12	13	14	実人／年
		84	91	98	件／年
	要約筆記者派遣事業	2	2	2	実人／年
		2	2	2	件／年
手話通訳者設置事業	1	1	1	か所	

<見込量を確保するための方策>

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。
- 手話通訳者の設置については、障害福祉課内に配置し、実施します。（週1回1名、水曜日午後に実施しています。）

(7) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としています。

用具の名称	内 容
介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、訓練に用いるいす等の用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具や、聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成。

<見込み>

事業名		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業					
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	6	7	8	件/年
	自立生活支援用具	8	8	8	件/年
	在宅療養等支援用具	9	9	9	件/年
	情報・意思疎通支援用具	6	6	6	件/年
	排せつ管理支援用具	2,329	2,376	2,424	件/年
	住宅改修費	4	4	4	件/年

<見込量を確保するための方策>

- 日常生活用具給付等事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

<事業の概要>

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的にしています。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必須事業				
手話奉仕員養成研修事業	10	10	10	実人/年

<見込量を確保するための方策>

○ 手話奉仕員の養成については、平成29年度から2年間の養成講座を実施しています。

第2期の登録者については、平成30年度において研修課程修了後、茂原市手話奉仕員として登録される見込みとなっています。

(9) 移動支援事業（必須事業）

<事業の概要>

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うものです。

事業名	事業の内容
移動支援	社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーが移動の支援を行います。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必須事業				
移動支援事業	9	9	9	か所
	14	14	14	実人/年
	1,400	1,400	1,400	時間/年

<見込量を確保するための方策>

○ 移動支援事業の周知を図り、実施事業所の充実に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業（必須事業）

<事業の概要>

障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的とした地域活動支援センターを設置し、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センターでは、上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類）に応じて、各種訓練等を実施します。

類 型	事業の内容
地域活動支援センターⅠ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 （旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障害者小規模作業所等の移行を想定。）
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅者に対し、生産活動の機会を提供します。（旧体系の心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所等の移行を想定。）

<見込み>

事業名		H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
必 須 事 業					
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	1	1	1	か所
		31	31	31	実人/年
	Ⅱ型	0	0	0	か所
		0	0	0	実人/年
	Ⅲ型	2	2	2	か所
		12	12	12	実人/年

<見込量を確保するための方策>

- 地域活動支援センターⅠ型については、長生圏域に1か所あり、相談支援事業等を併せて委託しています。

Ⅲ型については、長生圏域にはありませんが、他の地域の地域活動支援センターを利用されるケースがありますので、2か所の利用を見込んでいます。

(11) その他の地域生活支援事業（市が自主的に取り組む事業）

<事業の概要>

その他の地域生活支援事業については、その地域の資源、地域の特性などの実情により、市の判断により実施することができるとされており、障害福祉サービス、地域生活支援事業の必須事業と組み合わせで実施することにより、効果的なサービス提供が可能な事業です。

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、居宅にて入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
日中一時支援事業	日中動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許を取得するための費用や、自動車の改造をする費用の一部を助成します。

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
その他の地域生活支援事業（市が自主的に取り組む事業）				
訪問入浴サービス事業	8	9	10	実人／年
知的障害者職親委託事業	1	1	1	実人／年
日中一時支援事業	26	29	32	実人／年
自動車運転免許取得・改造助成事業	4	4	4	実人／年

<見込量を確保するための方策>

- その他の地域生活支援事業については、引き続きその事業水準を保てるように事業を実施します。
- 日中一時支援事業については、新規事業所の参入を働きかけていくなど、身近な地域で支援を受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。
- 今まで実施していない地域生活支援事業については、必要に応じて近隣町村と連携し、サービス事業所及び千葉県等の関係機関とも協議の上、事業実施に向けて検討します。

3 成果目標

第5期計画の計画終了年度である平成32年度（2020年度）に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」について、国は、「施設入所者数を平成28年度末から2%以上削減すること」と、「平成28年度末に入所している障害のある人の9%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

茂原市では、入所者数の削減目標を2人、入所から地域生活に移行する人数の目標を9人と設定します。

「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標

	平成28年度実績	平成32年度目標 (2020年度)
施設入所者数	95人	93人
平成28年度実績との比較		▲2人
削減率		2.1%
地域生活移行者数（累計）		9人
地域生活移行率（累計）		9.5%

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

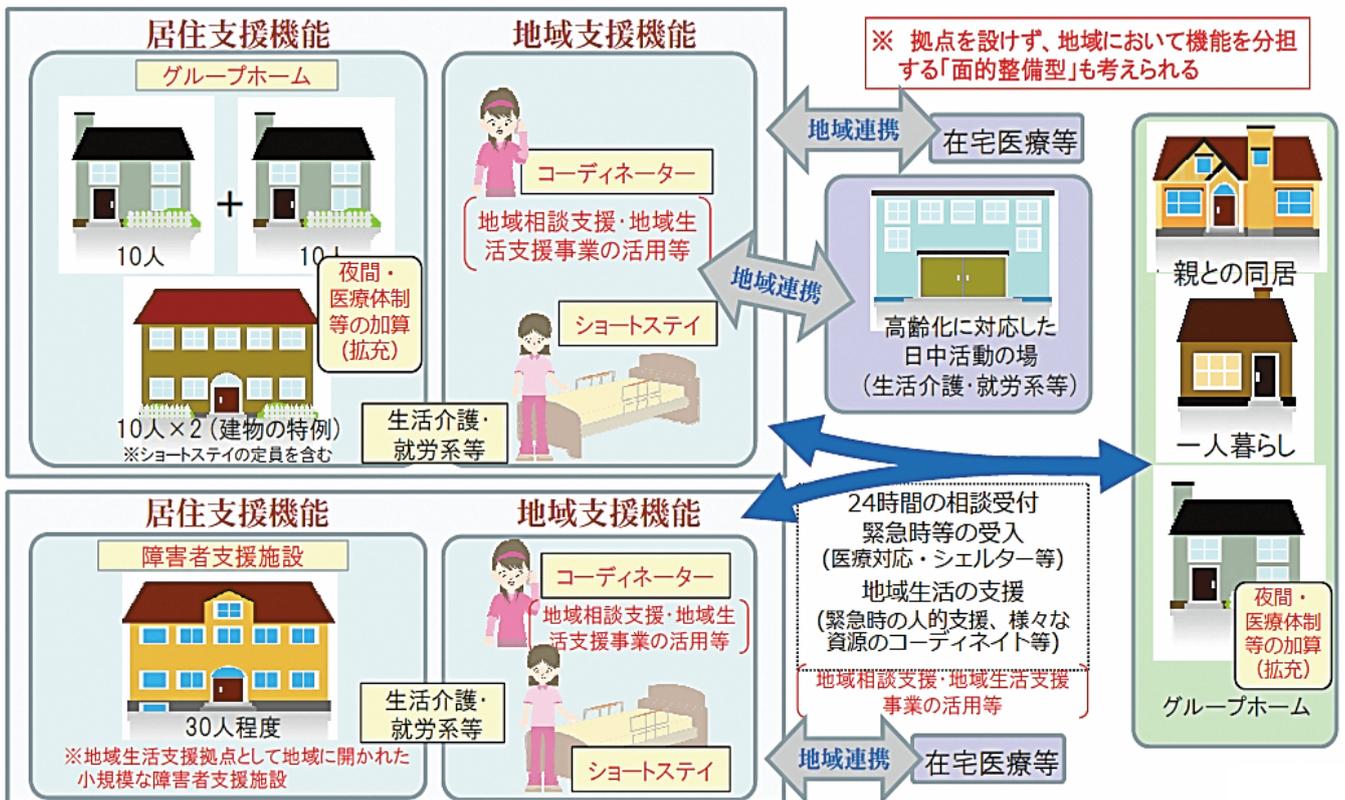
国は「平成32年度（2020年度）末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げています。茂原市では、長生郡市総合支援協議会とも連携しながら、平成32年度（2020年度）末までの設置に向けた検討を進めていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人・子どもの地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

整備にあたっては、施設を拠点とした整備と、拠点を設けず地域における機能分担による「面的整備」も考えることができます。茂原市では、平成32年度（2020年度）末までの整備に向けて、「面的整備」を含めて検討を継続していきます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ



※安心生活支援事業（地域生活支援事業）によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

資料：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は「年間一般就労移行者数が平成28年度の1.5倍以上になること」を目標としており、茂原市では、18人と設定します。

また、国は、「就労移行支援事業利用者数が平成28年度の2割増以上になること」を目標としています。

さらに、国は、「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が全体の5割以上となること」を目標としています。このほか、国は、「就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率80%以上」を目標として設定しています。

「一般就労への移行」の成果目標

	平成28年度実績	平成32年度目標 (2020年度)
年間一般就労移行者数	12人	18人
就労移行支援事業利用者数	40人	48人
就労移行率3割以上の事業所数の割合		50%以上
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率		80%以上



第4編 第1期障害児福祉計画

第1章 障害児福祉計画の概要

1 計画の目的と期間

障害児福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法・児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を図るため、第1期茂原市障害児福祉計画（以下、「第1期計画」といいます。）を策定します。

計画期間は、平成30～32年度（2020年度）の3年間とします。

2 第4期計画からの変更点

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等及び国の定めた基本的な指針に基づき、障害児福祉サービスについては、以下の点が第4期計画から変更になりました。

（1）障害児福祉計画の策定

第4期計画まで、障害福祉計画に記載されていた、障害児通所支援・障害児相談支援については、新たに策定する第1期計画に記載されます。

（2）居宅訪問型児童発達支援サービスの創設

児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉サービスに「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。重度心身障害などで障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障害のある子どもの自宅への訪問による支援を行います。

第2章 第4期障害福祉計画の達成状況 (障害児分野)

1 第4期障害福祉計画の達成状況（障害児分野）

（1）障害児通所支援の状況

福祉サービス		計画		実績		見込	単位
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	
障害児通所支援	障害児相談支援	15	16	25	28	17	実人／月
	児童発達支援	396	429	415	349	462	延人日／月
		36	39	37	33	42	実人／月
	医療型児童発達支援	2	2	2	7	2	延人日／月
		1	1	1	2	1	実人／月
	放課後等デイサービス	484	506	927	1,050	539	延人日／月
		44	46	63	69	49	実人／月
	保育所等訪問支援	5	6	5	5	7	延人日／月
5		6	5	5	7	実人／月	

（実績は各年10月利用分の実績）



第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

(1) 障害児通所支援

<事業の概要>

障害児相談支援	<p>○障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス提供事業所等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス提供事業所等との連絡調整などを行います。</p>
児童発達支援	<p>身体・知的・精神（発達障害含む）に障害のある子ども及び難病を持つ子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。</p>
医療型児童発達支援	<p>肢体不自由のある子どもに対し、国が指定する医療機関に通わせ、上記児童発達支援の内容及び治療を行います。</p>
放課後等 デイサービス	<p>就学している障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に行い、学校教育と相まって子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所等を現在利用中、又は今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>
居宅訪問型 児童発達支援 【平成30年度制度化】	<p>障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。</p>

<見込み>

事業名	H30年度	H31年度	H32年度 (2020年度)	単位
障害児相談支援	38	44	51	実人/月
児童発達支援	538	613	700	延人日/月
	43	49	56	実人/月
医療型児童発達支援	14	14	14	延人日/月
	2	2	2	実人/月
放課後等デイサービス	1,485	1,650	1,815	延人日/月
	90	100	110	実人/月
保育所等訪問支援	6	7	8	延人日/月
	6	7	8	実人/月
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	延人日/月
	1	1	1	実人/月

<見込量を確保するための方策>

- 放課後等デイサービス等については、多数の新規事業所の参入で利用時の選択肢が増え、また、利用しやすくなったことにより利用者数、利用日数とともに増加しています。

今後も地域の児童発達支援センターとの連携を図り、障害のある子どもが適正な支援を受けられるようサービス提供の充実に努めます。

- 障害のある子どもの支援については、市の関係各課及び関係機関との連携を密にし、茂原市子ども・子育て支援事業計画との連携を図り、きめ細かな支援が提供できるよう進めていきます。新たに制度に位置づけられた、居宅訪問型児童発達支援についても、主に重度心身障害児が対象になることが想定されるため、医療機関との連携のもとサービス提供の確保を進めます。

2 成果目標

第1期障害児福祉計画の計画終了年度である平成32年度（2020年度）に向けて、以下の成果目標を掲げその達成に向けた施策を推進します。

1 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障害のある子どもが日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように支援する施設であり、併せて地域の障害のある子どもやその家族への相談及び、障害のある子どもを預ける施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。

国は、平成32年度（2020年度）末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

茂原市では、障害児支援の中核となる「児童発達支援センター」について、圏域内の市町村や事業所との連携を維持しつつ、今後、市単独での設置も視野に入れて支援してまいります。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障害のある子どもが利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障害特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど集団生活適應のための専門的支援を行う事業です。

国は、平成32年度（2020年度）末までに各市町村で提供体制を構築することを目標に掲げています。

茂原市では、圏域内の市町村や事業所、保育所等と連携し、平成32年度（2020年度）末までに、安定的に利用が継続できる体制の構築に向けて検討及び調整を進めます。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、国は、平成32年度（2020年度）末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保す

ることを目標に掲げています。

茂原市では、重症心身障害児に対する専門性を有する「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、長生圏域での設置を前提に、圏域内の市町村や事業所と連携し、平成32年度（2020年度）末までの設置に向けた検討を進めます。

4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に設置することを目標に掲げています。

茂原市では、医療的ケアが必要な児童の保護者の不安を軽減し、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」の設置について、平成30年度を目標とし、長生郡市総合支援協議会や長生圏域内の関連機関との連携を通じ設置を進めていきます。

また、本件に関連し、県の事業として平成30年度には、長生圏域において療育支援コーディネーターを配置する事業を進めています。これにより、在宅の障害のある子どもに対する療育支援の体制の充実が期待できます。



第5編 計画の推進体制

第1章 計画の推進と評価・行財政の 効率的運用

1 計画の推進

計画の実現に向け、市内の保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなど、関係する部署及び長生郡市総合支援協議会等の関係機関などとの連携をより一層強化するとともに、計画の推進における様々な課題の研究と具体化に向けた協議を行いながら、全市的な体制のもとに計画を推進します。

2 計画の評価

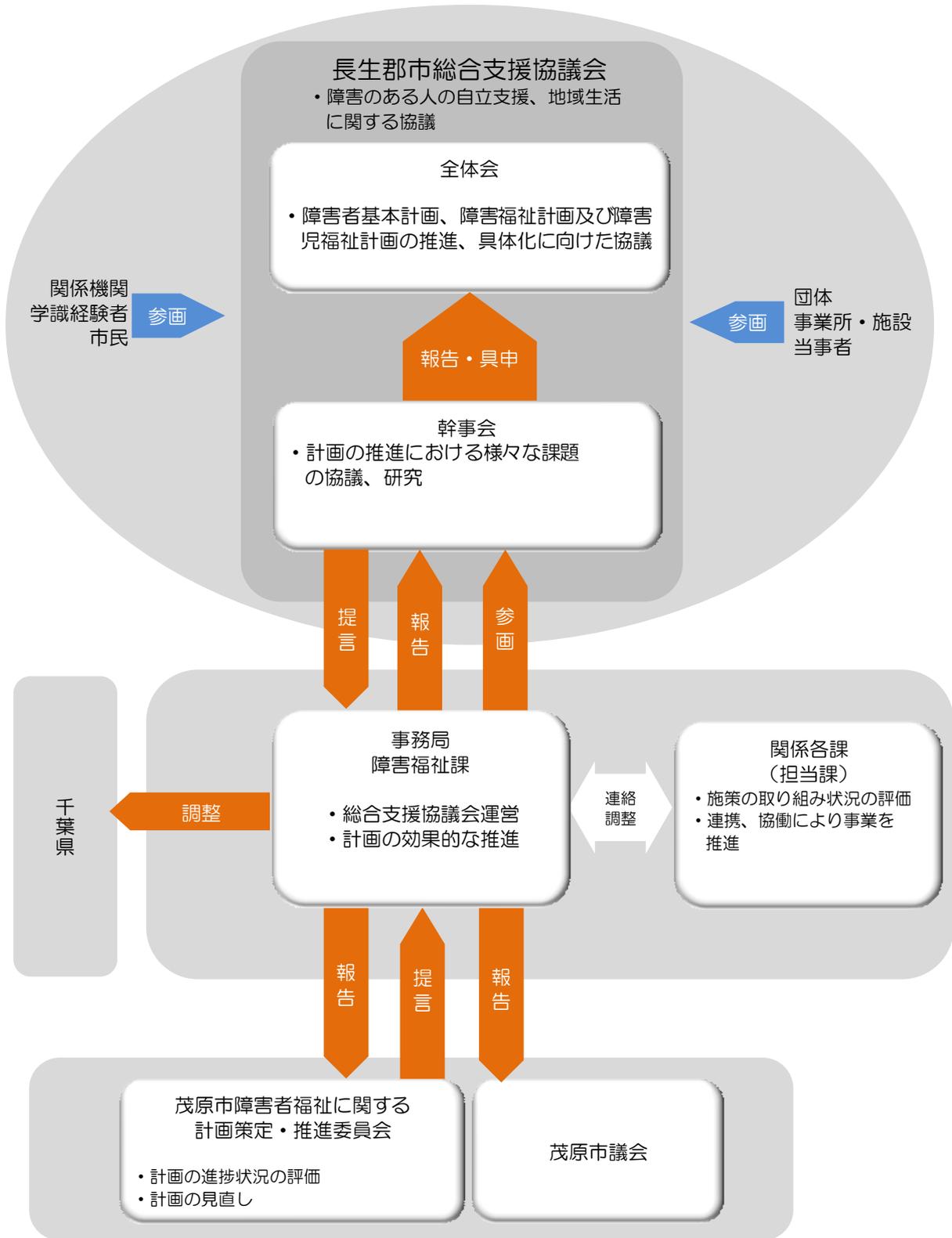
計画を着実に推進していくため、茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会にて計画の進捗状況の把握、点検をしていきます。また、障害者関係団体との意見交換やニーズ調査の実施などを通じて、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策・事業を実施します。

3 行財政の効率的運用

計画実施後においても地域及び社会経済情勢の変化、福祉ニーズへの的確な対応を図るため、より効率的・効果的な事業展開に努めます。

また、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び関連各法の施行状況や福祉制度、医療保険・各種年金などの社会保障制度等、国の動向を見極めながら計画の推進を図ります。

計画の推進体制



資料編

1 計画策定の経過

開催日	会議名等	備考
平成29年8月	市民意識調査アンケート実施	—
平成29年9月～10月	関係団体・施設・事業所ヒアリング実施	—
平成29年11月20日（月） 10：00～ 503会議室	第1回計画策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱、計画の概要説明 現行計画の成果及び評価等
平成29年12月13日（水）	計画関連施策・事業実施状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 事業概要 課題と今後の方針
平成30年1月15日（月） 13：30～ 501会議室	第1回計画策定事業検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画の検討
平成30年1月18日（木） 14：00～ 501会議室	第2回計画策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画の検討
平成30年1月22日（月） ～2月21日（水）	市民からの意見聴取（パブリックコメント）の実施	—
平成30年2月13日（火） 14：00～ 中央公民館	総合支援協議会からの意見聴取	—
平成30年3月13日（火） 13：30～ 503会議室	第2回計画策定事業検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画の検討
平成30年3月15日（木）	千葉県への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし
平成30年3月19日（月） 13：30～ 503会議室	第3回計画策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画の承認

※次期計画：第3次茂原市障害者基本計画

第5期茂原市障害福祉計画

第1期茂原市障害児福祉計画

2 要綱・委員名簿

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会設置要綱

平成20年7月9日茂原市告示第80号
改正

平成22年3月31日告示第38号

平成23年11月9日告示第115号

平成25年3月29日告示第40号

平成29年5月31日告示第67号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく茂原市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく茂原市障害福祉計画（以下「計画」と総称する。）の策定を円滑に進めるとともに、障害者をめぐる施策の流れを的確に把握し、障害者の福祉の向上を推進するため、茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の分析及び評価に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる団体又は職にある者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健、医療及び障害福祉関係者
- (3) 各種団体の代表
- (4) その他市長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年茂原市告示第38号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年茂原市告示第115号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日茂原市告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日茂原市告示第67号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に茂原市障害者基本計画推進協議会設置要綱を廃止する訓令(平成29年茂原市訓令甲第8号)の規定による廃止前の茂原市障害者基本計画推進協議会設置要綱第2条第1項の規定により茂原市障害者基本計画推進協議会の委員として委嘱又は任命されている者は、改正後の茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会設置要綱第3条の規定により茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会の委員として委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会委員名簿

【敬称略・順不同】

No		氏 名	機 関 ・ 団 体 等
1	委員長	鬼島 義昭	茂原市社会福祉協議会
2	副委員長	林 正彦	社会福祉法人 長生共楽園
3	委 員	高瀬 学	茂原市長生郡医師会
4	//	長峰 敏昌	社会福祉法人児童愛護会 長生厚生園
5	//	小林 和子	茂原市身体障害者福祉会
6	//	児玉 美代子	長生茂原心身障害児（者）親の会
7	//	江澤 秀夫	長生郡市精神障害者家族会ひびき会
8	//	永野 幸子	特定非営利活動法人カレンズ
9	//	渋沢 茂	中核地域生活支援センター長生ひなた
10	//	山本 珠代	茂原市放課後子どもプラン運営委員会
11	//	鶴岡 正浩	茂原市民生委員児童委員協議会
12	//	三島 須美子	長生健康福祉センター
13	//	河原 修一	茂原公共職業安定所
14	//	安藤 明子	茂原市教育委員会
15	//	山田 広宣	茂原市議会

任期：平成29年7月12日～平成32年（2020年）6月30日（No.1）

平成29年7月1日～平成32年（2020年）6月30日（No.2～15）

茂原市障害者基本計画及び茂原市障害福祉計画策定事業検討委員会設置要綱

平成20年7月9日茂原市訓令甲第16号

改正

平成22年3月31日訓令甲第6号

平成23年11月9日訓令甲第17号

平成25年3月29日訓令甲第10号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく茂原市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく茂原市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、茂原市障害者基本計画及び茂原市障害福祉計画策定事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、計画の策定に関し、調査、研究、及び必要な調整を図るものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長の職にある者、副委員長は委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を統括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、計画についての意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年茂原市訓令甲第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年茂原市訓令甲第17号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日茂原市訓令甲第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

福祉部長 福祉部次長 社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援 課長 総務課長 企画政策課長 財政課長 国保年金課長 健康管理課長 商工観光 課長 土木建設課長 都市計画課長 都市整備課長 学校教育課長 生涯学習課長 茂原市社会福祉協議会事務局長

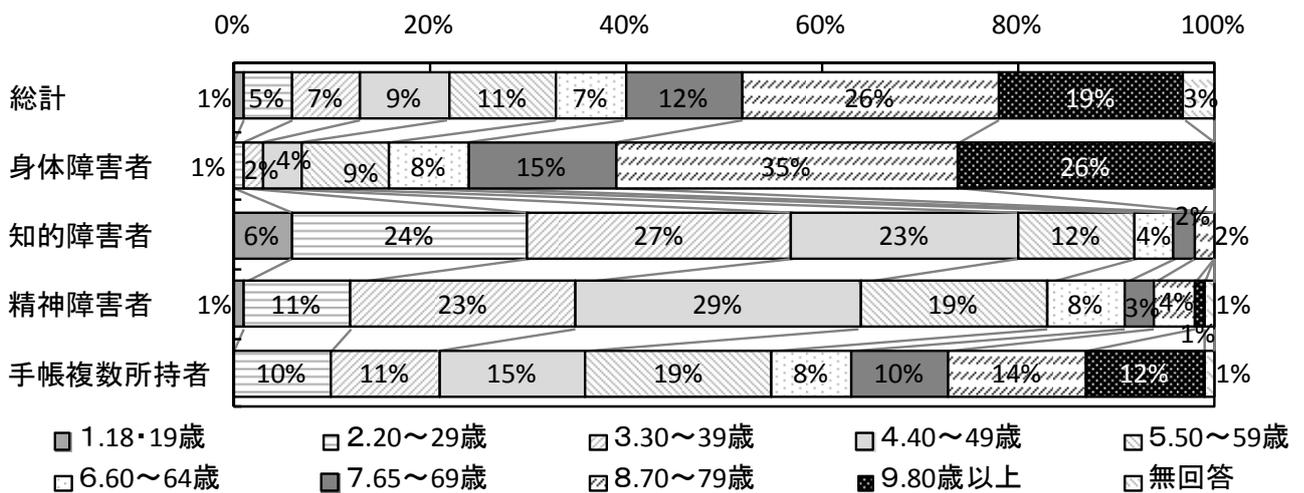
3 市民意識調査アンケート結果

平成29年8月から9月にかけて実施した、市民意識調査アンケート結果を紹介します。市民意識調査アンケート結果については、第1編・第2章「2 障害のある人を取り巻く課題」にも計画策定に関わる主な内容について記載していますが、地域における障害のある人を取り巻く現状が分かるその他の主な結果についてここに記載します。

※なお、グラフの選択項目は、具体的な意見についてのみ掲載しています。

区分① 障害者手帳所持者（18歳以上）調査の結果より

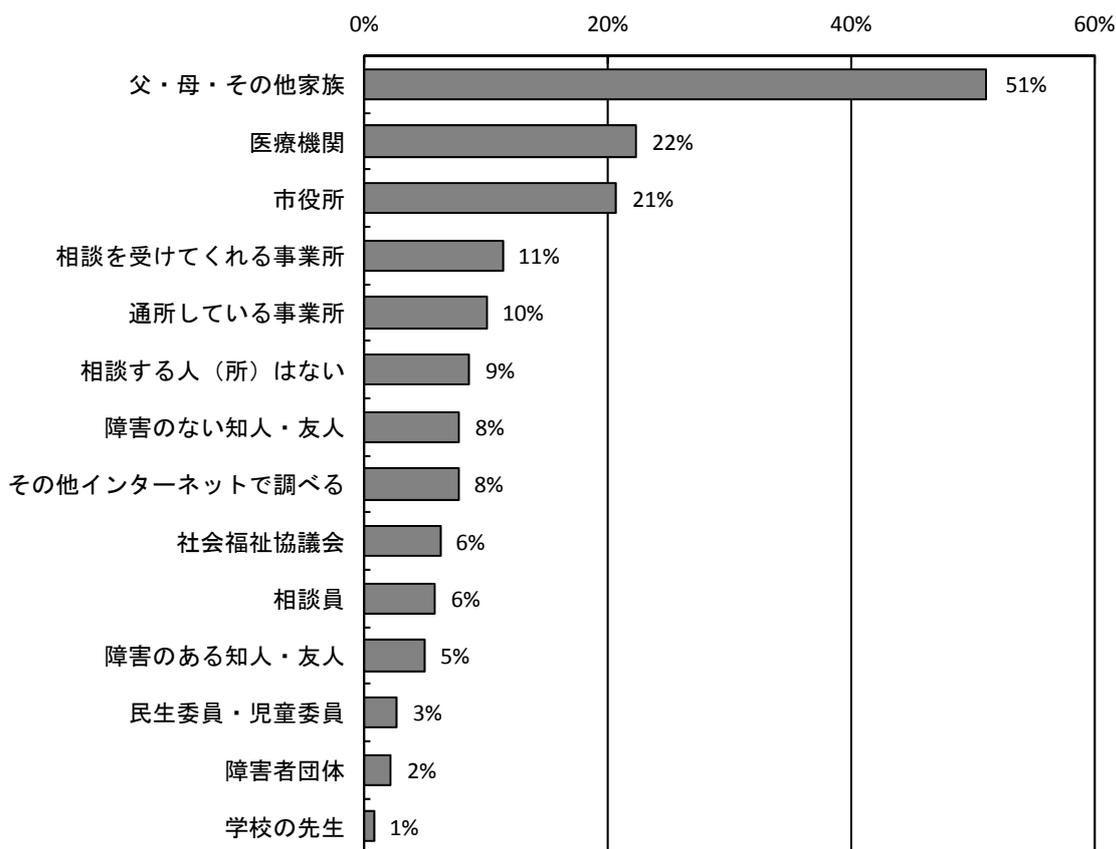
①-1 回答者の年齢について



全体では、70～79歳が26%と最も多く、65歳以上で57%を占めています。これは、人数の多い「身体障害者」の傾向が反映されています。一方、「知的障害者」では、30代（27%）、「精神障害者」では40代（29%）の割合が多くなっています。

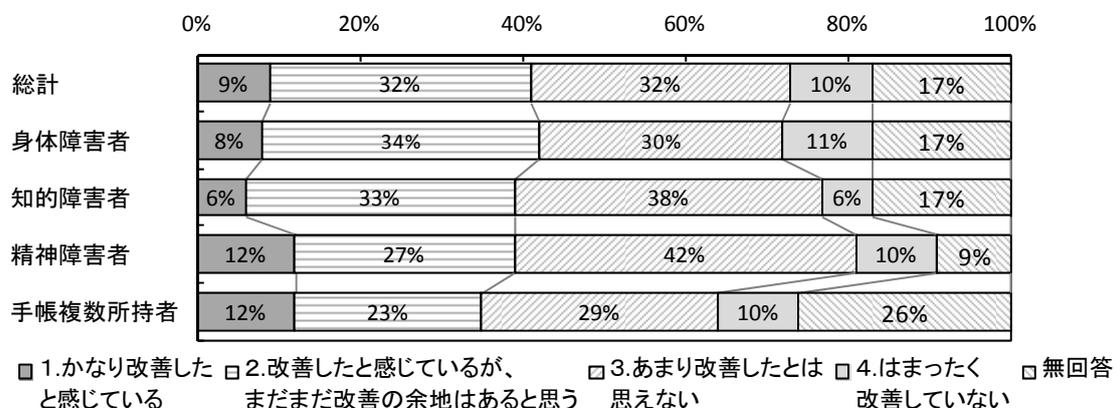


①-2 困った時の相談先について



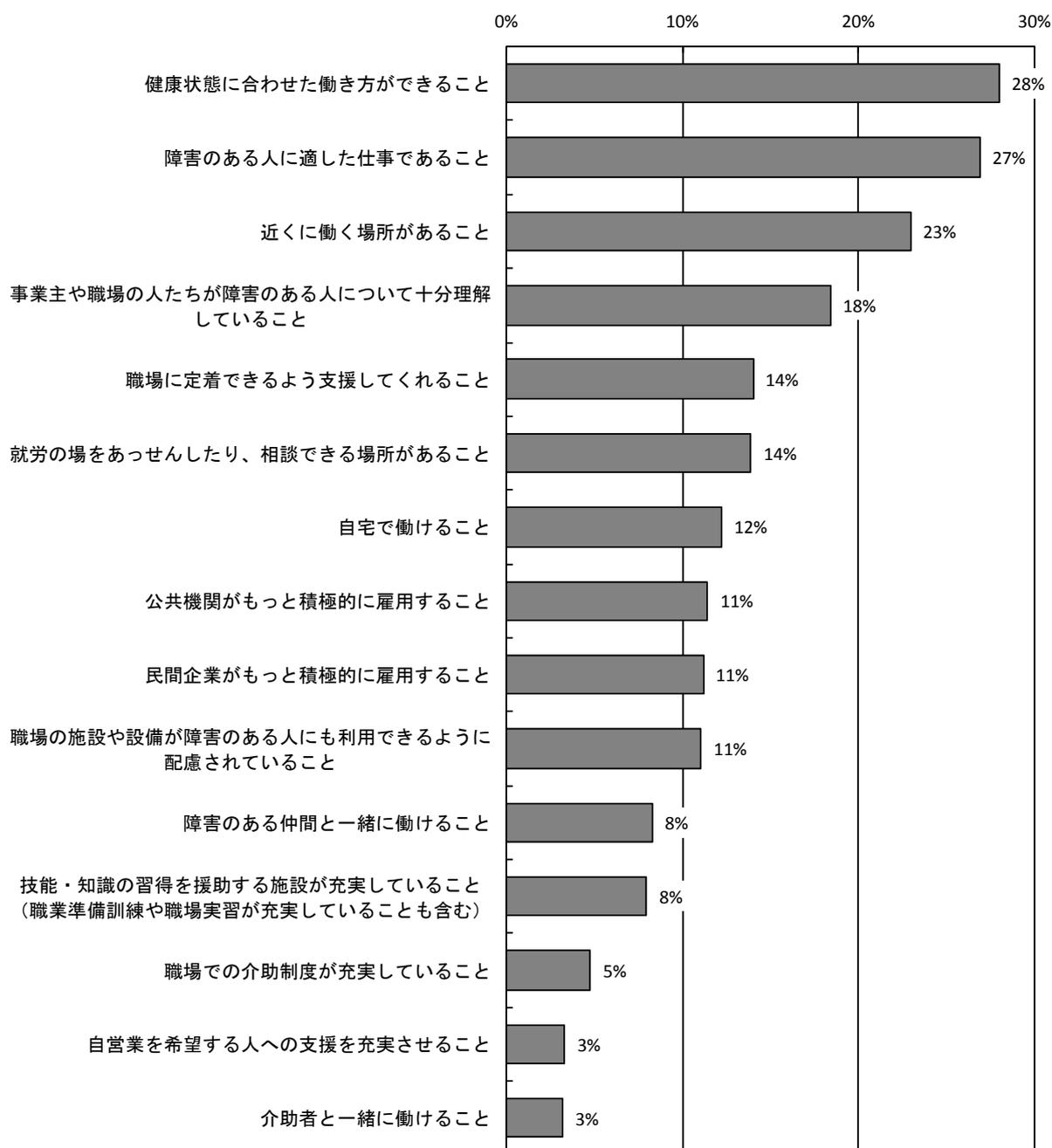
困った時の相談先では、「父・母・その他家族」が最も多く、51%になっています。次いで、医療機関が22%、市役所が21%となっています。知的障害のある人で「父・母・その他家族」に次いで「通所している事業所」31%、精神障害のある人では、「父・母・その他家族」に次いで「医療機関」が49%になっています。

①-3 道路や公共交通機関のバリアフリー化について



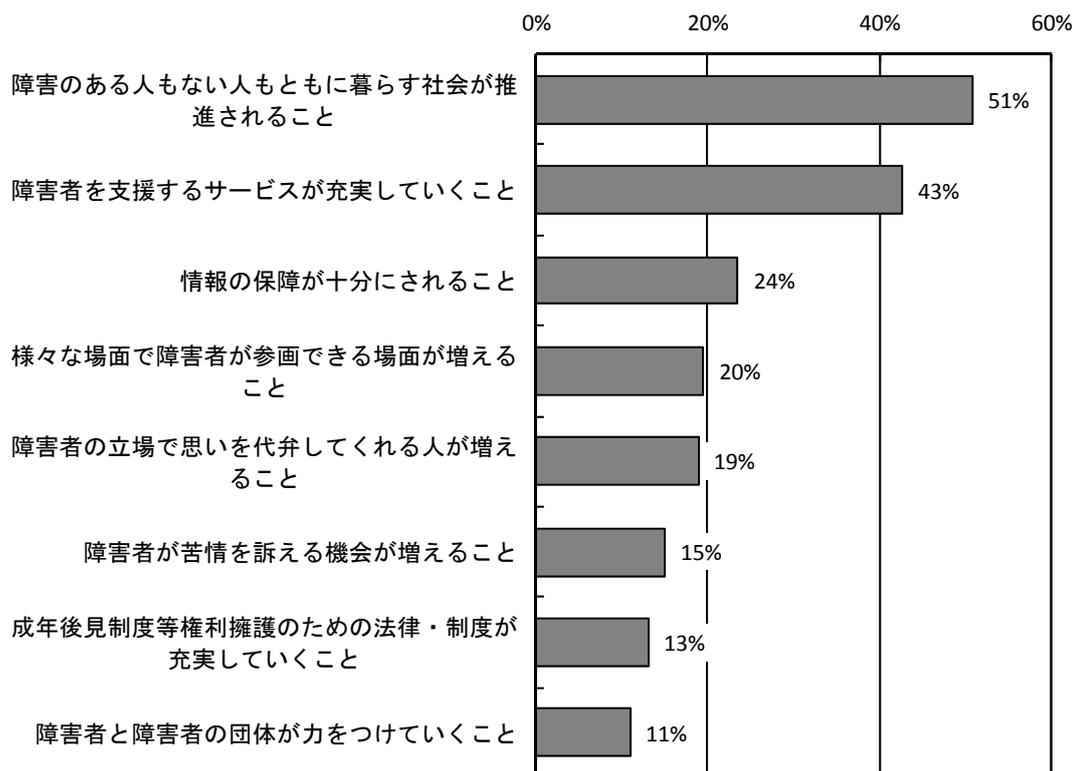
バリアフリー化については、「かなり改善したと感じている」が9%、「改善したと感じているが、まだまだ改善の余地があると思う」が32%で、4割以上の方が、「改善したと感じている」と回答しています。

①-4 働くために必要だと思うことについて



働くために必要と思うことは、「健康状態に合わせた働き方ができること」が28%で最も多くなっています。特に精神障害のある人では、最も多く67%の人が回答しています。

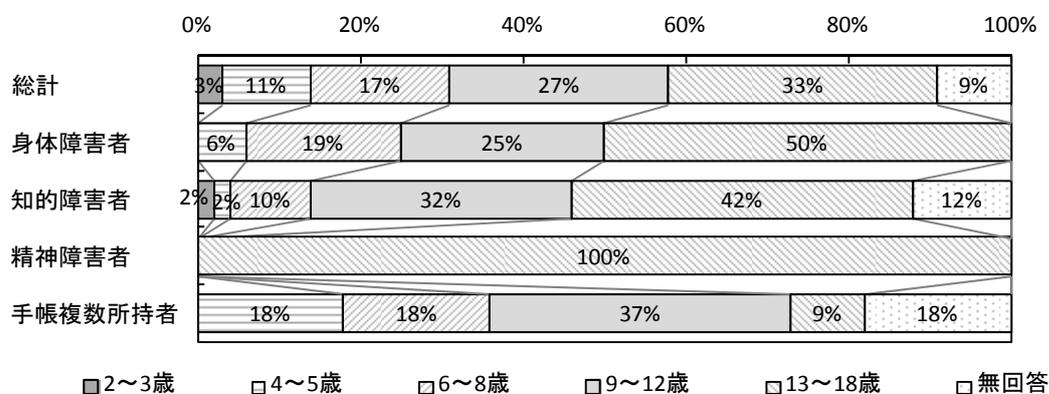
①-5 障害のある人の人権を守るために必要だと思うことについて



障害者の人権を守るために重要なことは、「障害のある人もない人もともに暮らす社会が推進されること」が51%と半分以上になっています。

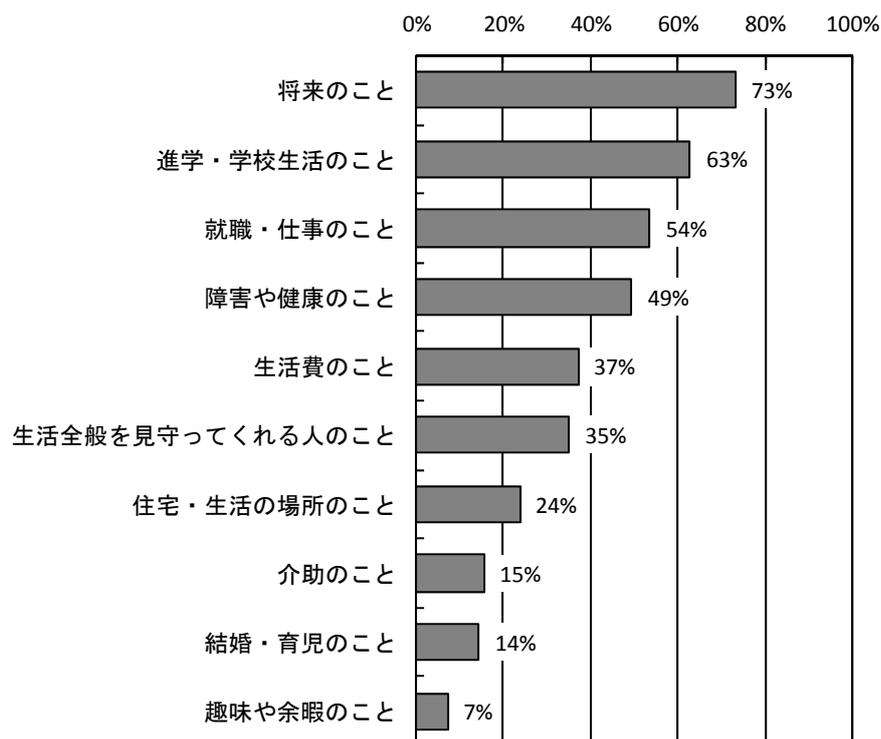
区分② 障害児通所支援受給者証または障害者手帳を持っている児童（18歳未満）調査の結果より

②-1 回答者の年齢について



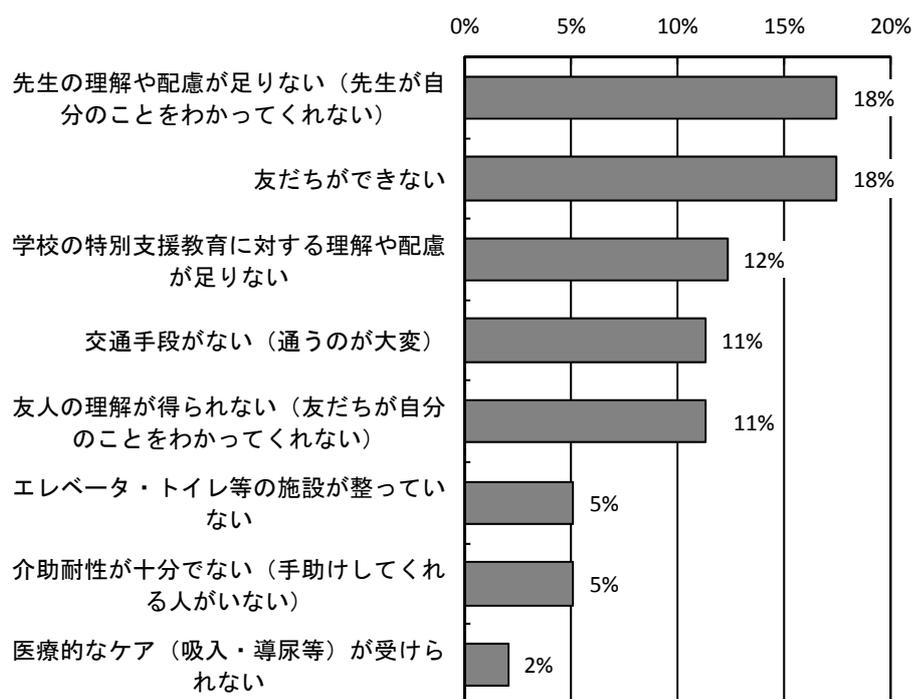
全体では、「13~18歳」が33%で最も多くなっています。「精神障害者」の回答者は、「13~18歳」が100%になっています。

②-2 生活で不安に感じることについて



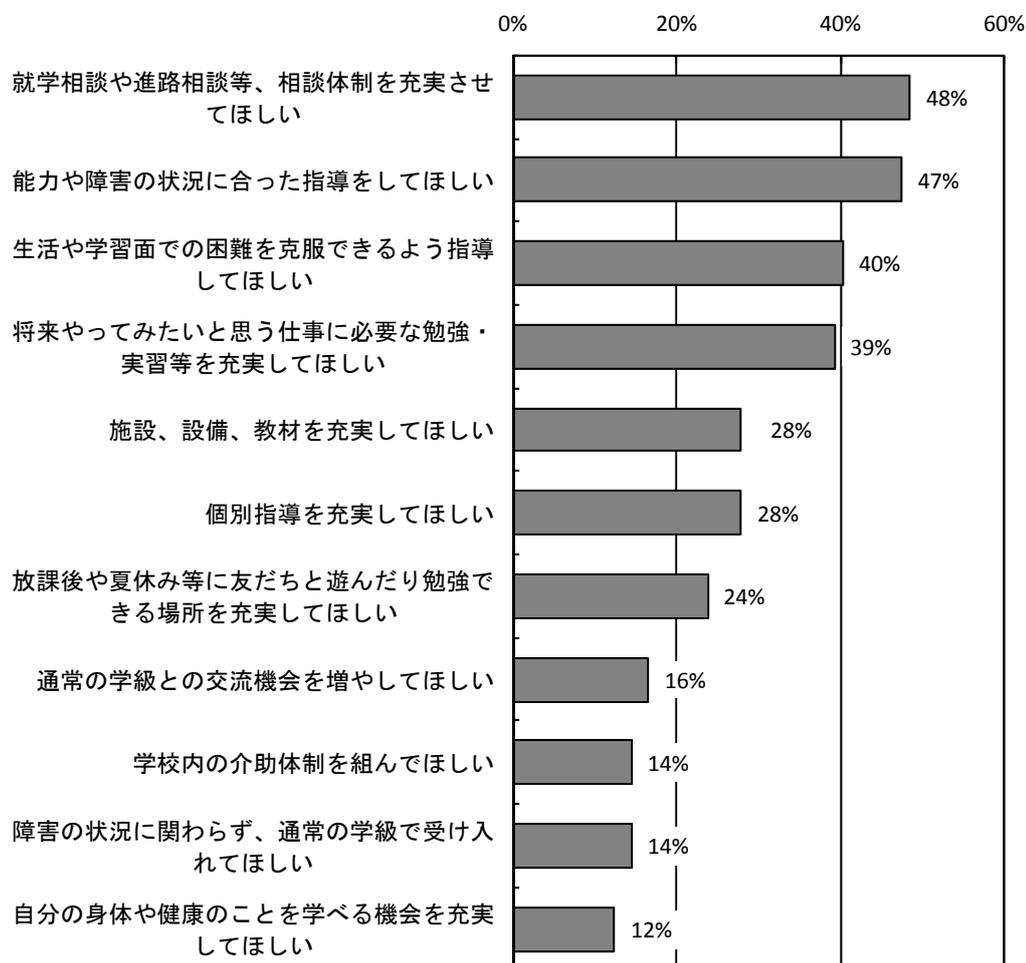
生活において不安に感じることでは、「将来のこと」が、73%と最も多くなっており、次いで、「進学・学校のこと」が63%、「就職・仕事のこと」が54%となっています。

②-3 通園・通学で通っていて困ることについて



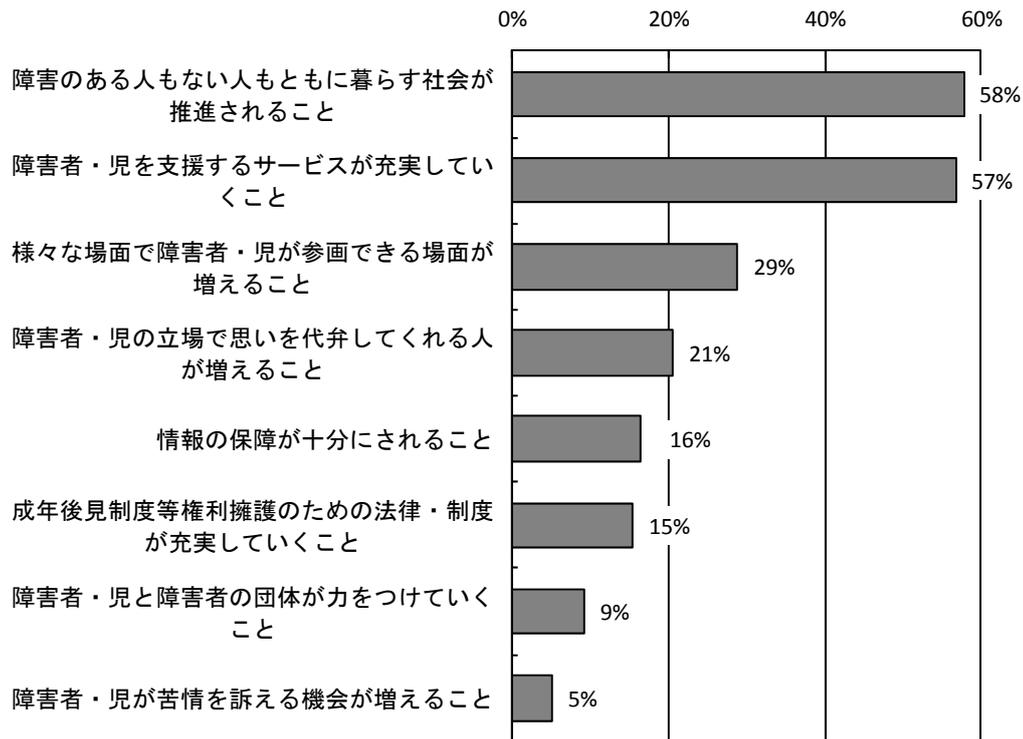
通っていて困ることは、「先生の理解や配慮が足りない（先生が自分のことをわかってくれない）」、「友だちができない」が18%となっています。

②-4 学校教育に望むことについて



学校に対して望むことは、「就学相談や進路相談等、相談体制を充実させて欲しい」が48%で最も多く、次いで「能力や障害の状況に合った指導をして欲しい」が47%となっています

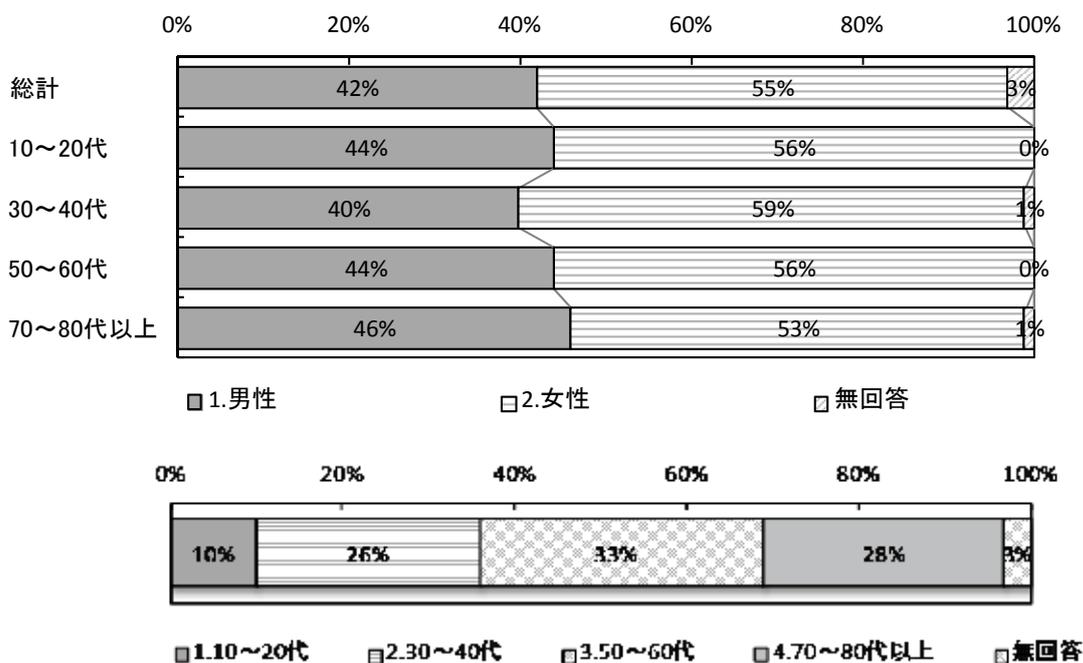
②-5 障害者の人権を守るために重要なことについて



障害のある人の人権を守るために重要なことは、「障害のある人もない人もともに暮らす社会が推進されること」が58%になっています。次いで、「障害者・児を支援するサービスが充実していくこと」が57%になっています。

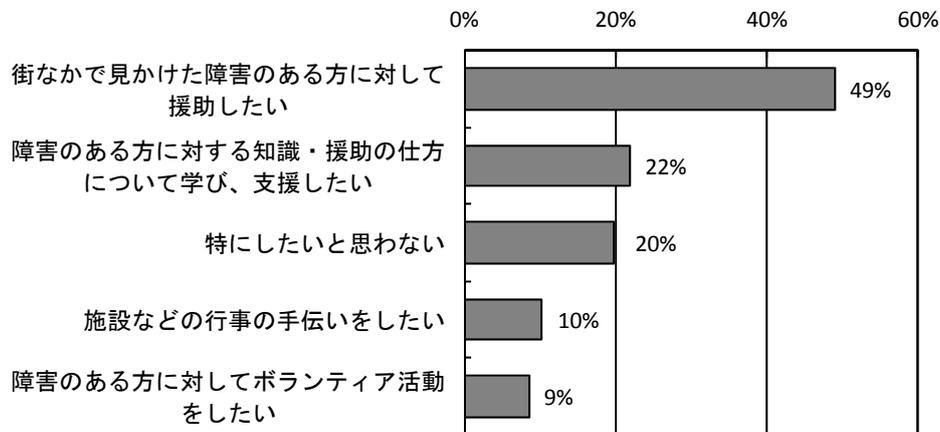
区分③ ①、②以外の市民（16歳以上）調査の結果より

③-1 回答者の性別と年齢について



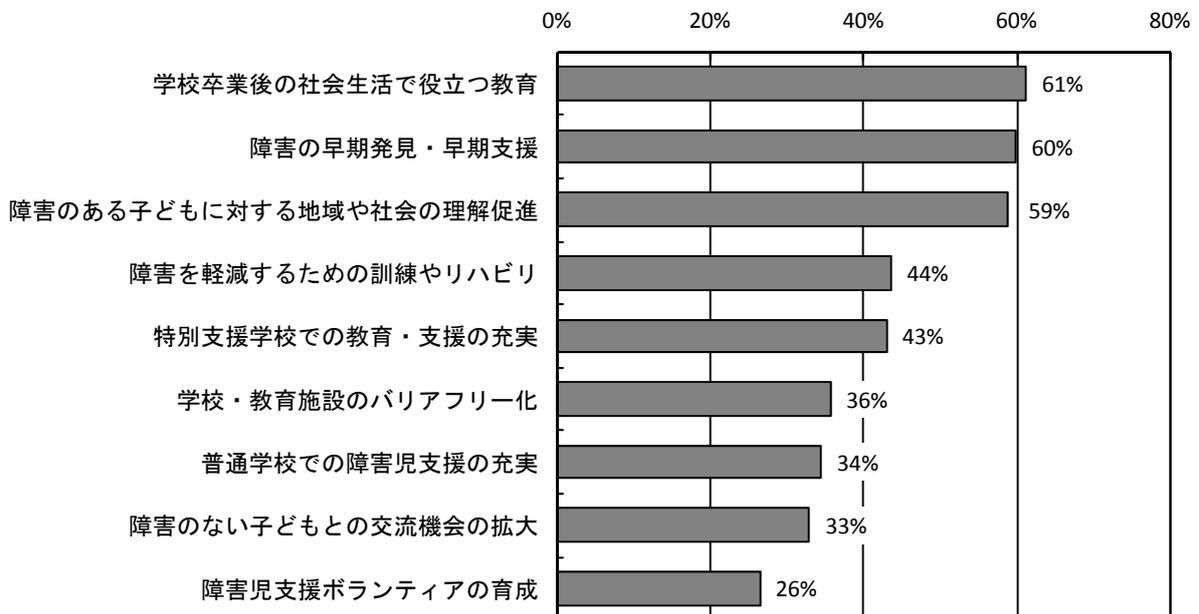
一般市民用調査の回答者の性別では、女性が 55%と男性より少し多くなっています。年齢では、50～60 代が 33%と最も多くなっています。

③-2 障害のある人に対してしてみたい支援や活動について



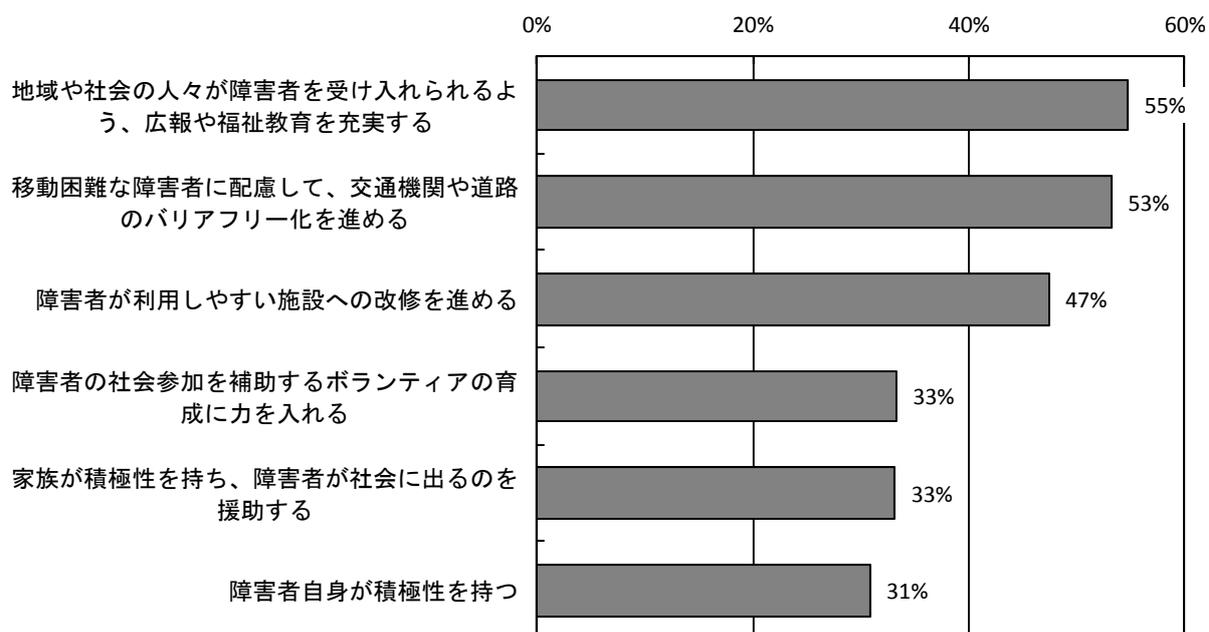
障害のある人に対してどんな支援や活動をしてみたいかでは、「街なかで見かけた障害のある人に対して援助したい」が 49%となっており、どの年代でも最も多くなっています。

③-3 障害のある子どもの健全な育成のために必要な取り組みについて



障害のある子どもの健全な育成のための取り組みについては、「学校卒業後の社会生活で役立つ教育」が 61%で最も多く、次いで「障害の早期発見・早期支援」（60%）、「障害のある子どもに対する地域や社会の理解促進」（59%）と続いています。

③-4 障害のある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なことについて



障害のある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするためには、「地域や社会の人々が障害者を受け入れられるよう、広報や福祉教育を充実する」が最も多く55%、次いで、「移動困難な障害者に配慮して、交通機関や道路のバリアフリー化を進める」が53%、「障害者が利用しやすい施設への改修を進める」が47%と続いています。



④自由意見より

アンケート調査に記載された自由意見を下記に取りまとめます。

分類項目ごとの回答件数と主な意見

区分	分類項目	件数	主な意見
①	制度やサービスに関すること	235	<ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシーの利用、適用範囲を広げる。 視覚障害者が安心して使える施設を望む。 介助している家族に補償して欲しい。
	窓口の対応や相談・情報提供に関すること	63	<ul style="list-style-type: none"> 手続きを簡略化して欲しい。 障害者と高齢者介護を両方している人への情報提供を。
	ノーマライゼーション※12・啓発・合理的配慮に関すること	48	<ul style="list-style-type: none"> 見た目では健常者に見られてしまう。 障害者の気持ちが分かる人が多くなって欲しいと思う。
	地域の環境に関すること	46	<ul style="list-style-type: none"> デマンドバスの時間等の制限が多い。 災害時の障害者用仮設トイレの設置。
	就業に関すること	28	<ul style="list-style-type: none"> 健常者との同一賃金を望む。
	交流促進に関すること	7	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域での人々との関わりが必要。
	その他	164	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の地域格差で後れを取らないように。
	合計	591	
②	制度やサービスに関すること	16	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援センターを作って欲しい。
	不安などの気持ち	13	<ul style="list-style-type: none"> 親が亡くなったあと頼る人がいません。
	相談や情報提供に関すること	6	<ul style="list-style-type: none"> もっと情報が欲しい。
	教育に関すること	6	<ul style="list-style-type: none"> 補助教員の増員等を望む。
	事務手続きやサービス提供時の連携等に関すること	2	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の発行で苦勞した。 特別支援学級に入りやすくして欲しい。
	その他	8	<ul style="list-style-type: none"> 一人の人間として尊重されるように。
	合計	51	
③	啓発・交流に関すること	50	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が自身が社会参加を望む。
	制度やサービスに関すること	38	<ul style="list-style-type: none"> 障害児に対して手厚くする。
	まちづくりに関すること	33	<ul style="list-style-type: none"> 駅のホームにセーフティバー設置を。
	就業に関すること	16	<ul style="list-style-type: none"> 働ける場所を確保すること。
	その他	96	<ul style="list-style-type: none"> 支え合う世の中であって欲しい。
	合計	233	
区分①：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（18歳以上） 区分②：障害児通所支援受給者証または障害者手帳を持っている児童（18歳未満） 区分③：上記以外の市民（16歳以上）			

4 関係団体・事業所へのアンケート・ヒアリング結果

平成29年9月から10月にかけて実施した、障害者団体やボランティア団体、障害者福祉に関わる事業所へのアンケート・ヒアリングの主な意見を紹介します。

1. 調査対象

①アンケート：事業者（25件）、団体・ボランティア（10件）

②ヒアリング：事業者（20件）、団体・ボランティア（9件）〔実施順〕

実施日	名称
9月22日	長生茂原心身障害児者親の会 茂原おもちゃ図書館 茂原市点字サークル六点会 視覚障害者 宇宙の会 中核地域生活支援センター長生ひなた 長生郡市精神障害者家族会ひびき会 NPO法人ウイズ ARUKU 茂原市身体障害者福祉会 NPO法人母里子ネット
10月6日	茂原市心身障害者福祉作業所 あゆみの家 長生地域生活支援センター ブリオ 株式会社HAL NPO法人 ひびき NPO法人カレンズ NPO法人ウイズ 民堵 茂原朗読ボランティア みずすまし会 NPO法人スペースぴあ 手話サークル つつじの会 手話サークル 歩歩の会
10月10日	わくわくセブン 社会福祉法人 児童愛護会 長生厚生園 社会福祉法人 児童愛護会 青松学園 社会福祉法人 九十九会 一松工房
10月12日	社会福祉法人 愛の友協会 モア・しょうえい セルプ・しんゆう 社会福祉法人 九十九会 つくも幼児教室 社会福祉法人 九十九会 生活支援センターつくも 社会福祉法人 九十九会 ときわぎ工舎 社会福祉法人 九十九会 槇の木学園

1. アンケート、ヒアリングで意見のあった主な課題について

①利用者や家族に関わる課題

- これまで家庭で介助できていた障害のある人が親の高齢化で、外部のサービスが必要になるケースが増えてきている。
- 保護者が孤立するケースが多いと思われる。保護者同士のつながりが少ない。
- 地域の特性として、子どもに障害があることを知られたくないという風潮があると感じる。
- 地域、家族の理解が得にくい（相談にくること）→発見、対処が遅くなる可能性がある。
- 従来からすると、相談しやすい制度になってきているが、悩み等を共有する機会が減っており、孤立するケースが増えているのではないか。
- 就学前の発達に関する相談の機会を増やせないか。もっと早く対応すべきという事例が見られる。

②事業者に関わる課題

- B型で請け負う仕事が減ってきている。仕事の確保が課題。
- 就労継続支援事業所に対しても、優先調達が利用しやすくなるように望む。
- 就労継続支援事業所では、就労目的ではない利用者も多くいる（生活介護が適切か）。
- 職員が確保できていないため定員までの利用ができない状況もある。
- 事業の後継者が不足している。
- 職員を募集しても応募が少ない。特に夜勤があるサービスは採用が極めて困難。
- 職員が継続しないため、リーダー層が育成できない。
- 相談支援におけるスキルアップが望まれる。単なる手続きではない。アセスメント、サービスの知識が必要。

③地域を取り巻く課題

- 現状のグループホームでは、重度の人が入れないので夜間も対応できる世話人（対応のスキルがある）が必要。・地域移行の推進に関して、現行のグループホームだけでは移行先として機能に不足があると考えられる。夜間を含めた重度者対応（医療、介助、見守り等）が求められる。
- 身体障害や知的障害のある人の高齢化も進んでおり、居住系のサービスは今後、ニーズが高くなる（家族、保護者亡きあとの受入体制）。
- 就労先に大手企業が進出しているが、就労継続支援事業所内でも業務スキルの高い利用者が次々と就労し、事業所としての作業が回らなくなった（職員が作業する結

果になる)。

- 就業率を向上させるためには、この地域では、送迎、移動手段が課題となる。
- 短期入所の問い合わせが多い(ほとんど対応できない)。児童、行動障害がある場合には、さらに短期入所の手配が困難である。重度心身障害のある人・子ども対応の短期入所もない。

④その他の課題

- 成年後見人の利用が進んでいない。理解されていなかったり、誤解されていたりする。保護者が高齢化していることを考えれば、積極的な利用が望まれる。
- 制度の理解やメリット、また利用しない場合の課題等も認識してもらう必要がある。
- 差別・偏見への取り組みが進んでいない。グループホームの設立を拒否される地域もある。

2. アンケート、ヒアリングで意見のあった主な提案について

①地域に関する提案

- 地域包括ケアの「我が事丸ごと」の考え方の推進では、行政内でも横断的な意見交換の場を設けるべきではないか。
- サービス事業者、施設も異業種との交流を通じて、地域の課題の共有、活かせる資源等の情報交換ができるのではないか。
- 地域移行にあたっては、グループホームや就労継続支援という事業所の利用だけでなく、生活も含めた対応が必要である。地域的には移動手段の確保があれば、地域移行、就業への実現性が高くなる。

②事業者に関する提案

- グループホーム等居住系事業所を増やすにあたって、物件の手配を地域の土地、建物オーナーや不動産業者を交えて、検討する機会を持たないか。
- <児童発達支援センターの設置に対してのご意見>
 - 一 医師の配置は、難しいが、理学療法士の配置が望まれる。
 - 一 地域的には、発達障害に関する医療機関との連携は、不足がないと考えられる。連携を取りながら代替的な運営ができるのではないか。

③就労に関する提案

- 通勤に係る移動を支援できれば、就業につながるケースが増えると思われる。
- 就労後の支援を継続することで、定着につながる。同じような立場の利用者が集うような機会があれば良いのではないか。

5 総合支援協議会からの意見

本計画策定に対して、長生郡市総合支援協議会から意見をいただきました。各部会毎の意見を下記に記載します。下記意見で優先順位の高い内容については、本計画に採用しています。その他の意見についても、本計画期間中を通して、検討を継続していく予定です。

長生郡市総合支援協議会幹事会（平成29年10月2日）より

①就労作業部会

- ・優先調達を効率よく事業所に回せるようにして欲しい。
- ・市町村での障害者雇用の状況を教えて欲しい。

②相談支援部会

- ・この地域の実情に合わせて、総合相談や地域共生社会と基幹相談支援センターの関連を慎重に検討して欲しい。

③療育作業部会

- ・長生圏域に療育コーディネーターを設置して欲しい。
- ・ライフサポートファイルを活用して欲しい（障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関がともに関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイル。「ライフサポートファイル」、「相談支援ファイル」など、呼び方は地域によって異なります。）。

④精神障害部会

- ・地域移行について、精神障害独自の数値を出していくことが必要である。
- ・グループホームの数を増やしていくように計画して欲しい。

⑤差別解消支援地域協議会準備会

- ・障害者差別地域協議会を設置して運用して欲しい。

6 関連施策・事業の現状と課題

(1) 障害福祉課における関連施策・事業

障害福祉課において実施されている、障害者基本計画に関連する施策・事業については以下のです。

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
1	障害者手帳の発行	障害福祉課	障害のある人・児童	身体、知的、精神各種の障害のある人・児童に、一貫した指導、相談を行い、各種の援護を受けるために必要な各種手帳の発行の手続きを行う。	障害者手帳取得により、各種サービスや優遇が受けられるので、周知に努める。	継続
2	身体障害者相談員	障害福祉課	身体障害のある人・児童	各地域の身体障害者相談員が、身体障害のある人・児童の相談、必要な助言や援助などを行う。	行政の窓口だけではなく、地域の市民が窓口となり様々な相談にあたっている。	継続
3	知的障害者相談員	障害福祉課	知的障害のある人・児童	各地域の知的障害者相談員が、知的障害のある人・児童の更生援護の相談に応じて必要な助言や援助などを行う。	行政の窓口だけではなく、地域の市民が窓口となり様々な相談にあたっている。	継続
4	補装具費の支給	障害福祉課	身体障害のある人・児童	身体上の障害を補うため、義肢、義眼、車いす、補聴器などの交付・貸与、及び修理を行う。	障害者総合支援法の中の制度として実施している。制度の周知に努める。	継続
5	重度心身障害者医療費助成	障害福祉課	重度の身体及び重度の知的障害のある人・児童	重度の障害のある人・児童の医療費（保険診療分）の自己負担額分を助成する。利便性の高い現物給付を採用。	障害者手帳所持者に対して、周知に努める。	継続
6	特別障害者手当	障害福祉課	重度の障害が2つ以上重複する人	在宅で、日常生活に常時特別の介護を必要とする重度の障害のある20歳以上の人に手当を支給する。	障害者手帳所持者かつ重度の障害のある人に対して、周知に努める。	継続
7	障害児福祉手当	障害福祉課	重度の障害のある児童	重度の障害のある児童に手当を支給する。	障害者手帳所持者の家族に対して、周知に努める。	継続
8	特別児童扶養手当	障害福祉課	障害のある児童を監護する父母、または養育者	家庭で介護されている心身障害のある児童（20歳未満）の福祉増進を図り、その生活に寄与することを目的として児童を監護する父母、または養育者に対して手当を支給する。	障害者手帳所持者の家族に対して、周知に努める。	継続
9	重度心身障害者福祉手当	障害福祉課	重度の知的障害のある人	在宅で、重度の知的障害のある20歳以上の人に手当を支給する。	障害者手帳所持者に対して、周知に努める。	継続
10	心身障害者扶養年金	障害福祉課	障害のある人・児童を扶養する人	障害のある人・児童の扶養者に万一のことがあったとき、この制度に加入して掛金を納めていた場合は、遺された障害のある人に終身一定の年金を支給する。	障害者手帳所持者に対して、周知に努める。	継続

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
11	福祉タクシー	障害福祉課	重度の身体及び重度の知的障害のある人・児童	在宅で、心身に重度の障害のある人・児童が、通院等のためにタクシーを利用した場合、運賃の一部を助成する。	障害者手帳所持者に対して、周知に努める。	継続
12	自立支援給付	障害福祉課	障害のある人・児童	障害のある人・児童の自立した生活を支援するための福祉のサービスを提供する。サービス内容は介護給付と訓練等給付に分けられ、支援の必要な度合いに応じてサービスを提供する。	障害者総合支援法の中の制度として実施している。制度の周知に努める。	継続
13	自立支援医療	障害福祉課	身体及び精神障害のある人・児童	【精神通院医療】 精神障害のある人が、指定医療機関での精神医療（通院に限る）の治療に係る費用の一部を、公費で負担する。 【更正医療（18歳～）・育成医療（～17歳）】 身体障害のある人・児童が、障害の軽減、日常生活の向上のため、指定医療機関で医療を受け、確実な医療効果を期待できる場合、その医療に係る費用の一部を公費で負担する。	障害者総合支援法の中の制度として実施している。制度の周知に努める。	継続
14	地域生活支援事業	障害福祉課	障害のある人・児童	地域で生活する障害のある人・児童、及びその家族の日常生活を支えるため、ニーズに応じた市独自のサービスを提供する。訪問入浴、日中一時あすかり、移動支援、日常生活用具給付、意思疎通支援、相談支援などがある。	障害者総合支援法の中の制度として実施している。制度の周知に努める。	継続
15	リフト付福祉カーの貸出	障害福祉課	障害のある人・児童 高齢者	車いす等を利用する障害のある人・児童及び高齢者が、旅行等、外出する際にリフト付の自動車を貸し出す。	サービスの周知に努める。	継続
16	車いすの貸出	障害福祉課 社会福祉協議会	障害のある人・児童 高齢者	車いすが必要な障害のある人や高齢者等に、無料で車いすを貸し出す。	サービスの周知に努める。	継続
17	障害児通所支援	障害福祉課	障害のある児童	地域で生活する障害のある児童や家族の自立を促進・支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの福祉サービスを提供する。（H24.4 根拠規定が児童福祉法に一本化。）	児童福祉法の中の制度として実施している。制度の周知に努める。	追加

(2) 関係各課・関係機関における関連施策・事業

関係各課や関係機関において実施されている、障害者基本計画に関連する施策・事業と今後の課題等については、以下のとおりです。

1. 啓発・広報

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
1-1	広報紙発行事業	秘書広報課	市民	毎月2回発行している広報を通して、福祉サービスの情報を随時提供する。	掲載する情報が多岐にわたり、市民が必要とする情報を得やすくするよう工夫が必要である。	継続
1-2	広報紙発行事業	秘書広報課	視覚障害のある人	みずすまし会と連携し、視覚障害のある人のために、広報の音声化を実施する。	社会福祉協議会と連携し、ボランティア組織の協力のもとに朗読サービスを継続する。	継続
1-3	インターネット事業	秘書広報課	市民	市のウェブサイトにも各種福祉サービスなどの情報を掲載し、情報提供を行う。	視覚障害のある人のための音声読み上げ機能。情報（コンテンツ）の配置に配慮し、画像に代替テキストを埋め込むなど、音声読み上げソフトに対応したページ作成を行っていく。	継続
1-4	福祉こどもまつり	社会福祉協議会	市民	ボランティア連絡協議会、市内福祉施設、企業などの協力で実施し、福祉バザー、福祉体験、福祉機器の展示を行い、市民の福祉に対する理解と関心を深める。	児童の健全育成、社協活動や民間福祉活動への理解を深めるため、引き続き福祉こどもまつりを行うとともに、自主財源の確保、啓発活動や内容の充実を図り、より福祉色を出す企画や子ども向けイベントを増やす。	継続
1-5	広報発行	社会福祉協議会	市民	社会福祉協議会活動の周知をするため、年4回発行する。	社協活動や地域福祉活動への理解を深めるため、広報誌にて地域の福祉情報を市民に提供するとともに、引き続き広報活動の財源を確保するため、広告協賛企業を募っていく。	継続
1-6	ウェブサイト	社会福祉協議会	市民	社会福祉協議会活動の周知をするため、平成19年度から開設。	情報を取得する手段として、HPやSNSは重要なツールとなっているため、引き続き誰もが利用しやすく、効果的に活用できるように、情報発信力の強化や内容の充実を図っていく。	継続

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
1-7	歳末たすけあい	社会福祉協議会	在宅の重度の障害のある人 要援護世帯 福祉施設入所者 寝たきりの高齢者 独居の高齢者	歳末たすけあい募金の配分事業として、民生委員と連携し、歳末見舞金・慰問品を配付する。	要援護世帯を支援するため、民生委員や関係機関との連携を強化するとともに、引き続き共同募金の配分金を活用し、財源確保を図っていく。	継続
1-8	福祉教育	社会福祉協議会	小中学校の児童生徒	次世代を担う子どもたちに福祉の大切さを知ってもらうため、小中学校に講師を派遣し、福祉教育を行う。	次世代を担う子どもたちに「思いやり」や「助け合いの精神」を育むため、引き続き福祉教育を推進するとともに、学校の教育方針ともマッチするような教育プログラムと、新規の学校や団体が開催していただけるようPR活動の見直しを図っていく。	継続

2. 生活支援

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
2-1	あんしん電話事業	高齢者支援課 地域包括支援センター	独居の高齢者、または独居の身体に重度の障害のある人	緊急通報装置を貸与し、緊急時に外部と連絡を取れる体制を整える。	日中独居や、高齢者のみで構成される世帯等への支援を検討していく。	継続
2-2	在宅介護機器リサイクル事業	高齢者支援課 地域包括支援センター	高齢者及び身体障害のある人	市に寄贈された介護用ベッドを貸与する。	介護保険給付で同内容の制度があるため、現在貸与しているベッドについては利用終了後廃棄していく。	継続
2-3	ボランティアセンター事業	社会福祉協議会	市民	ボランティア活動に関する情報提供、相談、斡旋、養成、助成、保険加入などを行い、ボランティア活動を支援する。また、ボランティア団体相互の交流や情報交換、組織的な普及活動を推進する。	多様化するボランティアニーズに対応するべく、NPO、市民活動団体、自治会等他団体や機関とのさらなる連携強化を図る。市民にとってボランティアが身近なものとなるようPR活動の充実を図る。	継続

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
2-4	見守り型食事サービス事業	社会福祉協議会	独居の高齢者 独居の障害のある人	各地区のボランティアが手作りのお弁当を持って、利用者宅を訪問し、安否や健康状態を確認する。	地区ボランティアと連携し、引き続き地域での見守り活動を推進するとともに、サービス向上や見守り体制を強化するため、勉強会等を行い、事業の見直しや充実を図っていく。	継続
2-5	寝たきり老人・重度身障者（児）紙おむつ支給事業	社会福祉協議会	身体に重度の障害のある人のいる世帯	在宅で介護している家族の負担を軽減するため、紙おむつを支給する。	寝たきりの高齢者や重度身障者（児）を在宅で介護する人の負担を軽減するため、引き続き紙おむつ等の介護用品を支給するとともに、事務の効率化、財源確保を図っていく。	継続
2-6	訪問理髪サービス事業	社会福祉協議会	身体に重度の障害のある人	本人及び介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るため、訪問理髪を実施し、利用料金の半額を助成する。	寝たきりの高齢者や重度身障者（児）を在宅で介護する人の負担を軽減するため、訪問理髪サービスを提供し、事務の効率化、財源確保を図っていく。	継続
2-7	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	障害のある人 高齢者	福祉サービス利用援助、財産保全、財産管理サービスを提供する。	高齢者や障害のある人の日常生活を支援するため、引き続き関係機関との連携を強化するとともに、市補助金や県委託費など安定した財源の確保を図っていく。また、サービスが必要な利用者に円滑にサービス提供ができるよう生活支援員の確保を行っていく。	継続
2-8	生活福祉資金	社会福祉協議会	障害のある人のいる世帯 高齢者	低所得世帯の自立更生、民生委員活動を支援することを目的とし、資金の貸付を行う。県社協受託からの事務で相談及び申請を行う。	生活困窮者の自立を支援するため、引き続き貸付業務を行うとともに、償還困難者への指導、相談体制を充実するため、関係機関との連携を図っていく。	継続
2-9	車いすの貸出 (番号 16 再掲)	障害福祉課 社会福祉協議会	障害のある人・児童 高齢者	車いすが必要な障害のある人や高齢者等に、無料で車いすを貸し出す。	サービスの周知に努める。	継続
2-10	法人後見受任事業	社会福祉協議会	障害のある人 高齢者	判断能力が十分でない人の財産管理や権利を保護するため、法人として成年後見人等を行う。	判断能力が低下した高齢者や障害のある人の生活を支援するため、関係機関との連携を強化するとともに、支援体制を強化するため、法人後見支援員の確保を図っていく。	新規

3. 生活環境

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
3-1	街路整備事業	土木建設課	市民	歩道における視覚障害のある人への配慮を考え、誘導ブロック等の設置・歩車道境界ブロックの高低差を考慮した道路整備。	事業認可を受けている都市計画道路について、視覚障害のある人に配慮した道路整備の実施を検討する。	継続
3-2	道路整備事業	土木建設課	市民	誰もが安全で利用しやすい道路環境となるようバリアフリー化など必要な改善を図る。	今後整備する歩道については、交通バリアフリー法 ^{※4} 改正に伴い基本形式となったセミフラット式（車道面と歩道面の高低差5cm）を採用する。	継続
3-3	デマンド交通事業	都市計画課	市民	身体障害者手帳所持者は、使用料が通常料金の半額200円としている。利用登録者の要請（デマンド）に応じて、対象エリア内を乗合にて利用者自宅から乗降ポイントまで運行。	デマンド交通の更なる利便性の向上と維持・促進に努める。	継続
3-4	都市公園等維持補修事業	都市整備課	市民	都市公園の出入口または駐車場や園路及び公園施設等のバリアフリー化を図る。	都市公園のユニバーサルデザインを踏まえた整備を進めていく。	充実
3-5	庁舎維持管理事業	管財課	市民	障害のある人にやさしい庁舎を目指し、適正な維持管理に努めている。	庁舎を安全に安心して利用してもらうために、今後も適正な維持管理に努めるとともに、バリアフリー化を推進する。	継続
3-6	自転車駐車場管理運営事業	生活課	市民	自転車などを利用する市民の利便を図る。	障害者手帳所持者は、定期使用料のみを全額免除しており（一時使用は割引なし）、今後も継続して実施する。	継続
3-7	市民バス運行事業	都市計画課	市民	交通空白地域の市民の交通手段の確保を図る。障害者手帳所持者は、使用料100円としている。また、バリアフリー対応のノンステップバスを導入したほか、車いすのまま乗車できるようリフト機能や車いす用スロープ板も設けている。	今後も継続して実施するとともに、市民バスの維持・促進に努める。	継続
3-8	避難行動要支援者避難行動支援プランの策定	総務課 福祉部関係課	障害のある人、高齢者等を含む要支援者	避難行動要支援者避難行動支援プランを作成する。	災害対策基本法、茂原市地域防災計画に基づいた適切な避難行動支援プラン【全体計画】により、避難行動要支援者の自助・共助の体制を構築するため、登録制度を活用した個別計画の策定を進める。	充実

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
3-9	福祉避難所の指定・充実	総務課 福祉部関係課	障害のある人、高齢者等を含む要配慮者	要配慮者の避難所での生活は、バリアフリー化や施設・設備等を含めたスペースの確保を図る。	12か所の福祉施設を福祉避難所として指定しているが、収容可能人数は不足しているものと思われる。今後もさらなる指定に向け取り組んでいく。	継続
3-10	駐車場事業	都市計画課	市民	平成4年5月1日から茂原駅南口公共駐車場として供用を開始しており、平成30年4月1日からは指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度を導入し、障害のある人の利便性向上に努める。	継続

4. 教育・育成

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
4-1	保育士配置改善事業	子育て支援課	私立保育園(高師保育園)	私立保育園において障害のある児童を受け入れた場合1施設あたり月163,200円を補助する。	障害のある児童を受け入れる場合、専任の保育士を雇用しなければならない。	継続
4-2	障害児保育事業	子育て支援課	障害のある児童	市立保育所において障害のある児童を受け入れる。	通常保育においても保育士が不足しているため、すべての障害のある児童の入所希望に十分にこたえられない状況にあるが、可能な限り受け入れていく。	継続
4-3	学童保育事業補助金(障害児保育事業)	子育て支援課	5人以上の民設学童クラブ(個人経営は対象外)	障害を有していると認められる児童を受け入れるために指導員を増員した場合、その経費の一部を補助する。(月額5万円以内)	事業の実施については、各学童クラブの判断であるが、積極的な活用を進めていく。	継続
4-4	特別支援教育支援員活用事業	学校教育課	障害のある園児・児童・生徒	LD ^{※21} 、ADHD ^{※20} 等のある園児・児童・生徒に対して、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行う。小中学校に特別支援教育支援員を配置し、園児・児童・生徒の学習活動上の支援を実施する。	幼稚園・小中学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援することが求められている中、教師のマンパワーだけでは支援が不十分であることが多い。今後も配置の充実を図っていく。	継続

5. 雇用・就業

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
5-1	就労支援	社会福祉協議会 心身障害者福祉作業所	障害のある人	障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を送ることができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。	障害のある人の法定雇用率の引き上げに伴い、今後雇用の機会が増えるものと考えられる。利用者の能力や希望、意欲に応じて一般就労に向けた支援を行う。	継続
5-2	雇用・就労の支援促進	商工観光課	高齢者 障害のある人 子育て中の保護者	市内事業所や住民の啓発に向け、関連法令や計画に関する広報・周知を図る。また就労支援として、セミナーや面接会などを開催する。	他の支援機関との連携をさらに強化し、各種施策の効果的な情報提供に努めるとともに、支援の取り組みを強化する。	継続
5-3	市職員への採用	職員課	障害のある人	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の主旨に基づき、障害のある人を雇用している。	法定雇用率を下回ることのないよう障害のある人の雇用状況を注視し、必要に応じて採用していく。	継続

6. 保健・医療

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
6-1	母子健康手帳交付	健康管理課 保健センター	妊婦	妊娠届出時に保健師による全数面接を実施することで、より細やかな相談を行い、妊娠・出産等に対する不安の軽減を図る。	発行場所を保健センターに統一し、相談室にて発行することで、細やかな悩みの対応ができたため継続する。視覚障害などに配慮した母子手帳などないため、対応できるよう配慮に努める。	継続
6-2	ママ・パパ教室	健康管理課 保健センター	初妊婦 受講希望の経産婦	妊婦家族を対象とし、妊娠・出産・育児期に関する知識の伝達と仲間づくりを促進し、安心して子どもを産み育てられるようにする。	対象者の障害の有無・状態に関わらず、妊娠・出産・育児期の正しい知識を得て、安心できるよう集団だけでなく、その人のニーズに応じた支援を行う。	継続
6-3	赤ちゃん訪問事業	健康管理課 保健センター	妊婦 第1子は新生児期、第2子以降は新生児期と2～4か月のいずれかの時期を選択	育児に不安を抱える妊産婦ならびに新生児、乳児及び未熟児に対する訪問指導を実施する。	対象者の障害の有無・状態に関わらず、育児に不安を抱える妊産婦ならびに新生児、乳児及び未熟児に対する訪問指導を実施し、安心して子どもを出産し育てていけるよう支援していく。	継続

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
6-4	6か月乳児相談	健康管理課 保健センター	6か月児	月齢に応じた保育、歯科、栄養指導を行う。6か月児に対しボランティアによる絵本の紹介、及び読み聞かせを実施する。	対象者の障害によっては集団に参加できない場合があり、個別にて対応している。 対象者のニーズに合わせた相談・支援を実施していく。	継続
6-5	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	健康管理課 保健センター	1歳6か月児、3歳児	疾病や発育・発達の遅延等の早期発見・治療に努めるため、内科・歯科診察・心理相談を行う。	発達の遅れに不安を感じたり、子育てに手間がかかるなどの親子関係に関する不安について、気軽に相談できる場としての対応を検討する。	継続
6-6	2歳児歯科健康診査	健康管理課 保健センター	2歳児	食事、歯口清掃等よりよい生活習慣の確立と口腔の健康保持・歯科疾患の予防を図る。 また、1歳6か月児健康診査後のフォローの場として保健・心理・栄養指導等を実施する。	1歳6か月児健康診査時に離乳未完了や要観察歯保持者は、2歳児歯科健康診査時にフォローし、う蝕に移行しないように経過を追う。 また、3歳児健康診査まで1年以上期間が開いてしまうため、必要に応じて定例の歯科相談日を設定し、相談を実施する。	継続
6-7	巡回歯科指導	健康管理課 保健センター	保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒、及びその保護者	歯科衛生士が保育所、幼稚園、小中学校に巡回し、親子・保護者に対してむし歯予防等の講話・実技を実施する。	保育所・幼稚園は各年齢に合った指導をし、歯みがきの習慣づけを確立できるよう支援していく。小学校・中学校については、歯科疾患についてだけでなく、生活習慣や食生活の見直しの場ともしていく。 また、フッ化物の利用を推進することにより、歯科疾患を減少できるように努める。	継続
6-8	ひまわりっこ教室	子育て支援課	幼児健診で育児支援の必要な親子	幼児健診で育児支援の必要な親子に対して、集団遊びを通し子どもの成長に応じた支援をする。	より効果的な発達支援をするために、スタッフのスキルアップを図る。また、市内にある児童発達支援事業所とも、共にレベルアップできるように連携や仕組みをつくる。	継続
6-9	もばらっこ子育て相談	子育て支援課	就学前の児童の子育てに関する相談希望者	臨床心理士が就学前の子育てに関する相談を行う。	発達に心配のある子どもの支援として、保護者の不安などを受け止めながら関係機関と連携していく。	継続

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
6-10	子ども医療費助成制度	子育て支援課	0歳～中3(所得制限なし)	中3までの子どもが、通院・入院した場合、医療費の自己負担分を補助。	平成26年8月から通院助成を「小3まで」から「小6まで」に、平成27年4月からはさらに「中3まで」に拡充し、平成29年8月からは所得制限も撤廃した。さらなる制度拡充については今後検討する。	継続
6-11	健康手帳の交付	健康管理課	18歳以上の人	特定健診・保健指導、各種検診の記録等、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、健康管理に役立てる。	市民の健康管理・維持向上のため、交付している。今後も継続する。	継続
6-12	特定健康診査・特定保健指導	国保年金課 保健センター 健康管理課	国保加入者で、実施年度中に40歳～74歳となる人	メタボリックシンドローム ^{※15} に注目した健診(集団・個別)、及び指導対象者への支援を行う。	特定健康診査受診率や特定保健指導利用率の向上を図るため、関係部署や医師会、委託業者等との連携を強化し、内容の充実及び環境整備等にも努める。	充実
6-13	各種検診	健康管理課 保健センター	40歳以上の人 (骨粗しょう症検診は18歳以上、子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は30歳以上)	胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん(喀痰胸部レントゲン)・骨粗しょう症・肝炎ウイルス検診・歯周疾患・妊婦歯科検診を実施する。	各種がん検診対象者への広報活動を強化し、受診者数の増加を図る。 精密検査となった人の100%受診の確認、検診内容を深める。 歯周病検診は、特に40～50才の節目検診の参加を確保する。 妊婦歯科検診については、申込みのあった妊婦の受診率は高いため、さらに受診者数が増えるようにPRする。	継続
6-14	健康教育	健康管理課 保健センター	市民	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識を普及することにより健康の保持増進を図る。	高齢者に対しては、地区社会福祉協議会と協働でいきいきサロンの中で転倒予防等介護予防について普及啓発していく。 地区健康教室では、高齢者が多く、若・中年層の参加が少ないため、開催日や内容の充実、住民へのPR方法を工夫していく必要がある。	継続

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
6-15	在宅寝たきり者等訪問歯科事業	健康管理課 保健センター	寝たきりの高齢者、障害等により外出困難な人	寝たきりの高齢者、障害等により外出困難な人に対して、訪問して口腔内の歯科診査を行い、必要に応じて応急処置をし、口腔内の衛生状態を改善する。	介護度や施設利用状況等は事前に申請書に書き込むが、詳細な生活機能の情報があつたほうが良いとの歯科医師の意見もあつた。また、歯科衛生士による事後訪問はタイムリーではないので、担当歯科医師に口腔ケア依頼書の利用を積極的に取り入れてもらうとともに、歯科医師が訪問する前の申請者の状況把握をするために事前訪問も活用したい。	充実
6-16	健康相談	健康管理課 保健センター	市民	心身の健康や歯科、栄養等に関して個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことで、家庭における健康管理の一助とする。窓口や電話の他、地区健康教室等で個別相談を実施する。	個人、家族の健康維持・向上のために今後も継続していく。	継続
6-17	家庭訪問	健康管理課 保健センター	市民	地区担当保健師や歯科衛生士、栄養士等が障害をもちながら地域で生活する人の自宅での療養状況や健康状況を確認する。その結果、関係機関と連携してさらなる生活支援につなげる。	本人、家族等からの相談や各事業者、対象者等を把握し、対応していく。	継続
6-18	地区組織活動	健康管理課 保健センター	市民	健康生活推進委員会の運営を行う。	食と運動双方から地域住民の健康づくりに積極的に取り組むことを目標とし、乳幼児期から高齢期まで幅広い年代を対象に望ましい食習慣の普及と運動習慣の定着を推進していく。	継続
6-19	もばらっこことばの相談	子育て支援課	就学前の児童のことばに関する相談希望者	言語相談員が就学前のことばに関する相談を行う。	就学前のことばの相談ができる機関が少なく、年々相談希望者が増え、回数を増やして対応している。また就学後にことばの教室へ通級が必要な場合には情報提供も行い、必要な連携ができており、今後も継続していく。	追加
6-20	男性の育児参加促進事業	健康管理課 保健センター	育児中の父親、妊婦の夫（夫婦参加可）	男性が積極的に子育てに参加することを促し、男性も女性も社会の中でいきいきと活躍して働き生活しているよう、男性を主役とした教室を開催する。	障害の有無・状態に関わらず、子育てをする父親を対象に、仲間づくりや子育てへの意識を向上していく。	新規

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
6-21	助産師相談・ままのわ	健康管理課 保健センター	妊娠中から 出産育児期 の女性	茂原市創生総合戦略の基本目標2「結婚・妊娠・出産を応援するまち」に基づき、妊娠期から子育て期への切れ目のないきめ細やかな支援を行う。	障害の有無・状態等に関わらず、同じライフサイクルにある住民が集まり、助産師等から妊娠や子育て等に関する知識を習得できる。また、地域での住民同士の交流を図り、仲間づくりを促進する。	新規

7. 情報・コミュニケーション

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要	課題と今後の方針	方針区分
7-1	朗読 CD の配布	社会福祉協議会	視覚障害のある人	みずすまし会作成の朗読 CD の配布を行う。	養成講座の実施や団体の PR 活動を積極的に行い、リスナー会員の増員を図り、今後は多様なジャンルの音訳を実施し視覚障害のある人により親しんでもらえるよう努める。	継続
7-2	バリアフリー映画上映会の開催	生涯学習課 (図書館)	市民	H27 年度からの新規事業「音声解説(副音声)」や「日本語字幕」を付けたバリアフリー映画の上映会を開催し、視・聴覚に障害のある人となない人が一緒に映画を楽しめる体験を通してお互いの理解を深める機会を提供する。	図書館の継続事業として実施していく。	追加
7-3	パラスポーツ教室	体育課	障害のある人、及び付添い人	障害者スポーツの推進 障害のある人が積極的にスポーツや運動ができるように、関係団体と連携して、障害者スポーツ活動を推進する。	障害者スポーツの推進のために、市とパラスポーツ茂原(茂原市認定: 市民活動団体)がより一層に協働していきけるように情報共有等を行っていく。 パラスポーツ茂原には、引き続き市主催の障害者スポーツ教室の講師を依頼する。	新規

(3) その他の関連施策・事業

公共機関や民間企業などにより提供されている、障害のある人が日常生活の中で活用できるサービスや事業については、以下のとおりです。

番号	事業名称	担当課等	事業の対象者	事業概要
1	NHK放送受信料の減免	NHK放送局	障害のある人 障害のある人のいる世帯	障害のある人のいる世帯にNHK放送受信料の減免を行うサービス。 割引率については、障害のある人のいる世帯の構成や所得などに応じて、半額あるいは全額の免除を行う。
2	携帯電話料金割引サービス	各携帯電話会社	障害のある人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対して、携帯電話の月額使用料金を割引するサービス。料金の割引率については、各会社により異なる。
3	有料道路通行料金の割引	高速道路会社 地方道路公社 道路管理者	身体障害のある人 身体・知的障害のある人の介護者	身体障害のある人が自ら自動車を運転する場合や、重度の身体障害のある人、または重度の知的障害のある人を乗せた介護者が有料道路を利用する場合、料金が半額となるサービス。
4	NTT無料電話番号案内	NTT	視覚・肢体など身体障害のある人 精神障害のある人	目や上肢が不自由等で電話帳の使用が困難な場合、電話番号案内が無料になるサービス。
5	鉄道運賃割引	鉄道事業者	身体・知的障害のある人、及びその介護者	身体障害者手帳・療育手帳を所持している人に対して、鉄道運賃を割引するサービス。割引の範囲や対象、割引率については、障害の程度や乗車の距離により異なる。
6	航空運賃割引	航空事業者	身体・知的障害のある人、及びその介護者	身体障害者手帳・療育手帳を所持している人に対して、国内線航空運賃を割引するサービス。割引の範囲や対象、割引率については、障害の程度などにより異なる。
7	バス運賃割引	バス事業者	障害のある人	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対して、割引するサービス。割引率については、バス会社により異なる。
8	タクシー運賃割引	タクシー事業者	身体・知的障害のある人	身体障害者手帳・療育手帳を所持している人に対して、運賃の1割を割引するサービス。
9	駐車禁止規制適用除外	警察署	歩行困難な人等	障害のある人が自家用車を利用する場合、駐車禁止区域として指定された場所にも駐車することができる。

7 障害者（児）支援事業所等 一覧

（1）障害福祉サービス事業所（平成30年2月1日現在）

* 事業所情報は、WAMネット（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）から抜粋したものです。

* ご利用の際は、各事業所へお問い合わせください。

通所施設など（日中通う場所）									
事業所名	所在地	電話	事業名 （定員）	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
長生厚生園	茂原市立木 477	(24)2003	生活介護 (70名)		○				
じょい	茂原市南吉田 1259	(36)3828	生活介護 (14名)	○	○	○		○	多機能型
生活介護sora	茂原市腰当 1308-1	(36)3682	生活介護 (10名)	○	○	○		○	多機能型
デイサービスセンター しょうじゅの里茂原	茂原市高師 193-1	(27)1165	生活介護 (30名)	○					基準該当
デイサービス花	茂原市長尾 442-2	(26)1511	生活介護			○			基準該当
デイサービス ポーソーヒルズ	茂原市本納 3200-22	(30)4660	生活介護	○					基準該当
青松学園	一宮町一宮 389	(42)3869	生活介護 (40名)	○	○	○			
モア・しょうえい	長生村金田 2133	(32)2587	生活介護 (60名)	○					
生活介護事業所けやき	睦沢町上市場 693	(44)1212	生活介護 (10名)		○				多機能型
一松工房	長生村一松丙 4343-1	(32)6631	生活介護		○				多機能型
セルフ・しんゆう	長生村金田 2133	(32)2587	生活介護 (32名)	○	○				多機能型
デイサポートセンター 母里子	長生村金田 2591-9	(32)0539	生活介護 (20名)	○	○	○			
デイサポートセンター 母里子第2	長生村本郷 6926-1	(47)4239	生活介護 (10名)	○	○	○			
デイサービス こだま	睦沢町北山田 172	(44)2665	生活介護 (10名)	○	○				基準該当

事業所名	所在地	電話	事業名 (定員)	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
デイサービスセンター はまひるがお	白子町古所 5421-1	(33)2755	生活介護 (35名)	○	○				基準該当
デイサービスセンター だるまさん	長生村宮成 3496	(30)0123	生活介護 (35名)	○					基準該当
カレンズ	茂原市綱島 1168-1	(26)2349	就労移行支援 (一般型、6名)		○				多機能型
A R U K U	茂原市長尾 2695-6	(47)4437	就労移行支援 (一般型、6名)	○	○	○		○	多機能型
ワークショップ茂原	茂原市三ヶ谷 1816-1	(27)3030	就労移行支援 (一般型、6名)			○			多機能型
里庵	茂原市八千代 2-6-7	(36)6352	就労移行支援 (一般型、6名)		○	○			多機能型
モデラート茂原	茂原市谷本 175-17	(44)6611	就労移行支援 (一般型、20名)		○	○			
一松工房	長生村一松丙 4343-1	(32)6631	就労移行支援 (一般型、15名)			○			多機能型
ときわぎ工舎	睦沢町長楽寺 496	(44)2299	就労移行支援 (一般型、20名)		○				多機能型
さくら事業所	茂原市高師町 3-8-6 太陽ビル1階	(47)3895	就労継続支援 (A型、20名)	○	○	○			
カレンズ	茂原市綱島 1168-1	(26)2349	就労継続支援 (B型、14名)		○				多機能型
茂原市中心身障害者福祉 作業所	茂原市本小轡 319-1	(24)9135	就労継続支援 (B型、30名)	○	○	○		○	
ぴあふあくとり	茂原市本納 4020	(47)3682	就労継続支援 (B型、20名)			○			多機能型
ふれあい広場ひびき	茂原市茂原 1017-2	(25)4175	就労継続支援 (B型、20名)			○			
A R U K U	茂原市長尾 2695-6	(47)4437	就労継続支援 (B型、14名)	○	○	○		○	多機能型
障がい者活動支援セン ター一通所部	茂原市千沢 1055-1	(34)8668	就労継続支援 (B型、20名)		○	○			
ワークショップ茂原	茂原市三ヶ谷 1816-1	(27)3030	就労継続支援 (B型、20名)			○			多機能型
はる	茂原市押日 595-8	(47)3633	就労継続支援 (B型、20名)	○	○	○		○	

事業所名	所在地	電話	事業名 (定員)	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
里庵	茂原市八千代 2-6-7	(36)6352	就労継続支援 (B型、20名)		○	○			多機能型
はっぴいマウス	長柄町国府里 696-14	(35)1778	就労継続支援 (B型、20名)		○	○			
一松工房	長生村一松丙 4343-1	(32)6631	就労継続支援 (B型、10名)			○			多機能型
セルプ・しんゆう	長生村金田 2133	(32)2587	就労継続支援 (B型、20名)	○	○				多機能型
キッチンせいしょう	一宮町一宮 389	(42)3869	就労継続支援 (B型、20名)	○	○	○			
ときわぎ工舎	睦沢町長楽寺 496	(44)2299	就労継続支援 (B型、10名)		○				多機能型
すっぱあふあ〜む	一宮町一宮 2001-1	(36)5111	就労継続支援 (B型、20名)		○	○			
指定通所介護事業所	茂原市高師 193-1	(27)1165	自立訓練(機能 訓練、30名)	○					基準該当
デイサービス こだま	睦沢町北山田 172	(44)2665	自立訓練(機能 訓練、10名)	○					基準該当
デイサービスセンター はまひるがお	白子町古所 5421-1	(33)2755	自立訓練(機能 訓練、35名)	○					基準該当
デイサービスセンター だるまさん	長生村宮成 3496	(30)0123	自立訓練(機能 訓練、35名)	○					基準該当
じょい	茂原市南吉田 1259	(36)3828	自立訓練(生活 訓練、6名)		○	○			多機能型
指定通所介護事業所	茂原市高師 193-1	(27)1165	自立訓練(生活 訓練、30名)	○					基準該当
デイサービス こだま	睦沢町北山田 172	(44)2665	自立訓練(生活 訓練、10名)		○				基準該当
デイサービスセンター はまひるがお	白子町古所 5421-1	(33)2755	自立訓練(生活 訓練、35名)		○				基準該当

多機能型：1か所で複数サービスを提供する事業所

基準該当：市が障害のある人の利用を認めた介護保険事業所

入所施設等(暮らす場所)									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					定員
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生厚生園	茂原市立木 477	(24)2003	施設入所支援		○				50
青松学園	一宮町一宮 389	(42)3869	施設入所支援	○	○	○			30
モアしょうえい	長生村金田 2133	(32)2587	施設入所支援	○					50
セルプしんゆう	長生村金田 2133	(32)2587	施設入所支援	○	○				52
スマイルⅠ～Ⅵ	茂原市本納1705-1 -101、102、103、 201、203、205	(34)1316	共同生活援助			○			各2 計12
ステラ	茂原市八千代 1-5-2	(36)6730	共同生活援助			○			7
ケアホーム せいしょう(榎)	茂原市茂原 541-10	(22)7373	共同生活援助		○				4
ケアホーム せいしょう(桜)	茂原市茂原 541-10	(22)7373	共同生活援助		○				6
グループホーム さざんか	茂原市高師 96-1	(26)5700	共同生活援助			○			2
グループホーム あさがお	茂原市高師町 3-10-2	(26)5700	共同生活援助			○			5
グループホーム りんどう	茂原市高師70-5 MICビル2	(26)5700	共同生活援助			○			7
グループホーム すずらん	茂原市高師70-5 MICビル3	(26)5700	共同生活援助			○			7
グループホーム たき桜	茂原市小林 1962	(26)5700	共同生活援助			○			10
もばら ユーカーリホーム	茂原市上永吉 1655-2	(22)1691	共同生活援助		○				6
スペースぴあ 壱番館	茂原市本納 2316-2	(34)3210	共同生活援助			○			6
スペースぴあ 弐番館	茂原市本納 2315	(34)3210	共同生活援助			○			6
スペースぴあ 参番館	茂原市本納 3200-77	(34)3210	共同生活援助			○			5
スペースぴあ 四番館	茂原市新小鬮 936-5 カクチャリ新茂原	(34)3210	共同生活援助			○			2
スペースぴあ 麓番館	茂原市七渡 1648-32	(34)3210	共同生活援助			○			3
スペースぴあ 菜々番館	茂原市本納 3200-21	(34)3210	共同生活援助			○			6

事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					定員
				身体	知的	精神	児童	難病	
スペースぴあ 蜂番館	茂原市高田 263-4	(34)3210	共同生活援助			○			3
スペースぴあ 鳩番館	茂原市谷本 22-16	(34)3210	共同生活援助			○			4
グループホーム はる1103	茂原市早野2532-2 中村ハイツ103号	(47)3633	共同生活援助	○	○	○		○	2
グループホーム はる1201	茂原市早野2532-2 中村ハイツ201号	(47)3633	共同生活援助	○	○	○		○	2
グループホーム はる1203	茂原市早野2532-2 中村ハイツ203号	(47)3633	共同生活援助	○	○	○		○	2
グループホーム はる2101	茂原市小林1692-1 グランティール小林 A101号	(47)3633	共同生活援助	○	○	○		○	2
グループホーム はる2102	茂原市小林1692-1 グランティール小林 A102号	(47)3633	共同生活援助	○	○	○		○	2
グループホーム はる2103	茂原市小林1692-1 グランティール小林 A103号	(47)3633	共同生活援助	○	○	○		○	2
アミーゴ	茂原市小林 2298-10	(20)1630	共同生活援助		○	○			4
一期一絵・荘	茂原市南吉田 1716-5	070- 2684-0400	共同生活援助		○	○			4
一期一会 庵	茂原市千沢 23-64	070- 2684-0400	共同生活援助		○	○			3
そらまめホーム	長生村一松丁 90-1	(36)2424	共同生活援助	○					8
ねむのきの家	睦沢町上市場 712-6	(44)2544	共同生活援助		○				4
東金御門ホーム	睦沢町上市場 416-22	(44)2199	生活ホーム		○				4
やつみ寮	長生村岩沼 2333	(32)1944	生活ホーム		○				5
かしの木寮	長柄町山之郷 630-65	(35)5255	生活ホーム		○				5
榎の木学園	睦沢町上市場 693	(44)1212	福祉型障害児 入所支援				○		30

居宅介護事業所(ホームヘルパー派遣) 「重訪」は「重度訪問介護」の略「同行」は「同行援護」の略									
事業所名	所在地	電話	主たる対象者					重訪	同行
			身体	知的	精神	障児	難病		
リンクスヘルパーステーション	茂原市東郷 468-1	(27)2104	○	○	○	○	○	○	○
ヤックスヘルパーステーション 茂原谷本	茂原市谷本1810-1 ヤックスドラッグ 茂原谷本店内	(20)2902	○	○		○		○	
株式会社ヘルシーサービス茂原 営業所	茂原市高師 2144-11	(27)3336	○	○		○		○	
亀田ホームケアサービス茂原	茂原市六ツ野 1839-1	(27)1814	○	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター茂原	茂原市高師291-5 ケラングール102	(27)4141	○	○	○	○	○	○	
しょうじゅの里茂原訪問介護事業所	茂原市高師 193-1	(27)1165	○	○	○	○	○	○	
介護サービス絆	茂原市長尾 2695-13	(24)0411	○					○	
ジャパンケア茂原	茂原市高師499-1 1F 101号室	(26)6251	○	○	○	○		○	○
茂原市社会福祉協議会訪問介護事業所	茂原市町保 13-20	(23)1969	○	○	○			○	○
株式会社ニチモ	茂原市高師57 NB第一ビル2F	(26)6233	○					○	
訪問介護事業所ぶらんどーる	茂原市早野新田 187-9	(36)3075	○	○	○	○	○		
ケアビジョン茂原	茂原市道表8-19 道表プラザ202号	(20)5115	○	○	○	○	○	○	○
介護サービスステーションフォルテシモ	茂原市高師町 2-14-11	(36)6005	○	○	○	○	○	○	
恵ケアセンター茂原	茂原市茂原14-8 2階	(36)5041	○		○		○	○	
ケアステーションすずらん	茂原市町保38-7 緑川オフィス1F	(36)3707	○	○	○		○	○	
ホームケアリブコースト一宮	一宮町東浪見 6989-3	(40)1919	○		○			○	○
ニチイケアセンター一ノ宮	一宮町一宮 3093-4	(40)1971	○	○	○	○	○	○	○
社会福祉法人一宮町社会福祉協議会	一宮町一宮 1865	(42)3424	○	○		○	○	○	○
生活支援センターつくも	睦沢町上市場 693	(44)0999	○	○	○	○		○	
ケアサポート白子	白子町中里 5296-4	(33)3036	○		○		○	○	

事業所名	所在地	電話	主たる対象者					重訪	同行
			身体	知的	精神	障児	難病		
長柄町社会福祉協議会訪問介護サービス事業所	長柄町桜谷712 長柄町福祉センター内	(30)7300	○	○	○			○	
ケアミッション長南	長南町長南 2529	(44)4300	○	○	○	○	○	○	○
ホームヘルプこだま	睦沢町北山田 172	(44)2665	○	○	○	○	○	○	
リブホームケア白子	白子町関 6209	(36)5690	○			○	○	○	○

短期入所事業所									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
長生厚生園	茂原市立木477	(24)2003	短期入所		○		○		
青松学園	一宮町一宮389	(42)3869	短期入所	○	○	○	○		
槇の木学園短期入所事業所	睦沢町上市場693	(44)1212	短期入所	○	○	○	○		
モアしょうえい	長生村金田2133	(32)2587	短期入所	○					

相談支援事業所(計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援)									
事業所名	所在地	電話	種類	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
長生地域生活支援センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44)7797	計画相談支援	○	○	○	○		
スペースびあ相談室	茂原市本納 2315	(34)3210	計画相談支援	○	○	○	○		
民堵	茂原市本納 1705-1 グランディハイツ105	(34)1316	計画相談支援	○	○	○		○	
特定相談支援事業所 あゆみの家	茂原市本小轡 319-1	(24)9134	計画相談支援	○	○	○			
スマイルコスモ	茂原市高師57 NB第1ビル2階	(27)7017	計画相談支援	○	○	○			

事業所名	所在地	電話	種類	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
ふれあい広場ひびき相談室	茂原市茂原 1017-2	(44)4886	計画相談支援	○	○	○			
長生ひなた	茂原市長尾 2694	(22)7859	計画相談支援	○	○	○	○		
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	(44)0999	計画相談支援	○	○	○	○		
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	(44)1214	計画相談支援				○		
モア・しょうえい	長生村金田 2133	(32)2587	計画相談支援	○					
セルプ・しんゆう	長生村金田 2133	(32)2587	計画相談支援	○					
相談支援事業所 母里子ネット	長生村本郷 6926-1	(47)4239	計画相談支援	○			○		
相談支援センター はまおと	一宮町一宮 389	(42)3869	計画相談支援	○	○	○	○		
長生地域生活支援 センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44)7797	地域移行支援	○	○	○	○		
スペースびあ相談室	茂原市本納 2315	(34)3210	地域移行支援			○			
長生地域生活支援 センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44)7797	地域定着支援	○	○	○	○		
スペースびあ相談室	茂原市本納 2315	(34)3210	地域定着支援			○			
長生地域生活支援 センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44)7797	障害児相談支援				○		
スペースびあ相談室	茂原市本納 2315	(34)3210	障害児相談支援				○		
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	(44)0999	障害児相談支援				○		
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	(44)1214	障害児相談支援				○		
相談支援事業所 母里子ネット	長生村本郷 6926-1	(47)4239	障害児相談支援				○		
相談支援センター はまおと	一宮町一宮 389	(42)3869	障害児相談支援				○		

障害児通所支援施設(児童福祉法にもとづくサービス)

事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	障児	難病	
放課後等デイサービス s o r a	茂原市腰当 1308-1	(36)3682	放課後等デイ サービス				○		
放課後等デイサービス s o r a II	茂原市千沢 736-37	(36)3682	放課後等デイ サービス				○		
アンダンテ茂原	茂原市谷本 175-17	090- 5564-3617	放課後等デイ サービス				○		
わくわくセブン	茂原市茂原 1526-2	(44)5701	放課後等デイ サービス				○		
放課後等デイサービス HERO	茂原市下永吉 233-1永吉ビル 1-A号室	(36)3509	放課後等デイ サービス				○		
生活支援センターつくも	睦沢町上市場 693	(44)0999	放課後等デイ サービス				○		
母里子クラブ	長生村本郷 6926-1	(47)4239	放課後等デイ サービス				○		
放課後クラブすっぱあ	一宮町船頭給 234-10	(47)2571	放課後等デイ サービス				○		
放課後等デイサービス きらきら	長生村信友 1833-5	(36)2311	放課後等デイ サービス				○		
わくわくセブン	茂原市茂原 1526-2	(44)5701	児童発達支援				○		
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	(44)1214	児童発達支援				○		
母里子クラブ	長生村本郷 6926-1	(47)4239	児童発達支援				○		
放課後等デイサービス きらきら	長生村信友 1833-5	(36)2311	児童発達支援				○		
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	(44)1214	保育所等訪問 支援				○		

(2) 地域生活支援事業所（茂原市と契約している事業所）
（平成30年2月1日現在）

相談支援事業									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象者					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生地域生活支援センター	茂原市六ツ野 2796-40	(44)7797	相談支援	○	○	○	○	○	地域活動支援センターⅠ型
生活支援センターつくも	睦沢町上市場 693	(44)0999	相談支援	○	○	○	○		相談支援機能強化事業

日中一時支援事業			
事業所名	所在地	電話	備考
長生厚生園	茂原市立木477	0475(24)2003	
放課後デイサービス s o r a	茂原市千沢736-37	0475(36)3682	
生活支援センターつくも	睦沢町上市場693	0475(44)0999	
就労継続支援B型 すっぱあふあーむ	一宮町一宮2001-1	0475-36-5111	
第2クローバー学園	市原市椎津3085	0436(60)5115	
吉沢学園	市原市吉沢117	0436(98)1562	
ふるさと学舎きせつ館	市原市今富1110	0436(36)7611	
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊138-10	0470(87)9631	
いすみあかね園	いすみ市山田5901	0470(87)9631	
市津学園	市原市犬成650	0436(74)4134	
カマロードの里	東金市広瀬421-9-12	0475(58)1151	
エルピザの里	千葉市緑区高田町149-2	043(291)7061	
千原厚生園	市原市犬成651	0436(75)0411	
おもちゃ箱 おおあみ	大網白里市大網5002-63	0475(77)8076	
マナの家	九十九里町片貝6575-3	0475(76)1685	
愛育園	千葉市緑区誉田町1-45-2	043(291)1831	
ピアサポートセンターげんき	山武市新泉ト16-5	080-3010-0357	

移動支援事業			
事業所名	所在地	電話	備考
リンクスヘルパーステーション	茂原市東郷468-1	0475(27)2104	
ニチイケアセンター茂原	茂原市高師291-5	0475(27)4141	
生活支援センターつくも	睦沢町上市場693	0475(44)0999	
居宅介護事業所 母里子ネット	長生村金田2591-9	0475(47)2439	
ほぴあ訪問支援センター ゆう	袖ヶ浦市神納1-19-7	0438(60)7541	
ひまわり	大網白里市大網450-11	0475(73)8341	
ユーカリホームヘルプサービス	佐倉市宮ノ台2-28-1	043(463)5596	
すまいる本舗	大網白里市南今泉502-2	0475(77)6355	
ホームサポートふる里	市原市今富997-1	0436(37)7511	

訪問入浴サービス			
事業所名	所在地	電話	備考
セントケア茂原	茂原市鷲巣706-2	0475(27)1051	
アースサポート茂原	茂原市茂原640-10	0475(22)9800	
アースマイル	茂原市小林2550-21	0475(20)0151	
アリイブ・モア	睦沢町小滝450-2 リバーサイド101号	0475(40)3377	
ヘルシーサービス	いすみ市島744-1	0470(86)4941	
リンクス訪問入浴	大網白里市細草1170	0475(77)6010	
スマイル訪問入浴	市原市光風台2-380-3	0436-37-0067	
みなみ訪問入浴サービス	千葉市緑区あすみが丘 3-51-15	043-294-5345	

手話通訳・要約筆記派遣			
事業所名	所在地	電話	備考
千葉聴覚障害者センター	千葉市中央区神明町204-12	043(308)6372 FAX 043(308)5562	

(3) 虐待防止センター等(千葉県及び長生郡市) (平成30年2月1日現在)

窓口名	場 所	所在地	電話	F A X	備考
千葉県障害者権利擁護センター	千葉県庁 障害福祉事業課内	千葉市中央区 市場町1-1	043 (223)1019	043 (222)4133	平日(祝祭日を除く)9時~17時
茂原市障害者虐待防止センター	茂原市役所 障害福祉課内	茂原市道表 1	(20)1666	(20)1610	
一宮町障害者虐待防止センター	一宮町役場 福祉健康課内	一宮町一宮 2457	(42)1431	(40)1056	
睦沢町障害者虐待防止センター	睦沢町役場 福祉課内	睦沢町下之郷 1650-1	(44)2504	(44)2527	
長生村障害者虐待防止センター	長生村役場 福祉課内	長生村本郷 1-77	(32)6810	(32)6812	
白子町障害者虐待防止センター	白子町役場 保健福祉課内	白子町関 5074-2	(33)2113	(33)4132	
長柄町障害者虐待防止センター	長柄町役場 健康福祉課内	長柄町桜谷 712	(35)2414	(35)2459	
長南町障害者虐待防止センター	長南町役場 保健福祉課内	長南町長南 2110	(46)2116	(46)1214	
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例相談	長生健康福祉センター内	茂原市茂原 1102-1	(26)1510	(24)3419	平日(祝祭日を除く)9時~17時

【五十音順】

<か行>

※1 グループホーム（共同生活援助）

障害のある人が数人集まり、同居もしくは近くに居住する世話人の手助けを借りつつ住宅で自立して共同生活することをいいます。

※2 ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は家族、親戚、友人、近隣、ボランティアなどのインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入口、②アセスメント（心身の状態や問題状況などの把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程を持っています。

※3 高次脳機能障害

病気や事故等の原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断等の認知機能や感情・意志等の情緒機能（高次脳機能）に障害が現れた状態をいいます。

※4 交通バリアフリー法

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

高齢者、障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることから、公共交通機関の駅や空港、鉄道やバス等の乗り物を、高齢者や障害のある人の利便性・安全性の向上の促進を図ることを定めた法律で、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行されました。平成18年度には「バリアフリー新法」の施行により廃止されています。

<さ行>

※5 就労移行支援

民間企業・公共団体等で働く一般就労に必要な知識・能力の向上のために、一定期間、職場実習等の訓練を行う、総合支援法におけるサービスの一種になります。

※6 ジョブコーチ

就職または職場の定着に際して課題がある障害のある人に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるよう障害のある人本人はもとより家族や事業主に対して支援を行います。

※7 総合支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす組織。障害のある人とない人が、ともに暮らすことのできる地域づくりのため、市民、事業者、行政が話し合い、協働して取り組みを進めます。相談支援事業の評価や困難事例への対応等についての協議・調整等を行うほか、ともに暮らせる地域づくりの課題を解決するための方法の検討などを行います。

※8 ソーシャルインクルージョン

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念で、EUやその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、社会的排除に対処する戦略として、その中心的政策課題の一つとされています。

日本においては、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」（平成12年12月厚生省（当時））において、「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」理念を進めることを提言しています。

<た行>

※9 地域活動支援センター

障害のある人などに、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う場です。

※10 地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者とその家族が、住み慣れたところで、いきいきとした生活が送れることを目的として、医療・保健・福祉など含めて生活に関わる人や機関・組織が協力し合いながら、リハビリテーションを提供していくこと。①予防的リハビリテーション、②サービス提供の流れ、③当事者の社会参加、④取り巻く社会の心構え、の4項目が主な活動指針の柱として挙げられています。

※11 長生圏域

障害福祉サービスを面的・計画的に整備するためのネットワークとして、千葉県内には16の障害保健福祉圏域が定められています。長生圏域は、茂原市を含む7市町村で設定されています。

<な行>

※12 ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会である、との考え方です。

<は行>

※13 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

※14 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去する、という意味でも用いられます。

<ま行>

※15 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓の周りに脂肪がたまる肥満（内臓脂肪型肥満）に加えて、高血糖、脂質異常、高血圧等の生活習慣病を重複して持っている状態のことです。これらの生活習慣病は、それぞれ一つだけでも虚血性心疾患や脳血管疾患等を招くが、重複することにより、危険度がさらに高まります。

<や行>

※16 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害のあるなし、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

<ら行>

※17 ライフサイクル

生活環。人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。人生の経過を円環に描いて説明したものです。

※18 ライフステージ

生まれてから死ぬまでの人間の一生を、幼少期、青年期、壮年期、老年期など、特徴づけられるいくつかの段階に分けてあらわしたものです。本計画では、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の4つの段階に設定しています。

※19 リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指す考え方のことです。

<アルファベット>

※20 ADHD（注意欠陥・多動性障害）

Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略。日本語では「注意欠陥・多動性障害」といいます。集中力が持続できず、注意が散漫になったり（注意の転導性）、絶えず落ち着かないで動き回ったり（多動性）、衝動的で興奮しやすい（衝動性）などの、年齢あるいは発達に不釣り合いな症状が見られ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす場合があります。

※21 LD（学習障害）

Learning Disorders、またはLearning Disabilitiesの略。日本語では「学習障害」といいます。基本的には知的な発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するなどの学習をしていく上で必要な能力に著しい困難を示す状態を指します。

※22 NPO

Non Profit Organizationの略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立しました。



茂原市
第3次障害者基本計画
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

平成30年3月

発行：千葉県茂原市

企画・編集：茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会
茂原市 福祉部 障害福祉課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話：0475-20-1666（直通）

FAX：0475-20-1610

URL：<http://www.city.mobara.chiba.jp>

e-mail：syogai@city.mobara.chiba.jp
